

第七十一回国会 衆議院 災害対策特別委員会 會議録 第十号

昭和四十八年八月三十日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 大原 亨君

理事 宇田 國榮君

理事 高島 修君

理事 渡部 恒三君

理事 諫山 博君

理事 天野 光晴君

理事 瓦 力君

理事 竹中 修一君

理事 村岡 兼造君

理事 安田 貴六君

理事 川崎 寛治君

理事 中村 重光君

理事 福岡 義登君

理事 米田 東吾君

理事 庄司 幸助君

理事 高橋 繁君

出席政府委員

總理府總務副長

官 小宮山重四郎君

農林大臣官房技

術審議官 遠藤 寛二君

農林大臣官房審

議官 澤邊 守君

氣象庁長官 高橋浩一郎君

建設省河川局長 松村 賢吉君

建設省河川局次

長 川田 陽吉君

委員外の出席者

參議院災害対策

特別委員長 秋山 長造君

内閣總理大臣官

房參事官 杉岡 浩君

環境庁水質保全

局企画課長 松田豊三郎君

国税庁直税部所
得税課長 水口 昭君

文部省管理局振
興課長 宮地 貫一君

文化庁文化財保
護部長 吉久 勝美君

厚生省社会局施
設課長 館山不二夫君

農林省農林經濟
局金融課長 植木 建雄君

農林省農林經濟
局保險管理課長 板野 權二君

農林省構造改善
局次長 杉田 榮司君

農林省農畜園芸
局果樹花き課長 北野 茂夫君

農林省食品流通
局野菜振興課長 倉地 貞三君

食糧庁業務部買
入課長 戸塚 金郎君

林野庁指導部長 松形 祐堯君

水産庁漁政部長 増満 二郎君

通商産業省立地
公署局工業用水
課長 柴田 益男君

通商産業省基礎
産業局化學製品
課長 赤羽 信久君

中小企業庁計画
部金融課長 若杉 和夫君

氣象庁予報部長 毛利圭太郎君

氣象庁觀測部長 木村 耕三君

建設大臣官房地
方厚生課長 重見 博一君

建設大臣官房建
設機械課長 上東 公民君

建設省計画局宅
地部宅地開發課
長 吉田 公二君

建設省河川局開
発課長 宮内 章君

建設省河川局防
災課長 黒坂 正則君

建設省河川局砂
防部砂防課長 松林 正義君

建設省道路局企
画課長 浅井新一郎君

自治大臣官房參
事官 栗田 幸雄君

消防庁防災課長 藤江 弘一君

日本国有鐵道施
設局長 篠原 良男君

委員の異動
八月三十日

島田 琢郎君

辻原 弘市君

中村 重光君

津川 武一君

廣沢 直樹君

同日

川崎 寛治君

多賀谷眞稔君

榑崎弥之助君

庄司 幸助君

田中 昭二君

補欠選任

多賀谷眞稔君

川崎 寛治君

榑崎弥之助君

庄司 幸助君

田中 昭二君

補欠選任

辻原 弘市君

島田 琢郎君

中村 重光君

津川 武一君

廣沢 直樹君

八月二十四日

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに
関する法律案(參議院提出、參法第二三三號)

は本委員会に付託された。

本日會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに
関する法律案(參議院提出、參法第二三三號)

昭和四十八年七月三十一日未明の九州北部を中
心とした大雨による災害対策

昭和四十八年千ばつによる災害対策

○大原委員長 これより會議を開きます。

去る二十四日、本委員会に付託になりました參
議院提出の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の
貸付けに関する法律案を議題とし、提案理由の説
明を聴取いたします。參議院災害対策特別委員長
秋山長造君。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
に関する法律案

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
けに関する法律

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 災害弔慰金の支給(第三条―第七条)

第三章 災害援護資金の貸付け(第八条―第十
三条)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺
族に対して支給する災害弔慰金及び災害により
被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける
災害援護資金について規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪
雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異
常な自然現象により被害が生ずることをいう。

えないのであります。

したがって、災害により死亡した者の遺族に対して、弔慰のため、市町村が、市町村と都道府県と国との負担のもとに災害弔慰金を支給し、また、災害により世帯主が重傷を負い、または住居家財に相当程度の損害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに資するため、市町村が都道府県、原資手当てを得て、災害援護資金を貸し付けることができる制度を講じようとするものであります。

以下、この法律案について、その要旨を申し上げます。

まず、この法律における「災害」の定義であります。暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいうことといたしております。

次に、この法律の二本の柱の一つである災害弔慰金の支給についてであります。市町村は、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、五十万円の災害弔慰金の支給を条例によって実施することができるとし、この市町村の災害弔慰金に要する費用につきまして、その最終負担は、市町村と都道府県が四分の一ずつ、国が二分の一ということにいたしております。

もう一本の柱である災害援護資金の貸し付けにつきましては、市町村はその区域に災害救助法が発動されるべき被害の発生している災害、その他の災害により、世帯主が療養一カ月程度以上の負傷をし、あるいは、住居家財に政令で定める相当程度の損害を受けた世帯のうち、その所得が政令で定める一定額未満の世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、五十万円をこえない範囲内で、政令で定める額の災害援護資金の貸し付けを条例によって実施することができることといたしました。

この災害援護資金の償還期間につきましては、据え置き期間を含み十年をこえない範囲内で政令で定めることとし、金利につきましては、据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間の経過後は

年利三%としております。

また災害援護資金の原資につきましては、市町村に対しては、国による三分の二の無利子の資金手当てのもとに、都道府県が全額を無利子で貸し付けるものとしております。

最後に、この法律の施行期日は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日としておりますが、その政令で定める施行の日前に生じた災害から適用することができることを明らかに規定いたしました。

なお、参議院本会議におきまして修正が行なわれ、この法律は、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害から遡及して適用することとなりまして、以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大原委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○大原委員長 本案について質疑、討論の申し出はありませんので、直ちに採決いたします。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大原委員長 次に、災害対策に関する件について調査を進めます。

まず、昭和四十八年七月三十一日未明の九州北部を中心とした大雨による災害について、政府においてとった措置の概要等について説明を聴取いたします。総理府総務副長官小宮山重四郎君。

○小宮山政府委員 昭和四十八年七月三十一日未明の九州北部を中心とした大雨による災害について御報告いたします。

七月三十日黄海に発生した低気圧は、東北東に進み、同日夜日本海西部に入り、三十一日には日本海中部に達しましたが、この低気圧の中心から南西に伸びる寒冷前線は、三十日夜から八月上旬にかけて九州北部を中心に局地的集中豪雨をもたらした、福岡県をはじめとする各地に大きな被害が発生いたしました。

その一般被害は、警察庁の取りまとめましたところによりますと、死者、行方不明者二十九人、負傷者十人、家屋の全半壊流失百九棟、床上浸水九千二百六十三棟、床下浸水二万八千五百一棟となっております。

また、施設関係等の被害につきましては、県等からの報告によりますと、台風第六号の被害を含めまして、公共土木施設約百五十一億円、農地等約九十六億円、中小企業関係約四十六億円、その他合わせまして合計約三百五十九億円となっております。

この災害に対して、福岡県及び太宰府市ほか十八市町村は災害対策本部を設置し、また、この災害による被害の特に大きかった太宰府市ほか十市町村に七月三十一日に災害救助法を適用し、必要な応急救助を実施いたしました。

政府といたしましては、直ちに関係官を現地に派遣し、調査並びに応急対策の指導につとめるとともに、早期に災害査定を実施できるよう努めております。

今後、被災地の実情の把握を急ぎ、被災者の救済を第一として災害復興を進め、災害の早期復旧及び必要な財政金融措置を鋭意推進してまいります。

所存でございます。

○大原委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宇田國榮君。

○宇田委員 さきに桜島火山対策の特別措置の問題に対して、総理府をはじめ各省非常な御協力を願って特別立法ができたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

ところが、その桜島がまた爆発を何回もやりまして、非常に降灰がひどい。すなわち灰が、全くもう目もあけられないようなぐあいになってまいるのであります。それで専用の道路清掃車というのを用いてやっておるわけですね。ところが、その清掃車なるものが非常に高価であって、一千万くらいするというのであります。鹿兒島県の土木課では常時これを出動させて、そして清掃をやっている次第でありますけれども、この際何台も、二台目よりか三台目、四台目がどうしても必要であるというふうなことで、この清掃車を購入するに對して建設省においてはもつと積極的に、これをひとつ国費でもって補助することはできないのか。この点を、きょうは局長がおいでになつていないので、建設機械課長がおいでになつておるようなので、これに對してちよつと御見解を、特殊なあれでありますから――。

○上東説明員 お答え申し上げます。桜島の降灰の問題につきましては、昨年度道路整備費におきまして、鹿兒島県に對しまして清掃車一台を補助したわけでございます。今年度につきましては当初御要望がないというふうなこともございまして、補助決定後にそういった問題が出てまいったわけでございますが、次年度におきましてはそういった実態を踏まえまして、大蔵省に對する予算要求に對しまして十分努力したいと思っております。

○宇田委員 あとで同僚議員の川崎君からこの問題の質問がありますが、農作物の被害はもちろ

だが、鹿児島市の被害地域はもうほとんど灰のために通行もできないような情勢になっておるのでありますから、当局においてはこういうかゆいところに手の届くような施策を大いにやってみてほしい。そうでないと地方の——これは市の仕事でもなければ県の仕事でもない。実際は非常事態の降灰でありますから、どうかそういう点に対して今後とも御尽力を賜わるようお願い申し上げたいと思います。要するに人体に対する被害も、だんだん咽喉を悪くするとか目を悪くするとか、いろいろな身体障害にまで及んでおるのでありますけれども、とりあえずこの降灰対策、これを清掃車によって逐次一掃してもらおうような方向にひとつお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○大原委員長 次に、昭和四十八年の干ばつによる被害状況について政府当局から説明を聴取いたします。農林大臣官房審議官澤邊君。

○澤邊政府委員 たいへん時間におくれまして、申しわけありませんでした。

本年の干ばつの被害状況について、農林関係について概況を御報告いたします。

本年の六月ごろから全国的に雨不足の傾向があらわれまして、七月に入りましてその傾向が一そう顕著になりました。特に雨の少ない地域といたしましては、北海道の西部、東北、北陸、近畿、山陰、瀬戸内といったところが被害が大きくなり始めたわけでございますが、御承知のように、七月末から八月初めにかけまして、台風六号の関係で前線によりまして低気圧によって北海道の西部、東北北部、東海、四国、九州の各地でかなりの降雨がございまして、これまでの渇水状況は部分的にはかなり改善をされました。しかしながら、これらの地域におきましても回復困難なものもございまして、また、その他の地域におきましては、局地的な降雨はありましたものの、依然として干ばつが続き、水不足は深刻となっております。

す。

八月十日現在で農林省の統計情報部が取りまとめた農作物の被害状況は、面積で七十三万七千ヘクタール、被害見込み金額で六百七十五億、四十二年以来の大きな被害となっております。作物別に見ますと、野菜、水陸稲、果樹、この三種目で約七五％程度の被害になっておりまして、その他工芸農作物、飼料作物、雑穀・豆類等に被害が出ております。以上が農作物関係の被害でございます。

林業関係につきましては、幼齢造林地あるいは苗木等を中心といたしまして、北海道、東北、中国の西のほう等におきまして一部被害が発生しております。たとえて申し上げますれば、幼齢造林地の被害は、一応県の報告では四千ヘクタールというところになっております。永年植物でございますので、急激に被害はあらわれておりませんが、引き続き調査を続行中でございます。

次に、水産関係につきましては、これまで県の報告の参っておりますのが内水面漁業関係でございます。いまして、霞ヶ浦、北浦におきまして養殖のコイの斃死、秋田県内におきまして養殖のイナマス、それから宮城県におきまして養殖カキの斃死等、現在報告を受けておりますのは五億二千万円の被害が出ております。

以上が現在の概況でございますが、なお引き続き被害が進行中でございますので、さらに調査をいたしたいと思っております。

○大原委員長 細田吉蔵君。

○細田委員 ただいま政府から御報告がございました。六月下旬以降の干ばつについて、若干の質疑を申し上げたいと思っております。時間が制約されておりますので要点だけ申し上げますので、簡潔に結論だけお答えをいただきたいと思っております。

干ばつの対策で一番困りますことは、日照りに不作なしというので、これを米にとつてみますと、全体としては豊作が予想されるわけですが、かし、その中で干ばつがございまして、ひとし

からざるを憂えるというか、個々の被災者にとりましては非常に大きな損害になる、短期的にそういうことになるわけでございます。そういう点を十分に考慮に入れられて、政府で万全の対策をいろいろおとりいただきたいと思うのでございます。

そこで、いろいろ申し上げたいのですが、先ほど言いましたように結論だけ申し上げておきますと、まず総理府。農作物はもとよりでございますが、農地、農業用施設等につきまして、激甚災害の法律を適用するということが私は必要であると考えております。これは数字や何かのことではない。いろいろ言われる、基準に合わないとか合うとかいうお話がありますが、もうこれはそういう時代ではなくておるのじゃないか、こう思っております。これは適用をしてもらうということでありまして、どうしてもだめなら同じようなことをやるというのを言ってもらいたいわけでありまして、

○小宮山政府委員 総理府といたしましては、いま被害額の総計をまとめております。そのまとめるところで農作物の被害に対する天災融資法の適用をきめまして、かつ、そこで激甚法の適用をいたしたい、こう考えて、いま鋭意集計中でございます。

○細田委員 これは農林省になりますか、総理府の災害対策本部になりますか、よくわかりませんが、昭和四十二年の干ばつの際に、政府として干害応急対策事業助成要綱といったようなものをつくって、いろいろ対処したというのを覚えております。私も当時から本委員会に所属をして、いろいろやった記憶がございまして、現地にも出かけました。それで、このことは、少なくともそれよりは、ほんとうは今回はさらにいろいろの特別な事情が全国的に出てきておると思っておりますので、それ以上のことを実はお願いいたさなければならぬと思っております。

きょうは個々のことは申しませんが、少なくとも四十二年度においてとられた方策というものが

は、当然最低限度として実施をしていただけたらというふうな思っております。すばかだと思っております。また、そういうつもりで地方の県なり市町村なりは金も出したりいろいろ対処いたしておるわけでございますので、これは当然そうしていただかなければならぬ、こう思っております。でございますが、この点について総理府並びに農林省の——主として農林省が多いもので、それから農林省、両方から、あるいは一方であれば一方でいいです、代表してお答えをいただきたい。

○小宮山政府委員 現在の干ばつに対しての対策は、現在講じている対策と、これから必要により検討すべき事項という二つに分けて考えております。一番初めは農業用水確保のための干ばつ応急対策費、これは井戸の掘さくとか揚水機設置の実施についての指導、これは農林省がやっております。揚水機の貸し出し、これも農林省でございます。関係係官を現地に派遣いたしましていろいろ指導いたしておりますし、農業共済金、保険金の早期仮払いの措置をとるよう指導いたしております。

厚生省では、飲料水の給水制限及び隣接水道からの応援等による給水量の確保とか、防衛庁によりまして渇水地域における給水車の派遣等の応援をやっております。

それから通産省では、工業用水の給水制限及び海水利用、水の循環利用等の指導をやっておりますし、建設省では河川、ダム用水等の利用、渇水調整会議の開催をいたしております。

今後必要により検討すべき事項としては、農業用水確保のための干ばつ応急対策事業に要した費用に対する国庫補助の実施と、先ほど申しました天災融資法及び激甚法の適用の早期見直しをいたして、その適用を早くすること、それから飲料水渇水対策に要した地方公共団体の経費について特別交付税の交付及び起債措置等を講ずる。

それから恒久対策としては、ダム等々の仕事を今後検討しなければいけないということで、総

理府は全体の干ばつ対策を審議室のほうでいまま
とめていてとらでございませう。

○澤邊政府委員 農業用水を確保して農作物の被
害をできるだけ防止するという事で、揚水機の
設置、水路なりあるいは井戸の掘きくという応急
工事に対して、四十二年の干ばつ時に臨機に
補助をいたして助成措置を講じておりますが、今
年の干ばつも、現在なお引き続いておりますけれ
ども、八月十五日現在で約二十九億円くらいの事
業をやっておるという報告を県から受けておりま
す。さらにその実態を詳細に把握する一方、過去
の例を参考にしながら、助成措置につきまして現
在財政当局と折衝いたしております。

○細田委員 あとは、時間の関係上一括して申し
上げます。

天災融資法の発動は当然だと思ひますし、いま
副長官からの御答弁の中にありましたから、これ
はもうよろしいですが、自作農資金ですね。これ
は、たとえば私どもの島根県などはこ三年連続
災でございまして、去年も限度額の引き上げを
やつてもらったわけですけれども、さらに限度額
百万までの引き上げをぜひお願いしたい。並びに
資金ワクの拡大というようなことを言っておりま
すが、この点についてお答えをいただきたい。

それから、これから申し上げることは、全部す
ぐ結論がなければ、あとからまた詳細にいろいろ
御相談したりいたしますから、一応聞いておいて
もらいたい。それから、返事ができるものはすぐ
返事してもらいたい。

農林漁業金融公庫資金の貸し付け条件の償還期
限の延長など、この緩和をやってもいい。

三番目。先ほど申し上げたように、米が非常に
できるところとできないところのアンバランス
が非常にきついております。もちろん農業共
済もありますが、これはもうどうにもなるような
金ではございません。そこで、農民としては規格
外の米の政府買い入れについて非常に強い要望が
あるわけでございます。何でもかんでもというわ
けにもまいらぬと思ひます。限界はあると思ひま

すが、やはり政府としてはあたたかい手をひとつ
差し伸べていただくということが必要であらう。
こういう問題でございませう。

それから、いろいろこまかい問題はあります
が、特に私どものほうの県などで、私も現地を
回つてみまして非常に気をつけておかなければな
らぬことはため池の問題でございませうが、ため池
が今度の干ばつで枯れまして、相当亀裂が入ると
いったようなことでございまして、このため
池は干ばつに際して枯れて非常に困つておりま
す。これをちゃんと修理をいたし、改良復旧をい
たさないと、将来の干ばつに備えるわけにもま
いらない。と同時に、これはよくあることですが、
むしろこのほうが多いかもしれぬが、集中豪雨が
あつたときなどに、逆に今度は水があふれ、ため
池が崩壊いたしまして、低いところへ大きな損害
を及ぼす、こういうことになるわけでございま
す。こんなことは言うまでもないことでございま
すが、何しろ非常にたくさんため池がある。昔の
人が苦心してつくつたものでございませう。こ
れが長いことほつたらかされておる。今度水がか
わいて相当こわれておる、この機会に直そう。とこ
ろが実は高いところにあるような関係もあり
まして、人手がたいへんだと思うのです。

それからこのごろは、全般に資材が不足です。
もう鉄が不足だ、セメントが不足だ、パイプ類が
ないといつて、戦争中みたいじゃないかというよ
うな話もこの間現地でいたしておりましたが、か
なり困難な問題があると思う。もちろん資材の手
当てや人の手当てをしなければならませんが、金
の問題については少なくとも十二分に見て、そう
してこれをやっておきまさんと——これだけの干
害というものは昭和十四年以来といつてはからそ
うちよいちいまい来ませんが、雨のほうはしよつ
ちう来ますので、そつちと両方に対して備えて
おかなければならぬので、特にひとつこれは
農林省のほうで配意をお願いしたい、しておか
なければならぬというふうには考へておるわけ
でございませう。

ほかの点はいろいろございませうけれども、大体
四十二年にもうかなり対策がいろいろ出ておりま
すし、いま御答弁もいろいろございまして、から、
質問の時間の制約もございませうのでこの辺でやめ
ますが、いま申し上げたような点をざつとひとつ
結論だけ答えていただきたい。私の質問はこれで
終わります。

なお、いま総務副長官に要望だけ申し上げてお
きますが、先ほど来お話がございました、答弁の
中にもございましたと思ひますが、地方財政——
特に地方の都市が、われわれのような過疎県でも
人口が大都市に集中いたすということございま
すが、これは私の県だけじゃないと思う。どこで
も干害にあひますと、都市部の人口が膨張いたし
ておりますので水道の水が足りない、工業用水が
だめになる、冷房ができない。もういろいろなと
ころで、干害が起こりますと今後問題が起こるだ
ろうと思う。したがって、都市集中の傾向に対す
る上水道の確保というものは、いままでとは違つ
た意味で非常に重大な問題になつておると思ひま
す。今度あたりの状況を見ますと、もう冷房はだ
め、それから人口がふえたやつは飲料水を確保し
なければならぬから、工業用水で昔はやらなかつ
たような異常な制限をする、こういうことがあり
ますので、根本的に都市集中に対する対策として
考へておかなければならぬという点、これは、い
ま具体的はどうするといつてもそう簡単でないの
で、一般論として申し上げておきます。

なお、使つた金に対する財政措置、これはあな
たのほうというより自治省だろが、これは特に
考へてもらふというところをこの際要望しておきま
す。もう返事はいいです。

○澤邊政府委員 それでは、お尋ねの四点につ
きまして簡潔にお答えをしたいと思います。

自作農資金につきましては、天災融資法の発動
適用の際にそれとの関連で検討してまいりたいと
思ひます。

それから第二点の、農林漁業金融公庫の既貸し
付けの償還条件の緩和の問題でございませうが、こ

れは償還期限の延長あるいは償還据置き期間の
設定ということ、どうしても償還がむずかしい
という場合にはできる道が開けておりますので、
今後の実態をよく調べた上で公庫を十分に指導し
てまいりたいと思ひます。

それから規格外の米の買い入れの問題につきま
しては、等外あるいは規格外米は原則として食管
では買わないことになっておりますけれども、被
害が非常に大きい、低質米がたくさんできたとい
う場合には、配給可能なものについては、地域を
限定いたしまして、買い入れの措置を災害対策と
して講じたことがございませうので、被害が十分に
詳細に明らかになつた時点で検討してまいりたい
というふうには考へます。

ため池の復旧につきましては、農地も同様で
ございませうが、亀裂等が入りまして、通常の維持管
理では手直しができないというものにつきまして
は、災害復旧事業といたしまして暫定法に基づい
て実施する考へでございませう。

○小宮山政府委員 災害復旧に要する機材の不足
がございませう。これについては重大な問題でござ
いませうので、通産省等を通して必ず手当てが
できるように今後ともしておきたい。

先ほど答弁が要らないというふうなお話でござ
いましてけれども、地方公共団体が要しました経
費については、特別交付税あるいは起債の考慮を
積極的にいたしたいと思ひます。

○細田委員 ありがたうございませう。

○大原委員長 次に、檜崎弥之助君。

○檜崎委員 一番最初に、総理府の副長官のほう
からまとめてお答えいただきたいのですが、関係
各省は福岡県の災害の現場に出張されて実情を把
握されておるかどうか、ちよつと最初にお尋ねい
たします。

○小宮山政府委員 建設、農林の担当官を派遣し
て現状を把握しております。

○檜崎委員 建設省はどうですか。

○黒坂説明員 お答えいたします。

建設省といたしましては、七月三十一日に災害

査定官を現地に派遣いたしまして、さらに八月の三日に砂防課の課長補佐を派遣いたしまして、現地の実情調査、それから災害復旧の工法指導、こういうことをいたしております。

○榑崎委員 林野庁関係はどうでしょうか。

○松形説明員 お答え申し上げます。

林野庁も、現在現地に直ちに治山あるいは林道の担当官を派遣いたしまして、たゞいま建設省から御説明申し上げましたような趣旨で、同じような指導もあわせてやったわけでございます。

○榑崎委員 今回の福岡県の災害を、私も全部現地に行つてくまなく見ました。私の見たところでは、自然災害プラス人為的な災害の競合があつたと思われまふけれども、どのような判断を持つておられますか。

○小宮山政府委員 自然災害プラス人為的な災害というお話でございますが、いろいろな問題がございましょうが、自然災害にある程度地元での怠りがというようなことがあつたのではないかと考えております。

○榑崎委員 私はその感を深くしているのです。具体的に事実をあげて見解をお伺いしたいのですけれども、まず、最近の災害は非常に人為的な災害といふことが、たとえば乱開発と申しますか、そういうものとの競合があつてより被害を増大しておるといふ傾向が、これから全国的に出てくるのではないかとこの危惧があるわけです。

そこで、まず列島改造構想における防災対策の位置づけというものは、これはないがしろにできない問題だという感じがするのです。列島改造における公害なら環境汚染の拡散、そういう危険性の指摘は、いままでもずいぶん私もやっておるところですけれども、それとともに、この改造によつて土砂害や水害激発の原因をつくる可能性、あるいはおそれというものは十分考えられる、このように思うわけです。たとえば列島改造論による高速交通網、あるいは二十五万都市の建設等々が柱になつておるわけですけれども、たとえば森林地帯を切り開く、あるいは田畑を改造す

る、そうして宅地造成なりあるいは工場あるいは公共用地を開発する。そうすると、当然そこに出てくるのは、遊水機能が減少するという問題、それから土砂のエロージョンと申しますか、山腹崩壊の促進、あるいは流出率の増大、これは当然常識としてもその可能性は出てくるわけです。そしてこの問題は、いづれも河川にとつては重荷になる要素であります。

こういう点を考えますと、列島改造構想における防災対策の位置づけというものは非常に重大になると私どもは思うわけですけれども、どのような御見解をお持ちでしょうか。

○小宮山政府委員 確かに先生のおっしゃいますように、列島改造をやる場合にたいへんいろいろな問題が出ております。たとえば防災体制の中で開発する場合に、災害から守るために今後は水系ごとの水量で列島改造をやつていこう、これが開発本部のほうの考え方、国総法の考え方でございます。まして、なおそのほかに、昨年の災害で建設省等で危険地域を点検いたしましたところ、相当数、約六万地点というところで、この点も考えあわせて、今後とも列島改造をやつていく場合に、防災体制の確立ということは最も重要なことであると考へております。

○榑崎委員 ことばでなしに、やはりその位置づけというものをきちんと具体的になさる必要がある、このように私は思ふわけです。その点は全国防災協会が季刊誌として「防災」といふ、こういうやつを発行しておる。このことしの四十四号に山本三郎という方が冒頭に見解を表明しておられます。この方は御案内のとおり、かつて河川局長から建設省の次官をなさつた方であると思ふのです。この方が列島改造における防災対策の位置づけの重要性を非常に強調されているわけですね。これはぜひひとつ明確にしてみたい。いまの御答弁ではちょっと抽象的でありまして、これは要望をきつておきたいと思ふのです。

そこで次に、私がこういう指摘をするのは、冒頭にも指摘しましたとおり、これからの災害とい

うものは自然災害プラス人災の競合がある。といふのは、たとえば高橋裕という東大工学部の教授、これは河川工学の日本の最大の権威でありますけれども、その先生の一番新しい「国土の変貌と水害」といふ本の中にも鋭い指摘があつておりますので、一応私はそのくだりだけ紹介しておきたいと思ふのです。

「いままでは自然災害ということばが示すように、自然の暴力が人間を攻撃するのが自然災害であつた。ところが、開発がいままでとはけた違いに巨大になつてきた今日、その開発のしかたによつて特に水害で大きな影響を受けるとすれば、これからは人間の暴力が自然に攻撃を加えた結果が水害となつてあらわれる。人間が水害の舞台を用意し、そこに豪雨という自然の力が加わつて水害が発生するようになったと考えられる。ここに自然とはわれわれにとつて何であるかを問いたたさなければならなくなつた背景がある。私は、非常に適切な指摘であると思ふのです。」

御案内のとおり、国土総合開発関係の法案も現在にかつておる段階ですから、もう一度列島改造論における防災対策面の位置づけというものをきちんとやつていただきたいと思ふます。

そこで、福岡県の具体的な災害の問題に入つていききたいと思ふのですけれども、まず最初に、今度の福岡県災害と宅地造成との因果関係について、問題を指摘しながら見解を承りたいと思ひます。

四十七年度の災害の報告を私読ましていただきました。それと今年度の福岡県の災害を中心として考へてみた場合に、非常に特徴が変わつておる。というのは、四十七年度災害を一般的に見てみると、非常に過疎のところの起つておる。こ

○吉田説明員 太宰府町等におきまふ被災地におきましては、宅造規制区域はかつておりません。

○榑崎委員 指定されておるあの十一市町村ですね、この災害救助法が適用になつておる十一市町村全部について、含まれておるところがあるかないか。

○吉田説明員 福岡県では北九州市等に若干の指定がございしますが、この十一市町村の中では宅造規制区域がかかつておるところはございません。

○榑崎委員 十一市町村の中に福岡市はあるのじゃないですか。

○吉田説明員 北九州市と福岡市の市域でござい

○榑崎委員 つまり今度の災害で、災害救助法の適用地区十一市町村の中では福岡市だけが規制地域が含まれておつて、それ以外の十市町村は含まれていない、それは明確になつたと思うのです。

ところが、実際には規制区域でないところに起つておるのです。しかも、われわれ現場を見まして、それが宅地造成と非常に関係がある。そういう点の現状把握は行なわれておりましようか。

○吉田説明員 今度の災害のあと、特に福岡県当局のほうからは詳細に報告は聞いておりまして、一応実態の把握はいたしておるつもりでございます。

○榑崎委員 私が見たところでは、土砂流と宅地造成の因果関係の相当判然とわかるところがあるわけですね。これはもう一度調査に念を入れてもらいたいと思ふのです。

そこで、規制区域でないところの宅地造成の行政的な監督というのとはどうやるのですか。

○吉田説明員 宅地造成のサイドからの行政上の規制でございしますが、大きく分けまして二つの形がございします。

一つは、都市計画法によります開発許可という制度がございします。これは開発行為をいたそうとする場合、〇・一ヘクタール以上の開発行為、こ

これは土地を建築的な目的に使おうとする場合に知事の許可にかかる制度でございまして、現在は、いわゆる市街地といたしまして計画的にコントロールしております線引き区域内において開発許可制度というものがとられておりまして、これらは市街地とするに必要な範囲におきましての公共施設の整備、それから市街地とするに適當でないような、たとえば災害危険区域等についてはその区域に含めないようにすること、開発行為そのものを規制しておる制度でございまして、もう一つ、いまの宅造規制区域という制度がございまして、宅造規制区域のほうは、どちらかと申しますと市街地または市街地になろうとするような区域におきまして、その土地自体をいじることが災害の要因となるというような傾斜地等におきまして宅造行為につきまして一定の設計上の制約を課しまして、たとえば排水でございましてとかあるいは擁壁でございましてとか、そういうものに設計上の制約をかけまして、その土地の開発行為自体が災害の原因にならないようにする、こういう制度でございまして、その二本立ての運用でやっております。

○榑崎委員 御説明のとおりだと思ふのです。ところで、今回は規制区域を知事が指定していないところまで起っている。特に具体的に言うならば、今度の災害の一つのひどいところは四王寺山の山腹、すそ野等の地域なんです。そういう実際に規制区域になかったところで起こった。その場合の県知事の責任という問題がやはり出てくると思うのです。つまりその災害が、もし普通の雨だと起こらなくても、相当な雨が降ればひょうとしたらというこの危険性の予見が全然なかったかどうか、それが一つ問題だと思ふのです。つまり不可抗力であったのかどうか。したがって、こういう点はやはり現地で明確に調査をしていただいて、責任の所在というものを明確にせぬと今後問題が起ると思うのです。だから私は、これも注文をしておきたいのです。この辺、規制区域になかったことがはたして妥当であったのかどうか、これは県知事の責任ともからめて、具体的にひとつ結論を出すべきだと思ふのです。

○吉田説明員 ただいまの御指摘でございまして、今回の災害の結果いろいろ調査いたしておるわけでございまして、宅造規制法という制度は、宅造行為そのものが災害の原因になるという意味において、いわば宅造が不十分な工事で行なわれた場合に、その工事そのものが崩壊したりあるいははげくずれを起したりしましてその周辺部に影響を及ぼす、これを主眼として押えていくたてまえでございまして、今回の災害におきましては、そうした宅造行為が原因となつたところがあるというよりは、むしろ開発が行なわれたところが被災地になつていられるというケースが多うございまして、私どもの見方の上では、どちらかと申しますと、開発行為そのものをチェックする開発許可制度にむしる近い範疇ではないかと思つております。

か、これは県知事の責任ともからめて、具体的にひとつ結論を出すべきだと思ふのです。

○吉田説明員 ただいまの御指摘でございまして、今回の災害の結果いろいろ調査いたしておるわけでございまして、宅造規制法という制度は、宅造行為そのものが災害の原因になるという意味において、いわば宅造が不十分な工事で行なわれた場合に、その工事そのものが崩壊したりあるいははげくずれを起したりしましてその周辺部に影響を及ぼす、これを主眼として押えていくたてまえでございまして、今回の災害におきましては、そうした宅造行為が原因となつたところがあるというよりは、むしろ開発が行なわれたところが被災地になつていられるというケースが多うございまして、私どもの見方の上では、どちらかと申しますと、開発行為そのものをチェックする開発許可制度にむしる近い範疇ではないかと思つております。

ところが、その開発許可制度と申しますのは、宅地開発というのにはある程度の広がりがあるが市街地をつくる場合の制度でございまして、都市計画法の三十三条の中には、出水等のおそれのあるところについてはそれ相当の処置をしなさいということとともに、災害危険区域でございましてとかあるいは急傾斜地でございまして等の宅地造成をすることが危険なところについては、開発行為の中に入らなさいという規定があります。そういうふうな危険区域というものが明らかになつていくところについては開発許可は行なえないという形になつてございまして、この地域につきましても、開発の単位が、実は都市計画法でいっておりますような許可対象になるような規模におきまして宅地造成というものではございまして、今度の災害の中身は、いわば個別に建てた一つの建物の問題でございまして、直接的に開発許可の対象になるような開発行為も実は含まれていないという形でございまして、むしろ宅地造成の段階にありまして、たとえば災害危険区域の制度でございまして、そういうもののほうがもう少し

考えられるべきだったと思ひますが、なお、こういつた福岡県に對しましては、先生御指摘のような宅造規制法の指定によりましての向後の災害の予防という見地から、見直し等について十分検討してもらふことにいたしております。

○榑崎委員 わかりました。ただ、やはり山のすそ野の開発が、われわれが見たところでも非常に乱開発という印象が強いので、それは因果関係がいけば遊水機能というか、流出率の増大につながる問題ですから、その因果関係について具体的に調査の上、結論をお知らせいただきたい、このように要望しておきます。

それから次に、これも具体的な問題でだけれども、あの四王寺山、つまり太宰府町の近辺にある山です。これの国分寺住宅のところは非常に被害が大きいのという一つの例があります。この四王寺山の一部分がこの国分の部落の人たち五十人ほどの共有名義になつてゐるのですが、それを県が借りて造林を行なつた。つまり県行造林ですね。それを今度は民間業者に払い下げをした。その民間業者は、佐賀県の小柳商店という業者ですが、この小柳商店が伐採、貯木、積み出し、販売、全部県からまかされてゐるわけですね。

それで、あの災害の日の当日の状態では、この小柳商店が伐採した木材をそのまま現地に積み立てておいた。それが流水を防いで、ためて、耐え切れずに土砂流となつて木材と一緒に流れていった。もちろんなまではえていた木も、根こそぎやられた木もその中にまじつておりましたけれども、この貯木された木材と一緒に流れておる点が非常に被害を増大している。これはわれわれの調査によつてもそうである。こういう事実を把握しておられるかどうか、まずお伺いしたいのです。

○松形説明員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のございました山でございまして、御承知のとおり昭和十一年に水城村と県が契約いたしましたして、十三・六ヘクタールについて植林いたしました、現実に是有林の県行造林というふうになつております。昭和四十

七年になりました、十月でございまして、村のほうで財政上のいろいろ理由があつたと思ひますが、これを伐採したいという申請が出てまいりました。しかし、風致上等の関係も、国道から見るところでございまして、その全面積を一ぺんに切るということじゃなしに、そのうちの約四ヘクタール弱の三分の一でございまして、これを六月七日に契約いたしまして、七月一日から伐採を開始いたしております。

その内容を申し上げますと、立つております木が約三千本でございまして、そのうち災害のあつた当日までに切りまして搬出した木が千七百本、残つておりましたのが五百本、大体八百本程度が、御指摘のとおりにたま切りあるいはそのまゝ倒しまして、搬出の途中であつた、こういうこととでございまして、それが百ミリ以上の、あるいは百ミリ見当の雨量でございまして、その上流のほうの山腹が崩壊するとか、あるいはその場所そのものが非常な災害を受けるというようなこと等がございまして、その上流に四つの堰堤が入つておつたわけでございまして、それをオーバーしたしまして一緒に流れていった。そして人家に非常な被害を与えた、こういう実態でございまして。

○榑崎委員 お聞きのとおりなんです。それで、つまり自然災害プラス人為的な災害の競合と私が指摘した一つの例がこれなんです。

そこで、被害者としては損害賠償の要求の意図もあるわけですね。こういう場合の責任の所在というの、つまりそういうふうな形で貯木しておつた際、もし自然災害が起るとこれは当然その災害を増大するといふ予見は、私は可能であつたと思ふのです。不可抗力ではなかつた、その点は、そうすると、その業者の責任というものはわれわれとしてはすぐ目の前に出てくるのですけれども、監督の県のほうの責任も背景としてあるのではない。その辺の責任の所在についてどのようなお考えを持っておられるか、お伺ひしてみたいと思ひます。

○松形説明員 この契約の完了いたしております

関係から、県ということよりは本人の問題、契約者の問題であろうかと思いますが、私も全国的にこういう伐採を相当数多く国有林等でもやっておりまして、通常のにはこういう災害というものは私も想定せずにこの場合にいたしまして、通常の降雨でございまして、普通は積みあがりました場合は、非常に空間があるものでございまして、流出するというようなことはございせん。しかし、この場合、一時間に百ミリ近くも雨が降るといふような、しかも上流でそのような堰堤があつたにもかかわらずオーバーしたといふようなことで、私もこれは天災、不可抗力のものではないかと考えておるわけでございす。なお、現地においてもそういう動きがあるといふようなことが私どもにも連絡がまいっておりますので、県とも十分御相談申し上げながらいろいろ対処してまいりたい、このように考えております。

○榑崎委員 御案内のとおり、四十三年の飛騨川の観光バス転落事件の訴訟の結論はおわかりのとおりです。やはり不可抗力の点と行政上の責任の問題の競合。こういう事件の際には、不可抗力の部分とどのくらいあるのかですね、それが問題になると思う。飛騨川の訴訟でも四割は不可抗力だ、あとの六割は、という判決になっているわけでしょう。だから、あなたのように、不可抗力のように考えられるだけでは済まされないのじゃないですか、いま出されたそういうあなたの見解では、私は事態をもう少し明確に把握される必要があると思ひます。

では、百ミリくらいの雨が降つたら当然そうなる。雨が降らないという保証はどこにあるのか。百ミリくらいの雨が降つたからそうなんだ。降らないという保証はどこにあるのか。そうすると、もし百ミリくらいの雨が降つたらこれはたいへんだという予見は当然できるのじゃないですか。つまり予見性の問題です。それと、その責任との因果関係ですね。もう一度見解を承りたい。

○松形説明員 十分県とも連絡をとって、いろいろ

御相談申し上げたいと思ひますけれども、私どもの調査いたしましたところでは、この山系を中心といたしまして、御承知のとおり花こう岩でございまして、表土がきわめて薄いということがございまして、崩壊いたしました箇所が約千六百カ所もございまして、したがって、どうしても、森林があることによつてその崩壊を防ぐという限度の雨量をはるかにオーバーしたという関係もございまして、私も、その辺の因果関係というものは、現地において十分また調査してみたいと思つております。

○榑崎委員 具体的に起こる問題ですから、損害賠償の件も、いまのおこたばのとおり十分調査を進めていただきたい、このように要望しておきます。

時間の制約がありますから、福岡県から出されております被害対策に対する要望書、これはいま検討されておりますか。

○小宮山政府委員 要望事項についてはいろいろ検討いたしております。

〔委員長退席、金丸徳委員長代理着席〕

○榑崎委員 すべてにわたつて聞くわけにいきませんので、時間の許す範囲内でこの要望の点をからめてお伺いしておきますが、まず、要望事項の一の激甚災害の指定並びに指定基準の緩和というところに関係してお伺いしたいのです。まず、基準となる四十八年度の全国標準税収入が出てくるのはいつごろになるんでしょうか。

○杉岡説明員 お答えいたします。

これは自治省のほうで、八月末を基準といたしまして全国の標準税収入を推定いたしております。

○榑崎委員 大体、予想としてはどのくらい見込まれますか。

○杉岡説明員 四十七年との比較等考えまして約四兆一千七百億ぐらいと考えております。

○榑崎委員 そうすると、激甚地指定の要望が出ているわけでありましても、まず、公共土木施設のほうの関係からいふと、いま県のほうから

出されておる被害額と見比べていたいただいて、指定の見込みについて大体のところをお伺いできたらと思うのですが。

○小宮山政府委員 福岡県については、市町村の中に基準に達しているところがございますので、局地激甚の指定の準備をいま進めておりますし、全国的に農地の被害額に達しておりますので、いま激甚の指定の手続を進めているところであります。

○榑崎委員 ちよつと声が小さかったですけれども、公共土木施設のほうの本激の関係からいふとどうなりましようか。

○杉岡説明員 ただいまの標準税収入四兆でございますが、この率から申しまして、公共土木施設は、本激はむしろかしらうと思ひます。これにつきまして、あと局地激甚という制度があるわけございまして、これにつきましては基準にもございまして、この率から申しましては基準にもございまして、その査定を待ちまして局地激甚の指定等の手続を進めるといふことに相なると思ひます。

○榑崎委員 本激のほうは無理だらうけれども、局激のほうには入るかも知れぬ。どのくらい入る可能性がありましか。たとえばちよつと一例をあげてくれませんか。一番確実なところを一例。

○杉岡説明員 これは建設省を中心としたしまして、関係省庁が積み上げた数字になつておるかと思ひますが、はつきりとした町村名がはたしてそのとおりになるかどうか、非常にあれでございまして、県報告等から勘案いたしまして、たとえば被害が相当大きく、標準税収入を、その市町村の標準税収入ですが、これと比べまして相当大きい市町村は、関係省庁からの報告を見ますと、たとえば若宮町のようなところは標準税収入よりも非常に大きな被害が出ておるようです。

○榑崎委員 いまの段階では明確な御答弁いただけないのはわかります。一応局激のほうで指定される可能性は幾つあるというふうにわれわれとしては承つておきたいと思ひます。

農林関係のほうは、先ほど副長官おっしゃったのに大体入るわけですね。

○小宮山政府委員 今回の台風六号、これは七月二十日から七月三十日の福岡県、それから八月四日の雷雨、八月六日の大雨という新潟、北海道でございましてけれども、これは全国規模の激甚指定の規模に達しておりますので、その手続をいま進めておるところでございます。

〔金丸徳委員長代理退席、委員長着席〕

○榑崎委員 天災融資法の適用の関係はどうなるのですか、第八条関係。

○澤邊政府委員 天災融資法の適用につきまして、先ほどもお答えいたしましたように、千ばつ被害がなお進行中でございますので、その終息した段階で、統計情報部の調査結果と被害の程度を見た上で適用をきめたいというふうに考えておりますけれども、その際激甚の適用になるかどうかについては、現在では何とも申し上げられないわけでございます。

○榑崎委員 そのとおりだらうと思ひますがね。見込み等もちよつとお考えを聞かしていただけるといふと思ひますが、どうでしょうか。全然やはりいまの答弁のとおりなんでしょうかね。

○澤邊政府委員 被害総額は非常に多いわけございましてけれども、実際に貸し付け対象農家になりますのは一定の被害、農家の場合は三割以上というございまして、三割以上の被害はどれくらいかということが、適用の可能性があるかないかということになります。一般の被害等の場合ならば、先ほど申し上げましたような被害額ならば全く問題はないわけでございますけれども、そういう状態でございますので、なお検討したいと思ひます。

○榑崎委員 中小企業関係はどうなつておりますか。

○若杉説明員 福岡県のほうと常時連絡をとつて被害状況を調査しておりますが、現在のところ、局地激甚指定という関係になる市町村があるのではないかとこのことで詰めておまして、調査が

若干おくりしております、両、三日中に県のほうから上京してくるという段取りになっております。それを審査の上、指定の基準に該当いたしますならば、関係省とも協議の上指定したいと思っております。

○榑崎委員 この要望書の中に、指定基準適用の緩和ということを入れておけるわけですが、この辺についてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○小宮山政府委員 指定基準の緩和については、昭和四十六年に改正いたしましたので、現在のところは考えておりません。

○榑崎委員 改良復旧分の多くを見ていくというようなことで、内容的には満たしていくというような方法はあるわけでしょうか。

○小宮山政府委員 昨年、原形復旧ではなくて改良復旧ということで、災害対策はそういうふうな形でやっておりますので、ことしもそういうふうな形ではやりたいと思っております。

○榑崎委員 だから、指定に至らぬようなあれでも、そちらのほうで見ていくというようなワケといたしますか、幅と申しますか、その辺は十分ひとつ勘案をいただきたい、こういうことなんですか。

○黒坂説明員 お答えいたします。

公共土木の災害復旧につきましては、たてまえは原形復旧でございますが、改良復旧を十分考慮しております。災害復旧だけで十分でないときには、災害関連事業というようにも考えまして、再度災害防止というように見地から災害復旧を考えております。

○澤邊政府委員 先ほど天災融資法の適用についてお答えいただきましたが、私、うっかりしまして干ばつのほうと間違いましたので、訂正してお答えをさせていただきます。

六号台風、七月から八月ごろにかけましての豪雨によります被害規模は、農作物被害は、県からの報告によりますと農林水産物全体を含めまして二億九千五百万という報告が参っております。したがって農林関係といたしましては、今回の

災害は農地、農業施設等の施設災害が大部分でございまして、作物被害は非常に軽微であるというふうに考えております。したがって、従来の例によりますと天災融資法の適用は残念ながら非常に困難だと思っております。

○榑崎委員 そうすると五条、六条関係ということですね。農地災害あるいは農地関係施設……。

○澤邊政府委員 そのとおりでございます。

○榑崎委員 ただいまのところのお考えとして聞かせておきましょう。

それから、時間がありませんから、本日採決が行なわれました弔慰金それから援護資金の貸し付けの法案について伺いをしてみたいと思うのですが、七月十六日から適用ということになりましたから当然だと思いますが、今回の福岡県の災害はこの適用がありますね。

○小宮山政府委員 先生おっしゃるとおりでございます。

○榑崎委員 そこで、本法の適用は災害救助法適用の市町村だけになるのか、どうなんでしょうか。

○館山説明員 お答えいたします。

立法の過程から見まして、これは具体的に政令でまざるわけでございますけれども、それより広がるというように解しております。

○榑崎委員 たとえばここにありますように、関係知事が厚生大臣と協議して定めるといような点も適用されていくわけですか。

○館山説明員 そのとおりでございます。

○榑崎委員 次に、弔慰金支給あるいは貸し付けの手続はどんなふうになるのですか。

○館山説明員 具体的には市町村の条例で定めるということになるわけでございます。

○榑崎委員 どういう指導をなさるのですか。

○館山説明員 法律が成立した段階におきまして直ちに政令を定めなければならぬわけでございます。その政令と相前後いたしますして、市町村に對して条例のひな形と申しますか、モデルというふうなものを示したいとして指導したい、かように考えております。

○榑崎委員 どういうモデルを考えておられるのですか。

○館山説明員 現在のところ検討中でございます。

○榑崎委員 大体輪郭はあるでしょうか。

○館山説明員 現在の進捗状況でございますが、政令を制定しなければならぬということ、その段階に至っているところでございます。まだ条例のひな形というところまではいっておりません。

○榑崎委員 法案を見てみますと、政令にまかせられることが非常に多いですね。だから、政令ができるのはどのくらいかかるのですか。

○館山説明員 法案の審議の過程にもらみ合わせまして現在事務局で検討中でございます。現在の予定といたしましては、大体今週一ぱいくらい厚生省の事務当局の案をまとめまして、来週あたり関係各省庁との折衝を開始したい、このような状況でございます。

○榑崎委員 だから、できるまでのかなりの期間、たとえば一カ月くらいはかかりそうだと、かひとつそういうふうな御答弁いただきかめと、そんなあなたのような答弁を聞いたって、何にもならないですよ。

○館山説明員 法案が成立いたしましたから一月以内に政令も出しまして、それから指導通牒も出しまして、実際の実施の段階にいたしたい、かように考えております。

○榑崎委員 初めからそんなにおっしゃればよいのですよ。

それから八条の二に「家財」ということばがあるのですけれども、これは私ども社会党としても、十数年来、個人災害は具体的な法案を出し、努力してきたところですが、個人災害がやつと制度的に目の目を見たのは、私どもとしてたいへん評価をするわけですね。今後中身を充足していくという問題は別として、そういう立場からお伺いするわけですから、実際に被災地へ行ってみると、個人災害の場合、たとえば畳ですね、畳は一体どうなるのかという具体的なあれがあるのですよ。畳なんか家財の中に入るのですか。

○館山説明員 入れることを予定しております。

○榑崎委員 そうすると、床上浸水が問題になっておるから、私は当然入ると思いますが、つまり貸し付けの対象になるというわけですね。

○館山説明員 そのとおりでございます。

○榑崎委員 そういうものは政令できちんと定められるわけですか。

○館山説明員 そういうように予定しております。

○榑崎委員 次に、弔慰金の場合の遺族の範囲なんです。先ほど申し上げたとおり、過疎地帯のあれと違って、鉄砲水で一家が全部流されるといようなケースは今後ふえる。それで、そういう場合、遺族の範囲が直系だけになっておるようですね。傍系だけの場合はどんなふうになるのですか。

○館山説明員 法律によりますと、支給されない、こういうことになっております。

○榑崎委員 それは将来ともそういうことなんでしょうか。

○館山説明員 この法律の現在までの審議の過程から見ますと支給されないということになっております。また、その問題につきましては、今後具体的にそういうケースが発生した場合において検討されることはあるだろうと思っております。

○榑崎委員 遺族援護法の場合は同居のきょうだいが入っておるのじゃないですか。

○館山説明員 正確には記憶しておりませんが、入っていたというふうに思います。

○榑崎委員 だから、どうしてそんなに違うのかというあれがすぐ出てくるのですよ。(議員がつくったのだからしかたがないと呼ぶ者あり)だから今後のそういう点に対する御見解を——どういふ審議があったか、私、さだかに知らないものですから、その辺の検討はなされたのかどうかというのを伺いしておきたいのですよ。

○館山説明員 その点について私ども必ずしもつ

まびらかにしておりませんが、遺族援護法の場合には、遺族援護法の観点からどの範囲に定めることが適当かということになるだろうと思ひますし、それからまた、この災害弔慰金の法律では、災害弔慰金の法律の趣旨からいってこのように定められたものだろうと推察するわけでございます。

○榑崎委員 いまさきやきがあったのですけれども、議員立法ですから問題がありますけれども、しかし私は、議員立法で通つても、問題点としていまお伺いしているわけですよ。どういふふうな見解を政府としてお持ちか。

それから、貸し付け者が償還できなくなったことが書いてありますね。市町村の負担という問題がすぐ出てくると思うのですが、金利の三%というのはどこが取るのですか。どこ収入になるのですか。

○館山説明員 市町村でございます。

○榑崎委員 そうすると、償還できないケースがふえた場合の市町村の負担とからめて、やはりこの金利がその充当になる、そういうふうな考えでございいますでしょうか。

○館山説明員 そのとおりだと思います。

○榑崎委員 それからこの法律が通るまでに県でそれぞれ現行のいわゆる弔慰金構想と申しますか、弔慰金の補助制度があるわけですね。それによつて、たとえば十万円なら十万円をすでに払つておるとしますね、そうすると、あと五十万円との差額の四十万円というのは追加支払いになる、そういうふうな考えでございいますか。

○館山説明員 そのとおりでございます。

○榑崎委員 私の質問時間は四十分までですが、あと十分、ちよつと多賀谷委員に関連をお許しいただきたいのですが……。

大原委員長 関連質問の申し出があります、多賀谷委員。

○多賀谷委員 では、いまの弔慰金の支給並びに援護資金の貸付けに関する法律案について、政令に関する部分について質問したいと思ひます。

いま若干質問がなされたわけですが、まず第一

に、弔慰金の場合と災害援護資金の貸し付けの場合における災害の範囲、これをもう少し具体的に意見を加えて言いますと、災害弔慰金の場合は災害救助法等と無関係に、要するに災害があれば一人であつてももらえる、こういう意味ではないかと思う。その点はどうかでございますか。

○館山説明員 そのとおりでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、災害救助法が全然全国的に見て適用されなかつたような災害でも弔慰金のほうはもらえる、こう見てよろしいですね。

○館山説明員 その点につきましては、災害はある程度の規模ということ想定しております。ただ、その災害がある程度の規模に達した場合であっても、しかも死者は一人しかいなかったという場合は当然これは支給される、かように考えております。

○多賀谷委員 この条文から見ると、災害がある程度の規模というのは、少なくとも災害弔慰金に關してはいえないのじゃないか。というのは、災害の定義について「その他の異常な自然現象」これをむしろ政令でふえんすべきものであつて、災害弔慰金の場合の災害の規模は、政令の少なくとも要件にはないのじゃないか、この法律をすなおに読むとそういうふうに読めるのです。ただし、貸し付け金の場合には災害の規模が問題になる、こう考えていいのじゃないですか。

○館山説明員 法律案の第三条で「市町村は、条例の定めるところにより、政令で定める災害により死亡した三云々と書いてございまして、そこで政令で具体的に規定する、かようなことになつております。

○多賀谷委員 それはわかるのですが、あなたのほうの指導ですよ。指導というのは、政令で定めるといふ、その政令ですよ。あなたがいまその法で、厚生省が予定する政令というのは、少なくとも弔慰金の場合には規模をいわないのじゃないか、むしろ災害の形態といふんですか、規模よりも自然現象における災害の形態というのがむしろ問題に

なるのじゃないか、こういうふうに思うのですが……。

○杉岡説明員 お答えいたします。

総理府でございませうけれども、参議院の小委員会等でこの法案が御審議されました経緯につきまして、その辺の御見解を御説明申し上げますと、参議院のほうで、弔慰金のほう、いわゆる五十万円の弔慰金でございますが、これは「政令で定める災害」ということで、あらゆる災害、たとえば落雷だとかそういうことも——自然災害の範囲はここには書いてございませうけれども、あらゆる災害というのものがかかるといふことで「政令で定める」ということにいたしました。たとえば全国どこかで災害救助法が発動される、そういうような災害があればもちろん全国すべて、厚生省の施設課長が申しましたように、たとえそれが一人であつても弔慰金が支給される。さらにそういうこともなくとも、厚生大臣が大体これは常識的に災害と認めたようなものにつきましては、弔慰金については支給しようということになつておるわけでございませう。

これはなぜそうなつておるか申しますと、この法律が通る前、現在行なつております十万円の弔慰金の補助制度がございませう。厚生省でいまいわゆる予算補助としてやつておるわけでございませうが、これはその災害救助法が適用される市町村というところに相なつておるわけでございませう。

したがつて、たとえば福岡の場合、十一カ町村が災害救助法を適用されております。かりにどこかの町村が災害救助法が適用されなくて、その町村で死者が出た、災害救助法が適用されない市町村で死者が出たという場合には、現在の十万円の制度は適用されないわけでございますが、今度の法律につきましては、その一つの災害について、一カ町村どこでも、その災害救助法が適用されるような大きな——これは災害の規模も一つの判定基準でございますけれども、そういうものは当然適用される、さらに、災害救助法が適用されなくても、厚生大臣がそれに準ずる災害、いわゆる常

識的に災害、こう判定するようなものにつきましては適用していくという、弾力的に適用しようというふうな御見解でございませう。

○多賀谷委員 立法者の趣旨がそういうことであればやむを得ぬと思ひますが、ちよつとあなたがおっしゃつた点で違ふのは、現在の市町村並びに都道府県の災害弔慰金は、災害救助法を前提としておりませんよ。たとえば福岡県の場合、災害救助法を適用しなかつたけれども、いまむしろ参議院の立法者が考えているように、当該町村が指定を受けなかつたけれども、他の地域において死亡者が出た場合には県の弔慰金を出しておるのである。そういう条例になつておるのです。ですから、あなたがそういうことを前提にお考えであれば、これはむしろ間違つておる。また、そういうことを参議院に入れ知恵をしたとすれば、この立法者がそもそも間違つて法律をつくつたことになる、これは注意をしておきたいと思ひます。

それでは、これはやはり、救助法というものが、あるいは災害の規模というものが前提にならないと考えるのが至当ではないか、弔慰金の場合には、すなおにこの法律を読むと、むしろ政令で定めるといふのは、規模は入らないで、自然現象の被害というものは、どういふ原因というのがむしろ問題になつていく、そういうふうに考えざるを得ないので。貸し付けの場合には別ですよ。これはひとつ十分協議をして検討してもらいたい。厚生省もそれから総務副長官も、これは関係者ですからひとつお願いをしたいと思ひます。

○杉岡説明員 さつき申しましたのは、国の補助、たとえば十万円に對しまして五万円の補助が対象になりますのは、災害救助法を適用している地域、これは昨年の七月にこう申したわけでございます。いまの先生の御趣旨につきまして、一応政令でそういうふうになつておりますのですが、いわゆる災害についてはできるだけ弾力的に運用できるように、政令等の段階において検討してまゐる、これは厚生省、関係各省等とも、そういうことでおるわけでございませう。

○多賀谷委員 それから、貸し付けについては、やはりこれも明らかに災害救助法が前提になります。災害救助法というものがどこかで起こるといふのが前提になりますか、貸し付け金の場合。

○館山説明員 前提になります。

○多賀谷委員 今度の福岡県の場合は、災害救助法の適用を受けない市町村において、あるいは死亡あるいはまた流失等を見ておりますが、これは当然適用になると考えてよろしいでしょうか。

○館山説明員 お答えいたします。

当然適用になるように政令を定めていきたい、かように考えております。

○多賀谷委員 では次に、政令で定める金額ですけれども、これは省略します。

次に、具体的な例を聞きます。

農林省にお聞きしたいのですが、福岡県の筑穂町を流れております大野川、これは下流が篠栗に通ずるわけですが、この大野川の上流でここ数年国有林を伐採しております。伐採をしたことにより、伐採した根っこがどンドン流れてきておる。それから苗木はまだそれほど成長してない。こういうことで大きな根っこがどンドン川に流れてきてはらんを起こして、下流の災害を一そう増大させておる。そして大野川付近のたんぼも家屋も流失をした、こういう状態になっておるわけです。防災関係から見ても国有林の伐採というものは、この事案についてどういふようにお考えであるか、お聞かせ願いたいと思います。

○松形説明員 お答え申し上げます。

この大野川上流ということにつきまして、私は現地について具体的に承知しているわけじゃございません。ただ一般的に申し上げますと、国有林につきましても、森林法に基づく国有林の地域施設計画という計画制度を立てまして、伐採あるいは植林というようなこと、あるいはそれに必要な防災施設というようなものを完備するように施業いたしておるわけでございます。

特に、近ごろの森林の持つております国土保全あるいは水涵養機能等の公益的な機能等に対して

の要請ということが強く出てまいっております関係から、昨年来私も新しい施策方針というものを立てまして、今年度からこれを全国的に定着いたしまして、皆伐するにいたしまして小面積にするとかあるいは分散するとか、あるいは必要な堰堤等を設けながらやること、あるいは抜き切りをするとかというようなことを配慮しながらやっておるわけでございます。この大野川上流における伐採の根っここの流失というのにつきましましては、私も現地について十分調査して対処したいと思っております。

○多賀谷委員 ぜひ調査をしてもらいたい。地元では相当の非難が出ておるわけです。

次に建設省、河川関係についてちよっとお答え願いたいと思います。

筑豊炭田の場合、御存じのように炭鉱が閉山をいたしました。従来ですと、炭鉱がありましたときには坑内からどンドン水が浸水をして、災害のときには坑内から何ばいもの水を揚げておった。ところが筑豊は全部炭鉱がなくなりましたから、その坑内が満水になっておるわけです。ですから、水が浸透する余地がなくなっておる。そしてまた付近が開発をされまして、いわば開発によって浸水する水量が非常に少ない、河川がはらんをする、こういう現象が起きているわけです。ことに昨年の夏にありました災害の場合は、今度の災害よりも雨の進路が若干ずれておりました、飯塚地区を中心として非常な災害があったわけです。この場合には水はけがでさなくて大きな災害になった。というのは、従来炭鉱があったと同じような河川の水量のはけ量、そういうものを予定しておった。ところが坑内は全然水を受け付けず、こういうことで、いわば鉱害と自然災害とが競合して出てきたということが言えるわけです。

それで、もう一回、ことに遠賀川の水系については十分排水について注意をいたしたい。できればポンプ等を引いて水はけをよくする、こういうことが必要ではないか。従来の、ここ七、八十年の感覚ではもういなくなってきたおるの

じやないか、こう思うのですが、その点――。

○黒坂説明員 お答え申し上げます。

私、直接の担当ではございせんが、炭鉱による鉱害復旧というのを実はやっております。これは炭鉱を掘りまして地盤沈下を起こしまして、それで河川の機能が失われるやつをもとへ戻す、堤防のかさ上げとか、そういうことをやっておるわけでございますが、いま先生のおっしゃいました地下の坑道に水がたまって地下への浸透がなくなるための流出の変化、こういうものについては私も初めて聞きました。なお、河川局の担当課に申しまして、十分調査させたいと思います。

○多賀谷委員 ぜひひとつ新しい観点から調査をしてもらいたい。それは単に鉱害とは言えないわけですね。ここ七、八十年は坑内で水をどンドンポンプアップしてくれておった。ところがそれがいま満水になっておるから、浸透しないわけですね。ですからこれは、競合しておる面もあるけれども、河川の改修をしなくて済んでおったという面も、両方あるわけです。ですから、いままでとは非常に様子が違つて、ことに集中豪雨の場合は違つてくるということも十分考慮して、至急に河川に対する改修なり、あるいはポンプアップの施設をつくるなり、十分対処してもらいたい、このことを要望しておきます。

○榑崎委員 最後に一点だけ伺いしておきます。

貸し付け金の据え置き期間ですが、三年と五年と出ているのですけれども、その区別は具体的にどういふふうになるのでしょうか。

○館山説明員 お答えいたします。

一応立法過程では、特別の事情がある場合は五年というところございまして、政令で規定する場合には、特別な事情というものを少しきびしくやっていかなければならないのではないかとということで、いま検討中でございます。

○榑崎委員 それは書いてあるとおりなんです。それを聞いているのじゃないのです。特別の事情とは、たとえばどういう場合が具体的に考えられるかということをお聞いているのです。

○杉岡説明員 お答えいたします。

参議院の御審議の段階におきまして、金利三%の貸し付けでございますが、これを無利子とか三年ないし五年――特別の事情がある場合五年というところで、たとえば非常に災害が大きいという場合、それから、そういうことを検討しろというところで特別な事情というふうに入つておまして、具体的にどういふ場合というものは、われわれのほうもあまり把握しておりません。これはやはり、五十万を貸す場合に、五年の場合約半分の無利子になる、これを災害の態様に応じて、大きな災害の場合にはそういった約半分の期間無利子というふうな有利な方向に持っていけるように、政令で検討してまいりたい、こう思っております。

○榑崎委員 その種の政令等の内容については、立法者も入れてずつといまから詰めていかれるわけですね。そのように承ります。

時間が参りましたのでこれでやめますけれども、県のほうからいろいろ要望事項が出ておるのは御案内のとおりですので、ひとつ要望が満たされるように御努力をいただきたい、このように思います。

○大原委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時三十七分開議

○大原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

災害対策に関する件、特に地震対策について参考人の出頭を求め意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

なお、その日時、人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○大原委員長 災害対策に関する件について質疑を続けます。諫山博君。

○諫山委員 まず、福岡県の水害についてお聞きします。

私は、七月三十日、三十一日の水害について、四日間ばかり被害の現地を調査いたしました。そして、水害の原因がどこにあったのかというような点についても特別の関心を払いながら調べたつもりです。

そこで、私が一番感じたことは、確かに降雨の量も非常に多かったようでありましたが、それにしても、私たちがかねてから警告していたような乱開発がなかったとすれば、もっと被害は予防できたのではなからうかということを感じていました。この点は私がそう感じるだけではなくて、たとえば八月一日の西日本新聞は「惨劇―防ぐ手はあった」という見出しで報道しております。この中で九州大学理学部の高橋教授の次のような談話が発表されています。「乱開発防止の厳しい法的規制で『危険地域』を避け防災施設で鉄砲水をおさへ―これをしていさえすれば、もっと被害は予防できたのではないか」というようなことが新聞などでも報道されているようです。

この問題について、政府としても同じような立場に立っているのかどうか、それともこれは人間の力では防ぐことのできなかった被害だということに見ているのか、御説明願いたいと思います。

○吉田説明員 お答え申し上げます。

ただいまの先生の御指摘、非常に広範な問題でございますので、私の全部カバーできることかとい

う点はございますが、開発に関連して、その地域の安全の問題と開発との調整ということは非常に大事な問題であり、私ども、宅地開発を行なう場合には、そういうものは当然考慮の中に置いて行政を運営しているつもりでございます。

宅地開発という立場から申しますと、現在宅地開発の規制のしかたは二通りの態様に分かれておりまして、一つは開発行為全般に對します開発許可制度というものがございまして、これは、建築物の設置を伴います一定規模以上の開発行為に對して、知事の許可にかけられている制度でございまして、現在、都市計画区域の中の特種線引き区域に對しまして開発許可制度が一般にかけられております。これは一定規模以上、大体一般的に〇・一ヘクタール、一千坪以上――。

○諫山委員 私、そういう説明は必要ないと思

○吉田説明員 その開発行為と安全対策というものの調和と申しますが、その点については十分必要だという見地で私どものほうの行政も進めているつもりでございます。

○諫山委員 当時の新聞を見ると一致して指摘しているのは、やはり乱開発が被害を大きくしたということです。たとえば七月三十一日の西日本新聞では「自然がシッペン返し、乱開発の宅地へ人災」というような見出しで報道しているのですが、これはすべての報道が一致しております。こういう問題点があったことを政府としては認めているのかと聞いているのです。

○吉田説明員 広範な意味において開発との関連はあろうかと思ひます。私どもの宅地開発行政との関連におきましては、先ほど申し上げかけたわけでございますが、宅地開発行政そのものと直接にはちよつと焦点が結びつかないと思ひますが、根本的な点においては十分考えなければならぬ点だと存じます。

○諫山委員 どういう点で問題があったのか、どういう点で考えなければならぬ点があったのか、御説明ください。

○吉田説明員 宅地開発という立場から申しますと、今回のケースにつきましては、先ほど申し上げかけたわけでございますが、私ども、開発許可行政という問題と宅地造成等規制法という法律の二つの行政を所管しているわけでございまして、この災害に関しましては、直接的には私どもの行政の問題とは若干はずれるわけでございしますが、そういつたところに鉄砲水のような水害が起こる可能性があったところの建築が可能であったこと、そういうことについては一つの問題があったということは言えると思ひます。

○諫山委員 林野庁の方に質問します。たとえば太宰府町の四王寺の林道などは、林道の工事が不完全なために災害がふえたのではないかと、これが現地では大問題になっております。この点、林野庁はどう理解されているか。

○大原委員長 林野庁はまだ来ていないそうですから――。

○諫山委員 それでは、建設省は来ておりますね。南畑ダムの緊急放流が被害を大きくしたのではないかと、こういうことも現地で問題になっているのですが、いかがでしょうか。

○宮内説明員 南畑ダムにつきましては、御承知のように操作規則というものがございまして、その操作規則によつて操作いたしておりますので、いわゆる緊急放流ということで被害を増大させたという事実はないというふうに報告を受けております。

○諫山委員 河川関係で質問します。

私も被害の起こつた現地の河川をつぶさに調べてみたのですが、昨年太宰府町で水害があつて、御笠川の堤防がだいふ決壊をいたしました。ところが、これが補修されないうまま今年に至つた。そしてことしになって、そこも決壊するし、それ以外のところも次々に決壊して被害が増大するという結果になっていると思ひますが、この点の認識に相違はないかどうか、河川関係の人にお願いします。

○黒坂説明員 お答えいたします。

昨年の災害で御笠川の堤防が決壊したということとは、ちよつと私のほうは聞いておりません。昨年の災害、福岡地方もけつこうあつたわけでございますが、昨年の災害のためにことしの災害が増大されたかどうか、少し調査の時間をいただきましたと思ひます。

○諫山委員 ことしの水害で、御笠川に限らずたくさん川の堤防が決壊して、これが被害を大きくしたことは御承知でしょうか。

○黒坂説明員 お答えいたします。

河川改修は全国的におくられておりまして、溢水あるいは貧弱な堤防の破壊、そういうようなことによつて堤防の決壊が起きていることは、昨年の災害、ことしの災害、まさに事実でございます。

○諫山委員 堤防の護岸工事が必要だ、これを怠れば水害の被害を大きくするということは子供でもわかる常識でございますが、こういうわかり切つたことがなぜ放置されているのかということが私にはふしぎでなりません。どうしてでしょうか。

○黒坂説明員 建設省といたしまして、鋭意河川改修に努力いたしております。護岸の築造あるいは堤防の築堤、こういうことをやっておるわけでございますが、何と申しますか、順手がなかなか回らないというふうなことでおくれおる、そこへ豪雨があつて被害が起きているというふうなことだと思つております。

○諫山委員 建設省が当然やるべきことをやらない。しかも、順番と言つていますが、結局は防災予算が少な過ぎるということに問題があると思ひます。そういうことのためにたくさんの方が命を失う、家屋を流失する、こういう事態になつたわけですが、これに対する政府としての責任というのはどう考えておられますか。

○黒坂説明員 建設省といたしましては、治水事業を推進いたしまして大いに河川改修を行ない、今後の水害をなくすというところで努力するという考えであります。

○諫山委員 たくさんの人が命をなくしたわけ

すが、お気の毒でした、あなたのところはまだ護岸工事の順番が回ってきていませんでした、こういう説明をしたところで遺族は納得できないと思います。この問題を抜本的に改める方向は出ているのか、出ていないのか。いま概算要求ということも行なわれておるわけですが、これからどうするつもりなのか御説明ください。

○黒坂説明員 建設省といたしましては、まずこの災害を受けた河川について相当の改良復旧を行なうという考え方で、これを策定を終わりましたあと改良復旧を行なう考えであります。

なお、全国的な意味では治水五カ年計画を策定してございますが、これを繰り上げ施行して、できるだけ安全な環境づくりということに努力するように考えております。

○諫山委員 昨年太宰府町ではたいへんな被害があつて、その被害が補修されないまま今日に至つたということをやつたのですが、いま川がずたずたに破壊されています。この補修がおくれますと、今度は少しの雨でもっと大きな被害が起こり得るという事態になるわけですが、今度の被害で起こつた河川の被害はいつごろまでに完全に復旧できるのか、御説明ください。

○黒坂説明員 今回の災害によりまして破壊したりあるいは決壊した箇所のうち、危険なものについては応急に仮工事、これは土俵とかそういうものを御使ひしてやつては、災害査定をいたしまして、根本的な改修につきましては、災害査定をいたしまして、その災害査定で改良復旧を行なうものもございまして、あるいは災害に関連事業を加へまして改良復旧を行なう、そういうようなことを行ないまして、おおよね四年間で改良復旧をいたしたいと考えております。

○諫山委員 私は、今度の福岡県の水害に限らずいろいろな水害状況を視察してきたのですが、水害によつて河川が破壊される、この復旧工事が何年もかかるために、復旧工事の完成しないうちに次の被害がまた発生するという事態になっているわけですから、こういう工事は少なくとも

一年以内に完成するということが必要だと思ひます。どうしてそれができないのでしょうか。これは技術的な観点から不可能なのか、それとも技術的にはできるけれども、予算が足りないからやれずにいるのか、どちらでしょうか。

○黒坂説明員 お答えいたします。

災害復旧、災害関連事業を含まして改良復旧をやる場合に、現在の河川のおりに護岸をやるのではなくて、相当の用地買収を行ない、ショートカット、捷水路をつくるのかそういうことを行なうわけでございます。そういうことで、改良復旧を行なう場合にまず用地の問題、用地交渉、いろいろございまして、一年間でできない理由といたしまして、大きく分けると、施工能力からいって一年ではなかなかできないという点が一つございまして、それからもう一つは、いま申しましたような用地関係の話合いをつけるのにやはり相当の日時がかかりまして、なかなかできないというところでございまして、いま先生のおっしゃつたように、できるだけ早くやることは必要でございますので努力しているところでございます。

○諫山委員 この問題は、早くしないと金のむだづかいになるのです。半分ぐらい完成しているところで次の洪水が起つて全部流される、またイロハから工事を始めるというやうなむだづかいが全国的に行なわれているわけで、こういうことはぜひ改めて、すみやかに改修を終わることを要望します。

しかし、それにしても県や政府の力だけにたよつていたのでは心配だということで、現在福岡県下でも、地域の住民の人たちが自発的に緊急な護岸工事に参加しているというやうなことがやられております。こういう場合は国から頼まれてやつていふというわけではないわけですが、その人たちが対する労賃の支払いというやうなことはどうなりましようか。

○黒坂説明員 いまのお話初めて聞くわけですが、いままでの制度でございまして、これは労賃を払うことはできないと思ひます。

○諫山委員 水害直後、まだ濁流が流れているときに、県も国も緊急対策を立て切らないところを、こういう場合に地域の住民の人たちが土のうを築いて自分たちの住宅を守ろうとするのは当然でしょう。本来国や県がやるべき仕事を、それが間に合わないから地域の住民がやる。これはもうあたりまえのことでありまして、それに対する補償というのはしないのですか。

○黒坂説明員 水防法に基づきまして出動した場合は別でございまして、地域の人たちが自衛のためにやられることについて、県、国は労賃を払うことはいたしていません。

○諫山委員 これはよいことをしておるのだつたらそういう冷淡な言い方ができるかもしれませんが、しかし、本来国や県がやるべきことが間に合わない。ほつておいたら家が流れるかもしれないというやうな状況の中で起つておる問題です。これはもつとその人たちの善意を生かすというやうな立場で、前向きに処理するように検討すべきでないでしょうか。それとも県や国の手が行き届かぬから流れてもしかたがないという立場ですか。私はもつと思ひやりのある行政といひますか、常識的な処理を考へてもらいたいと思ひます。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃる意味、よくわかります。ただ、日本では非常に残念なことに、ボランティアシステムというか、社会に奉仕するという觀念が非常に少ないやうな感じがいたします。そういう奇特な人がたくさん出ていたならば、今後とも河川のはらんあるいは災害復旧に寄与していただくことを心から願つております。

○諫山委員 林野庁の人が来られたようですから、林道の問題について質問します。

今度の福岡の水害で、特に太宰府町あたりで顕著に出ていることですが、林道のつくり方が不完全だつたというか、問題があつたといひますか、それによつて土砂がずれて起つて被害が増大するといふやうなことが、地元ではたいへん問題になつております。林野庁のほうでは、この事実は

掌握しておられましようか。

○松形説明員 お答え申し上げます。

福岡県におきます今回の災害でございまして、崩壊と被害を受けた箇所が百三十七カ所、約一億四千万程度になつておるわけでございます。特に四王寺林道等につきましているいろいろな被害が出ておるということは承知いたしておるわけでございます。

○諫山委員 その被害と林道との関係というのはつかないのですか。

○松形説明員 個々の箇所につきましては、すでに私ども、現地等の調査もいたしておりまして、この復旧等につきましても、個々の場所につきましては、現地査定に参つた者としては十分承知いたしておるわけでございます。

○諫山委員 いまの答弁は、現地の実情とあまりにもかけ離れておると思ひます。たとえば新聞の見出しで見ますと、「許せぬ無防備林道工事」というやうな見出しで、林道工事と水害の關係を論じております。これはいつも開発と災害という關係で問題になるわけですが、林野庁としても、もつと林道工事と災害の關係を突き詰めて調査すべきでないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○松形説明員 ただいま、特に新聞紙上等に出しておりましたのは、先生御承知と思ひますが、四王寺林道かと思ひます。この四王寺林道につきましては三十九年に約四千六百メートル、三十七年から三十九年までは労働省の緊急就労事業といたしまして、労働省のほうの予算をもつて四千二百メートルほどを三カ年においてつくつております。四十四年から四十八年にかけて、同じやうな緊急就労事業といたしまして、労働省からの予算におきまして改良と舗装をやつておりまして、現在それが四十八年度工事が進行しておる、こういうことでございまして、このことにつきまして新聞紙上等に出まして、直ちに県のほうでも現地調査をいたしたわけでございます。そのような箇所が非常にたくさん出ておるというところで、非常に

大きな雨量だということもございしますが、私ども今後そういうことのないような施設等を設けながら十分整備していくことでまいりたいと思っております。

ただ、林野庁の所管いたしております林道等につきましても、近ごろの自然保護とか国土保全とか、そういう面につきましてもたいへんいろいろな要望等が強いわけですが、それらを十二分に配慮いたしまして、それらに対応できるように工種、工法等を採用いたしまして、十分私ども、そういう非難のないように努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○諫山委員 被害者に対する補償ないし見舞い金の問題について質問します。

きょう当委員会が新たな法律が全会一致で可決されたわけで、私たちもこのことを喜んでおります。この法律が施行される前、現在の状態ですが、死亡者に対する災害弔慰金がいりる各自自治体から支払われていたようですが、一番多いところではのくらの金額が支払われていたのか、実情をお聞きしたいと思うのです。

○杉岡説明員 こまかい各県の状況につきましてはつまびらかにいたしておりませんけれども、十萬円の弔慰金は昨年の七月豪雨から適用いたしまして、これは災害救助法の適用区域でございまして、それに対して、死亡または行くえ不明ということで国が半額の五萬円の補助をするという制度が昨年施行されたわけでございますが、これに關しまして、昭和四十七年約三百八十名ぐらいの補助をいたしております。

○諫山委員 政府のほうの補助はそうでしょうが、それと別に、自治体では十萬円をこえて災害弔慰金を払っているところがあるのかもしれないと思うのですが、この実情はわかりませんか。

○杉岡説明員 これは、災害弔慰金をやりまうとき自治省等がかつての資料を調べたことがあると思いますが、いまここで、どこの町村が十萬円以上ということばつまびらかにいたしております。ただ、十萬円の弔慰金をつくりましたときに、

大体市町村の段階で約一萬から二萬程度の弔慰金が出される。そういったしますと、十萬円の弔慰金でございまして、国が五萬円それから県が二萬五萬円、それから市町村が二萬五萬円ということになっております。大体二萬五萬円で市町村の実情に合うだろうというような範囲で、十萬円というのがこの衆議院の災害特別委員会の小委員会の方針を決定していただきまして、七月から国のほうで実施したということになっております。

○諫山委員 私が十萬円の問題をなぜ質問したかという、このたびの新しい法律によって五十萬円以上の請求をしてはいけないう、あるいは自治体が支給することのできる限度額は五十萬円だというふうな理解されたら、それと正しくないというふうな考えから、そういう質問をしたわけですが、その見解はいかがでしょう。

○杉岡説明員 この法律にもございするように、参議院で御審議されたときに、弔慰金を支給する、それに対して国だとか県が負担金を払う限度額というのが五十萬円とするというふうになっておりました、いわゆるこの法律に基づく弔慰金が五十萬円、すなわちそれに対しては国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一というところをございまして、かりに市町村段階等ではそれをこえるのがあった場合にはそれはだめだということではございまして、ただ、この場合、国が限度とするのは、この法律にいう弔慰金は五十萬円である。それを二十五萬円、十二萬五萬円、十二萬五萬円というふうな、国、県、市町村の段階で負担し合うというの、この法律に基づくものは五十萬円が限度だというふうに理解しております。

○諫山委員 これは当然のことかもしれませんが、死亡に対する五十萬円というのは、たとえば交通事故による死亡の金額に対しても比較にならないぐらい安いわけですか。だから、当然、死亡者に対して五十萬円以上の見舞い金を要求するということがありまうし、自治体によっては五十萬円以上の金額を払うということも起こり得るわけですが、それはもちろんかまわないというふうに理解していいですか。

○杉岡説明員 この法律は人の生命が五十萬円というのをいっておるわけじゃ決してございせん、これは災害があった場合に、国、県、市町村におきましてその弔慰、お見舞いをするというものでございまして、従来十萬であったのが若干低いというところで、いろいろと勘案されまして五十萬というところでございまして、これが決して人の生命の補償とかそういうものじゃございせん。これは法律にございするように、弔慰をあらわす意味におけるお見舞い金ということでございます。

○諫山委員 この見舞い金というのがいろいろな場合に問題になってきます。たとえば家屋が流失した場合の見舞い金とか、床上浸水の場合の見舞い金、床下浸水の場合の見舞い金、いろいろ実際に運用されていようですが、こういう場合の一応の基準みたいなものはあるのですか。それともこれは全く自治体にまかされているのでしょうか。

○杉岡説明員 この貸し付けをする場合、五十萬を限度といたしております。それに対して、その対象は家屋の全壊あるいは半壊、床上浸水に相当するような損害ということにこの法律はなっております。したがってその額でございまして、これは朝にも厚生省のほうから答弁いたしましたのですが、政令をつくり、さらにその市町村の条例をつくりまして、支給あるいは貸し付け等をするわけでございまして、やはりそこにおいて全壊とそれから床上浸水、いわゆる物損関係ではそれがアッパリーミットとローアリーミットだと思ひますが、その辺の段階をどういうふうにつけるかというところについては、その必要な指導等を行なうことにならうかと思ひます。

○諫山委員 今度は、農産物の被害が非常に大きいようです。この農産物の被害に対しては、たとえば共済制度の適用される米とか、そうでない野菜類とか、いろいろ取り扱いが違ってくると思うのですが、野菜類に対する被害の補償というのは何か農林省のほうとしては考えてあるのでしょうか。

○澤邊政府委員 災害により野菜の被害に対する措置でございますが、ただいまお尋ねの件は先般の七月末、八月初めの豪雨の関連かと思ひますが、それでよろしゅうございせんか。――農作物被害は、県からの報告によりまして二億八千三百万という数字になっております。福岡県を中心といたしまして、その他数県に及んでおります。被害全体としては、他の災害の場合に比べて比較的小規模であるというふうに考えております。一般的に申し上げれば、天災融資法の発動ということも考えられるわけでございまして、私ども、それによりまして野菜作農家に対する低利融資という救済措置が行なわれるわけでございまして、この場合は、けさほど御答弁申し上げましたように、災害規模が非常に少ないということもございまして、過去の例に徴しまして天災融資法の適用は困難かと思ひます。非常に困難かと思ひます。

なお、その他の方法として考えられます救済の措置といたしましては、農業共済制度による共済金の支払いということも考えられるわけでございしますが、これは御承知のように、現在臨時措置法を国会において御審議をわすれましておるところでございまして、これが成立いたしますれば、施設園芸につきましては、加入されれば共済金の交付が受けられるという制度を、現在法案を提出中でございますが、先般の災害については適用がございせんので、この対象にもならないということでございます。

○諫山委員 そうすると、結局農業共済の適用を受けない農作物の被害については、もう泣き寝入りというところになってしまふのですか。

○澤邊政府委員 災害に対する対策につきましては、先ほど来申し上げましたような制度がございまして、あるいは立案中であるといふ言ひはいたしけれども、これは国の段階での措置としてそういうことがございまして、また検討中であるというところでございまして、農林省の考え方としては、農作物被害

等につきまして、全国的な大きな災害なり国民経済に影響が大きいというような場合に、国がみずから対策を講ずるといふことは考えておりますが、それ以下の、それに及ばないような規模のものにつきましても、それぞれ都道府県なりあるいは市町村の段階において対処していただく、こういうようなことをかねがね指導をいたしておるわけでございます。

○諫山委員 最初の質問で、たとえば河川の堤防が決壊して被害が大きくなるというようなことが明らかにされたわけですが、こういう事態をつくり出す国の責任というのは、やはり非常に重大だと思ひます。ところが、実際は被害を受けてもほとんど補償が受けられないということになりますと、何といつてもこういう災害が起こらないような予防措置をもっと完ぺきに、あるいは被害が生じた場合の完全な補償制度を確立するということが、みんな安心して生活ができないわけですから、この点、政府としては慎重に検討してもらいたいと思ひます。

なお、いつも水害のあとで問題になるのは、どうにかこうにかお米がとれたけれども、あまり質のよくない米になったために政府から買い入れてもらえないという問題が起こってきます。等外米扱いにして買い入れてくれないというように、等外米が出た場合には政府としてはどう処理するつもりなのか、お聞きしたいと思ひます。

○澤邊政府委員 等外米あるいは規格外米については、政府といたしましては、原則として食糧管理特別会計において買い入れはしないということになっておりますけれども、災害対策の一環として、非常に激甚な災害を受けたというような場合には、特別に地域を定めまして、配給に乗るような品質のもの、等外米あるいは規格外米であつても、それに限つては買い入れを特別にするという措置はこれまでも講じております。

○諫山委員 それは本件についても当てはまる見通しだと聞いていいのですか。

○戸塚説明員 福岡県のいまの先生の御質問の地域につきましては、被害の実態なりあるいは被害米の発生状況等についてまだつまびらかに把握しておりませんので、状況がわかりました時点で検討させていただきますと思ひます。

○諫山委員 そうすると、どういう条件の場合に、いま説明されたような等外米とか規格外の米も買い入れが考慮されるようになるのですか。

○戸塚説明員 従前の例でございますと、天災融資法で指定を受けた県でございますが、かつ被害米の出回る量が相当大きいという県を特定いたしまして買い入れを実施するというのが、従前の例でございます。

○諫山委員 農家にしてみますと、米が流失する、これはたいへんな損害です。しかし、それにしても、たとえば共済制度で幾らか補償されるというふうな救いもあります。ようやく流失は免れた、米にもなった、ところが政府が買い入れてくれないということになりますと、これは踏んだりけつたりです。ですから、こういう等外米とか規格外の米というふうなものについては、大いに政治的な融通性を發揮して、農民の被害を最小限に食い止めていくというような措置をぜひ考慮してもらいたいと思ひます。等外米も、一切役に立たないというふうなわけではないはずで、それなりの用途もありますから、この点、なるべく農民の被害を救済するという立場で運用していただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○戸塚説明員 具体的な実情が判明いたしましたときには、先生のおっしゃられましたようなお気持ちも体しまして検討させていただきますと思ひます。

○諫山委員 今度は問題が変わりまして、島根県の干ばつ問題について聞きます。

全国的に干ばつの被害が日に日に拡大してきます。島根県の干ばつについては、さつき陳情のときに御説明があったとおりです。私も、島根県に二日間ばかり行きました。現地の悲惨な状態をぶさに見てまいりました。洪水もおそろしいけれども、干ばつもたいへんだということを痛感してきたわけです。

そこで、島根県の共産党の組織は、たとえば上水道を確保するために工業用水優先のやり方を続けてはだめだ、こういう立場から、ことしの六月二十三日に飯梨川の都市用水事業の水について工業用水を規制すべきだ、そして優先的に上水道に回すべきだという主張をしました。ところが島根県当局は、なかなかその要求を受け入れてくれず、八月ごろになつてようやく工業用水をストップするという結果になつたようです。この経過を見てみますと、共産党の指摘こそが正しかった。これに対する県当局の対応がきわめておそかったから上水道の不足が早まつたというふうに理解されるわけですが、いかがでしょうか。

○柴田説明員 飯梨川の工業用水道につきましては、先生御指摘のとおり八月の十三日から断水に入っておりますが、現在の工業用水による給水計画三万四千トンでございます。一部上水に一万六千トンほど分けておられるのが現状でございます。

○諫山委員 共産党が六月二十三日ごろから工業用水を規制しようというのを主張していたのは、御承知でしょうか。また、そのとおりにはいたしたとすれば上水道がいまほど枯渇することはないか、たと思ひますが、いかがでしょうか。

○柴田説明員 先生御発言のような内容につきましては、県からは聞いておりません。

○諫山委員 これは県としてはあまりにかつこうのいいことではありませんから、報告してないのかもしれない。しかし、こういう問題は共産党の率直な提案も率直に耳を傾けるということ、政府にも要望したいわけですが、

そこで、さまざまな被害が島根県にあらわれてきていますが、その中の一つに、上水道の給水が一日に二時間程度だ。そのために、たとえば理髪店の経営が成り立たなくなる、旅館のお客さんが激減する、あるいは工業用水のストップによつて関連の中小企業が操業停止に追い込まれる。実に広範な被害が生じております。これを県のほうで

は間接被害ということばで説明していたのですが、現在島根県の間接被害が幾らぐらいになつてゐるのか、おわかりでしょうか。

○若杉説明員 一般的に、飲食店あるいは一部の工場等、よく水を使うところで甚大な被害が出てゐるということは聞いておりますが、きょう現在、その額がどれくらいかという報告は、まだ受けておりません。

○諫山委員 私は島根県一つを例にとつていま質問しましたが、これは干ばつが起こつてゐるすべての地域で生じてゐる問題です。そして床屋さんが休業に追い込まれる、あるいは旅館業者の客が激減する、この種の問題が至るところで起こつておりますが、こういう中小企業者に対する救済はどうなるのか、政府としては何か考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○若杉説明員 われわれのほうの聞いております段階では、特定の県におきまして特別の融資制度を設けておるといふことでございます。国としては激甚災その他の指定に入れるのはなかなか困難だろうと私のほうは思つておりますが、情勢いかんでは、中小企業三機関がございまして、そこで特に配慮した運転資金需要についてのめんどうを見るようにということを考えてるを得ない、こういう問題が出てくるのじゃないかと思つて、現在検討しております。

○諫山委員 中小企業の工場で操業を全面的にストップしてゐるところも島根県に出ていますが、こういう工場に対する補償も、融資程度しか考えていないのですか。

○若杉説明員 現在のいろいろな制度的な対応といふのは、やはり中小企業の被害については金融ベースといふのを主体として考えております。

○諫山委員 私は、二日間にわたつて島根県を視察して非常に意外だったのは、ため池に亀裂が生じてゐる。この亀裂が非常に深刻で、簡単に補修できない亀裂だそう。ところが、こういう損害といふのは、いわゆる農業の損害の中には計上されてゐないといふのですが、そういうため池

の被害の実情というのはいわゆる被害にきつては、その農産物の被害というふうなもの、あるいはまた農地あるいは農業用施設の被害状況というものを、日を限ってとらえようという調査を進めておる段階でございまして、特に農地あるいは農業用施設、ため池等の被害につきましても、まだほとんど進んでおりません。そこでまた一べん雨が降りますと、農地等はもとへ戻るといふ関係もございまして、その一番被害が進んだ状態のところを調査をいたしまして、その実情を写真その他によって状況を保存するというような作業を指示してやっております。

○杉田説明員 島根県の干ばつ被害につきましても、その農産物の被害というふうなもの、あるいはまた農地あるいは農業用施設の被害状況というものを、日を限ってとらえようという調査を進めておる段階でございまして、特に農地あるいは農業用施設、ため池等の被害につきましても、まだほとんど進んでおりません。そこでまた一べん雨が降りますと、農地等はもとへ戻るといふ関係もございまして、その一番被害が進んだ状態のところを調査をいたしまして、その実情を写真その他によって状況を保存するというような作業を指示してやっております。

なほ、ため池の亀裂等が起きて復旧不能というふうな話もございましたけれども、おそれなくため池等であれば復旧不能というふうなことはまずないと思います。そこで、そういうため池等の亀裂に対しては、明年の貯水に、あるいはまたこれから起きるかもしれない水害等に対応いたしまして、早急に応急的な措置並びに恒久的な措置をとれるように災害復旧事業で措置していきたいというふうに考えております。

○諫山委員 その場合の復旧の工事費というのはこの負担になるのか。政府や県としてはどういう援助を考えているのか、お答えください。

○杉田説明員 一般の災害復旧事業の処理でございます。国、県、地元という関係になります。

○諫山委員 もう一つ私、島根県で痛感したのは、国や県が奨励して干拓地をつくった。そこに入植した。ところが、干ばつで非常に大きな被害を受けた。収入はほとんどないという状態です。しかし、それでも毎年の金の支払いだけはきちんとしなくてはならない。これはたいへんだと思ひました。こういう問題については、干ばつによる被害ということで特別な考慮がされている

のかどうか、お聞きします。

○杉田説明員 先生の御指摘の干拓は特に長江干拓地という補助干拓地だと思います。これは昨年の水害で全くなくなった、今年は干ばつ、塩害でとれなかったというふうな状態になって、非常に気の毒なところでございます。そこで、これは県営の補助事業でございまして、当然公庫資金等があると思ひます。そこで、その償還の延期の措置というものを、公庫を指導していきたい。公庫法の第六十条を活用するように指導しておるということでございます。

○諫山委員 私はごく短期間の間に、福岡県の水害の視察をして、その直後に島根県の干拓の視察をして、全く水害と干拓というのは相反するものであります。それが共通して言えるのは、政府がもっと国民を大事にするような政治をしていって、こういう被害というのは大半避けられたのではなからうかということです。その典型的な例は、たとえば河川の堤防が決壊してもなかなかそれが復旧されない。復旧しなればならないというところはわかってはいるのに、これが復旧されずに長期間放置されている。そのために被害がさらに増加するということになる。そのために、それが繰り返されておる。そういう点から見ると、よくいわれることであります。天災はほとんどどの場合も、私には痛感されます。こういう点について、これは不可抗力だ、天然自然現象だからどうにもならないというふうな考え方はなくて、もっと生活優先の政治を続けていくという立場から根本的に解決していただくということを政府に要望して、質問を終わります。

○大原委員長 次は、田中昭二君。

○田中昭二委員 私は、きょうは本年の七月末の福岡県の集中豪雨についてまずお尋ねするわけでございますが、本論に入ります前に、先ほど橋崎委員から御質問がありまして、それに対します総

理府の御答弁を、確認の意味でもう一べんお聞きしたい。その御返事いかんによつては、私のあとの質問がだいぶ省けますから、ひとつ午前中の御答弁をそのとおりしていただきたいと思います。

それは、総理府副長官のお話では、今度の福岡県の集中豪雨の被害の状況をよく現状把握をして集計し、査定が終われば、ことしの水害、これは七月以前の被害、また昨年等の被害等から見ても、激甚地の指定がなされる可能性もある。特に各市町村においては、それに達しない場合は局地激甚の適用がなされるのではなからうか。これは私のことばが少し違ふかもしれませんが、趣旨はそれに大体合っていると思ひますが、そういう御答弁があったと思ひます。そのあとに参事官のお話では、橋崎議員がそれは具体的にどういう町にそういうものが近いのかという質問に対して、そのときに、私の聞き間違いならばこころではっきりしておきたいのですが、何か若宮町とおっしゃったと思ひます。そうしますと、今度の、福岡県の七月末の集中豪雨には、若宮町は災害救助法が適用された十一市町村に入っていない。そこで、局地激甚の基準に適合するようであれば、私は聞いておりました。これは当然十一市町村は局地激甚よりも激甚の財政援助の法律が適用になるのではなからうか、こう思つて先ほどの答弁をたいへん期待して評価しておるわけでございますが、私の評価が間違ひないと思ひますが、いかがでございますか。

○小宮山政府委員 台風六号、これは七月の二十日から二十九日まで、それから三十日から八月五日の低気圧、これは福岡方面、長崎、それから八月四日の降雨、これは名古屋方面でございます。それから八月の六日の大雨、これは新潟、北海道、この災害のうち農地と農業用の施設及び林道の被害については、全国的規模において激甚災害指定基準に達しておりますので、現在関係各省庁においてその指定の手續を進めております。

その他の災害について参事官からのお話がありました。局地激甚でございますけれども、これはまだあのとくに、橋崎委員のお話では、何とか言えぬかということなので、何ともまだ推定事項のところでございますので、公共土木施設等の被害及び中小企業関係の被害について、局地激甚の指定の基準に該当する市町村がある可能性があるというところで私のほうはいま調査中でございます。いまの災害救助法の適用以外の杉田参事官の言ったところを私も確認しておりませんけれども、私のほうでは調査中であるということで、局地激甚のほうの指定ができればという希望を持っております。

○杉田説明員 補足して御説明申し上げます。激甚地の指定につきましては、ただいま副長官が御説明したとおりでございます。局地激甚でございますけれども、これは先ほど御答弁申し上げましたように、災害の査定額と、それから当該市町村の標準税収入を見比べるわけでございまして、しかもその査定額というのは、その市町村の所管している施設の被害と、それから当該市町村の標準財政収入の比較でございます。これはまだその査定をいたしておりますものではございませんが、たとえば、災害救助法といふのは、これは、たとえばある程度水がきまして、床上浸水が何戸以上あった場合は災害救助法を出すという基準がございまして、それと、具体的な公共土木施設の被害とは必ずしも合っているかどうかははっきりわかりません。一つ一つの町をあげましては、大きな被害の出る町名を、具体的な公共土木施設の被害の出る町名をあげたわけでございます。当該市町村の所管している土木施設をあげたわけでございます。

○田中(昭)委員 もう一べん確認しておきます。いま総理府副長官のお答えは、私は先ほどからの前提を申し上げたつもりなんです。損害額の査定が終わつてない、いまからやるんだから、それができれば、こころもう少し前向きな答弁ができる、私はそれを前提に置いている。そこでいま、激甚地の指定が福岡県のこの集中豪雨については、いかにもわからない。だけれども、激甚地よりも

その範囲の狭い、基準のやわらかな局地激甚について、副長官は可能性があるとおっしゃった。ということ、私は現時点において、損害額の査定が終われば可能性があるとすることは、それに近いことですから、可能性があつて逆戻りするはずはない、こういう認識です。そういう認識でよろしいだろう、こう思います。御答弁は要りませんけれども、うなずいておられるようでありますから、それを認識いただいたと思う。

そこで、いま参事官にお尋ねしたのは、あなたが若宮町という特定の地名をあげられた。若宮町の公共土木の被害と、今度の災害適用になりました十一市町村の公共土木施設の被害は少ないからというように、私はいま言えないと思うのです。現場の十一市町村に私は住んでおりますから、状況を見まして、若宮町のほうが常軌的に被害が少ないとするならば、当然、若宮町には災害救助法が適用されてないんですから、それよりもひどいと思われる十一市町村の公共土木事業については適用になるのじゃないかという解釈を私がするのはあたりまえじゃありませんか。もう一ぺんその点……

○小宮山政府委員 局地激甚の場合には、公共施設災害復旧事業の査定した事業費とその市町村の税収入との関係がございまして、その税収入とのバランスがございまして、なかなか一がいに言い切れないということも御了承いただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 じゃ、次に進めていきます。

本論に入ります。私は前もって申し上げておくことがいかどうかわかりませんが、この福岡県の七月末の集中豪雨のときには、雨が降り出してからずっと夜中まで、夜中に集中したわけでございしますが、明け方まで私も一睡もせずにその雨の降る状況を見て、その翌朝さつそく、報道機関よりも先に人命損傷の行なわれた現場にかけつけて、そして私は、いままでも質問のあった事情について、現場のことについて調査をしてきたつもりでございます。

(委員長退席、金丸(徳)委員長代理着席)

そこで、災害が起こっているいろいろな損害が出る。ことが人災であるとか何とかいうことはいまお聞きしましたけれども、私は、この災害が起こる前に予防処置がなされておるならば、こういう災害が起こらなかつたのではなからうか、そういう点について少し議論を進めていきますが、昨年の被害についても、総理府では防災会議を各閣僚出席のもとに開かれております。そこでできました。いような対策というものを私も見せていただきました。その中で、やはり災害の予防という点については重点的にやるようになっておりますが、そういう点を踏まえて、まず一般的なことからお尋ねしたいと思ひます。

福岡県の集中豪雨に限っていきますが、風水害の発生が予想されたり、集中豪雨が大体予想できるといふようなとき並びに発生した場合に、現場におきます国の出先機関や地方公共団体等の予防といふ点、予測といふ点、処置といふ点、そういうものと防災体制の発動、その発動による各機関の機能、こういうものはどのようになっておりますか。まず総理府と消防庁関係、警察関係だけでもお答え願ひたいと思ひます。

○小宮山政府委員 昨年の七月豪雨の経験にかんがみまして、これは出水期以前に各省関係を集めて連絡会議を開きました。これは五月でございまして、各官庁が協力して横の連携を十分にとること、観測の強化、それから避難体制の確立を中心とした防災会議を開催いたしました。また、御承知のとおり七月六日の中央防災会議においてもこのことを明確にいたし、今後の防災体制を一そう拡充するということで考えております。

いま先生お話しの問題についても、私、防災会議の事務局長として、そういう予防ともう一つは被害額の問題などを考えますと、予防体制といふものをもっと明確に、的確に十分やっていきたいというところで、関係各省の協力を得て今後とも進

めていきたいと考えております。

○藤江説明員 災害の危険等がありました場合には、まず気象台のほうから消防局の指令室のほうに、専用電話によりまして通報が入ります。これに基づきまして局の指令室から各消防署、出張所等とその旨を連絡するといふふうな体制が通常でございまして、で、この警報を受理しました消防局の宿直責任者、まあ夜間でございますたら当然宿直責任者ということになります。火災及び救急活動の必要性等考慮しながら、市内の必要と思われる箇所等に消防自動車であるとかあるいは消防広報車等で巡ら警戒等を実施いたしました。巡らは、無線で活動部隊を要請いたします。また一方、巡ら警戒中に地域住民等に対して警戒内容の概要等をPRするといふような活動をいたしておるわけでございまして、ただいま問題になっております福岡の場合にも同様の措置をとっておるわけでございまして。

なお、災害の一般的な体制といたしましては、災害の程度によりまして注意体制、警戒体制、非常体制といった三段階の体制をそれぞれとることになっております。その体制のそれぞれの違いは、動員いたします消防職員の数の多寡でござい

ます。また、消防自動車等の出動につきましては、第一種から第四種までの出動、それから特命出動という段階になっておりますけれども、風水害の災害につきましては、これはすべて特命出動ということで、住民の通報状況とか、先ほど申しました巡ら警戒中の消防部隊からの報告の状況によりまして、直ちに可能な限りの部隊あるいは消防職員を出動させることになっております。なおこれでも不足な場合には、他の市町村の消防機関に応援を要請するといふふうなことが考えられておるわけでございます。

これと関連いたしまして消防団に對しましては、もちろん最終的には消防団長の判断に依存しているわけでございまして、災害等の危険の発

生するおそれのある場合におきましては、消防局の指令室から団長、分団長等に電話連絡いたします。もし出場の必要があるといふふうにそれぞれが判断いたしました場合には、分団の車庫等にありまところのサイレンの吹鳴によりまして団員を招集するといふふうな体制になっております。

○田中(昭)委員 気象庁と警察庁、簡単に。

○高橋(浩)政府委員 この問題につきましては、やはり集中豪雨の警報をいち早く出すということが非常に重要でございまして、ただ、集中豪雨の子報が非常にむずかしいものでございまして、かなり早くからの確にいたすことは非常にむずかしいのでございまして、したがって、各方面のいろいろなデータを集めるとともに、そのデータに基づきまして警報を出しております。今回の場合につきましては災害の一時半ほど前に警報を出して、その前に注意報はもちろん出してありますが、そういう状況で、なるべく早い時期に警報を出して災害の対策がとれるようにつとめておるわけでございまして。その警報につきましては、消防庁とか自治体とか、そういう方面に電話でお知らせしておる、こういう状態でございます。

○田中(昭)委員 私、もう少し一般的なことでお尋ねしますが、そういう場合そういう体制になっておるわけでございまして、実際に災害が発生する現場での各機関をかりに想定いたしましたのは、何といひましても消防関係、警察関係は、人が寝ているようなときに出ていくわけでございまして、そういう活動に對しては、ほんとに心からいふも敬意を表しておるわけでありまして、だけれども、そういう中に、大雨が降って災害が起くるんではなからうかといふときのその行動を誤りますと、手おくれになりますと、今度の福岡の水害みたくに多数の死人を出していくといふようなことになり、こういうことを言わなきゃならぬわけでございまして、そこで、災害のときに一番働く消防の方のいろいろな状況を取り上げて話すことは、心苦しいのですけれども、その

ほかの国の出先機関なんかはそれに比べればたいへん手ぬるい、防災対策のとおり動いてない、こういう気持ちでしてならないわけでございます。まず消防署でございますが、消防署には当直の方がおられるわけでございます。その当直の方が、降りしきる大雨を見ながらたいへん不安を感じておられます。そのときに、たいへん雨が降っておりますから、その人が先ほどの電話連絡等によりまして気象機関からの大雨注意報、そういうものを聞いておたします。その場合、注意報を受けた当直勤務者は、さらに降り続く大雨の降雨量を見てどのように処置すべきでしようか、簡単にお願いします。

○藤江説明員 御指摘の問題につきましては、当日夜八時四十分ごろ大雨注意報が出たわけでございます。それとともに、宿直責任者といましては降雨の状況等警戒いたしておたわけでございますけれども、そのときの状況をいろいろ聞いてみますと、まあ当初はたいした雨ではなかったというところで、むしろ十時ごろからかなり強い雨が降り出した。最も激甚になったのは晩になってからだということだったわけですが、したがって、それらの降雨の状況等を判断しながら、先ほど申しましたような、どのような警戒体制をとるかということを実は判断したわけでございます。この段階では、先ほど申しました第二段目の警戒体制をとる、それに応じまして消防署員等を招集したということになっておるわけでございます。なお、巡ら等は十時ごろから開始いたしておるわけでございます。

○田中(昭)委員 実は私のうちのすぐしろが福岡の消防署なんです。いまお答えになった方は、福岡県、市の状況をお聞きになってお答えになったのであって、あなたはきちっと第二の警報を出して、集まって巡らしたとか何とかおっしゃいますけれども、そういう状況じゃないのですよ、現実には、ですから、それは現場の方でないから無理もないと思いますけれども、総理府副長官、ここが大事なんです。

福岡の場合を申し上げますと、確かに八時四十分には気象台のほうから大雨注意報は出ておる、そういうわけですね。そうしまして、たいした雨ではなかったといえますけれども、その前にもう一つ条件があるのです。その当日、三十日の前々日、前二日間には、この福岡地方に百ミリ以上の雨が降っておるのです。そういうことも当然、これは過去の事実ですから頭に入れておかなければならない。気象台のほうも手を抜いているのです。前日の日までに百ミリも雨が降っておつて、大雨注意報を出すのですから、その晩、ですから、そういうことを怠って、ここに新聞の書き抜きをしてきたのですが、前日、前々日の二十七、二十八日の百ミリをこえる雨が今度の災害の引き金の役目をした、それで予想もしなかったところにがけくずれが起った、こういう新聞報道になっている。結局、かりにいまの消防署の当直者といえども、その大雨注意報が出た段階で当然集中豪雨といふことを予想し、そしてこれが、ただ関係者が集まってくることも大事でございます。

(金丸(徳)委員長代理退席、委員長着席)

また、先ほど聞いた防災体制の中でいろいろな横の連絡も、おっしゃるようになります。もう夜の寝る時間でありまして、ですから、そういう役所同士の横の連絡をやると同時に、私はこれを住民に知らせなければいけません。住民が不安でおるわけでございます。住民が一刻も早くこの状態を知らなければならぬ。ところが、いまの消防庁のお話のように、十時ごろといえますけれども、十時ごろ、私は消防署の前におるのですから、何のそういう警報も——警報といえますが、消防署の規定によりまして、そういう場合には警報の内容の概要を住民にPRしなければならぬ、このようにきまっております。こういう状況でございます。そこで、事実関係でございますからもう少し入りますが、その消防署でもう少しこまかい配慮が

要るのではなからうかと私は思う。ということでは、気象機関から、福岡の場合は福岡気象台ですが、そこから大雨注意報の発令が知らされた、その時点で降雨量、それからその前の、先ほど言いました前々日からの降った雨、こういうことと今後の雨量、こういうことの予想を消防署が問ひ合わせをしたり、また、その問ひ合わせの結果いかんによつてはその善後策を検討してみたり、そしてその結果を住民にいち早く知らせるといううなこまかい配慮をすべきではないか。福岡の場合にはなかった。私は現実におりましたから——そういうことでございますが、これに対してどのようにお考えになりますか。

○藤江説明員 ただいま御指摘になりました住民へのPRといったものについては消防の規定上は定められておりますけれども、その点についての配慮が足りなかったのじやないかという御指摘はごもっともだと思います。あるいはその点で災害が避けられたかもしれないということは期待できると思ひます。その点で今後私どもとしても十分指導を進めてまいりたいと思ひます。

また、気象条件等の分析につきましては、何ぶんにも気象条件等の専門家ではないというふうな点もあつたかと思ひますが、御指摘のように、これも十分検討されなかつたのではないかと、この点にもありますので、その点につきましても今後十分に指導してまいりたいと思ひます。

○田中(昭)委員 いま消防庁のほうから、大体現場の事情を私申し上げましたが、そういうこまかい配慮は実際はできなかったというふうなお話がございます。私はもうそのとおりだろうと思ひます。そこで、ほんとうはそういうことが今後の防災体制に生かされなければならぬ、そういう意味におきまして、総理府副長官にもまとめてひとつお尋ねしますから、ほんとうに災害を防止するという決意と同時に、はつきりした監督権限なり処置をとってもらいたいと思ひます。そこで、一応ここに質問の順序を用意しておりますから、それを申し上げますが、いまのような

御答弁でございますと、福岡の場合、消防署をはじめその他の機関が、いわゆるお互い同士が、国の機関も地方公共団体も含めてこまかい配慮をしなかつたというふうなことでございまして、そういうこまかい配慮の機能を失つた状況について、総理府副長官、どういふふうな判断と認識をお持ちですか。問題は、それがどうであろうともいいのですが、防災会議がこの七月に行なわれまして中を見ましても、出水期におけるこのうなというふうなことで、第一番にあげているのはやはり人命尊重であります。でございますから、ひとつその辺のことにつきましては、副長官のほうからまとめて、決意と実行される処置をお聞きしたいと思ひます。

○小宮山政府委員 防災の中で、危険箇所等々の問題はございますけれども、一番重要なことは、いま田中委員がおっしゃいますように、情報の徹底化という問題が非常に大きな要素を占めるであろうと思ひます。昨年の七月豪雨の経験に照らしまして、行政無線あるいは簡易雨量計等の設置を促進いたしておりますけれども、まだまだ不十分でございます。また、防災体制の中でいろいろな連絡あるいはこまかい配慮をし過ぎるということはないのだ、どんなに徹底してもよろしいんだというふうなことの考え方に立つて、やはり今後とも情報の徹底化、それから判断の確化、それから各関係省庁、出先機関との連絡の緊密化ということによつて住民の生命、財産の安全をはかるということの基本として今後邁進していきたいと考えております。

○田中(昭)委員 いまの御答弁では私は期待が持てないのです。といひますのは、いまずつと災害が起りました場合に、現在相当な金をかけても、それが時期がおくれたり、また金をかけても、原形に復旧するには相当な金がかかります。そういうことを考えますと、私はいまの予防体制の中で、もちろん情報の収集等もございまいしうけれども、その情報の収集を勤務に当たる人たちがちよつと注意をし、心を配るならば損害の防止が

そこで問題は、この集中豪雨による被害の状況の把握について、いままでの被害とは特殊な状況があると認識してもらわなければ困るのです。激甚とか局地激甚を適用するしないという問題だけじゃないのです。人命は金には換算できません。あの悲痛な、建設省地方建設局の係長さんの一家がなくなつて、二人の子供が残された被害、そういうように、同じ死者が出ましても、その内容については普通の災害と違う状況であることを市町村も県も国も当然見て、この問題については当然でもらわなければならぬと思いますから、先ほどから被害状況は聞きましたけれども、今度の福岡集中豪雨の特殊性ということについての認識をお聞かせを願いたいと思います。実態の把握の中での特異な状態をお聞かせ願いたいと思います。

○小宮山政府委員 福岡の集中豪雨の災害についてはいろいろの問題があるようでございます。いま御指摘の降雨量の通報の時間も、一時間ぐらいのズレがある。確かに私もその辺は、情報の通達、伝達というかコミュニケーションがもっとともしっかりしなければいけないということも痛感いたしました。それに対しての住民への通報もしっかりとしなければいかぬ。もう一つは、防災体制の中でのべき措置あるいは林野庁がとるべき措置等々のことも考えて、今後ともそのようなお気の毒な方が出ないように対策を全力をあげてやっていきたい。また、昨年来の防災危険地域について、相当数ございます。これについても早く応急措置をして万全の措置をとらしていただきたいと考えております。

○田中(昭)委員 私はその被害の実態の特殊性をお聞きしたのですけれども、どうも用意してきてないようでございますから、私のほうから申し上げてみたいと思います。

たとえば死者二十四名。先ほど言いますように死者、行くえ不明、重軽傷者まで含めて——今度の集中豪雨はたった二、三時間、あまり降らないときも入れば前後五、六時間でしょうね。翌日はからりと晴れた、青空が見える天気なんです。私も朝方になりましたすぐ事故現場にかけつけましたけれども、普通一時間ぐらいで行くところに四時間かかって届いた。そういうことはどうでもいいのですが、いずれにしても四時間かかって届いてみますと、死者というのが、一カ所で二十四人やられたのではなくて、幾つもの町村で、いわゆる急傾斜地とか、先ほどか言いますようないろいろな宅造の関係と思われるようなところ、森林の乱伐が行なわれていたようなところ、そういうところに点々と二十四名の死者を出している。これが普通のいままでの災害と違うところであります。行くえ不明にしましても、いまだもって四名の行くえがわからないのです。こういう災害は——災害に対する対策を一生懸命やっておると言

います。こんなことではどうするかと思うのです。その行くえ不明の遺族の気持ちにしたら、一カ月近くになるのに遺体があらならないという気持ち、また現実に遺体が埋まっておるためにいろいろなことが進まない、こういう状態はいままでにない状態でありました。おわかりいただけるでしょうか。——どうも実感がこないようでございます。

そのほか家屋の全壊にしましても、先ほど何べんも出ました四王寺山脈系の国分というところの全壊家屋でございます。この全壊家屋に建設省のお役人さん、経歴から見ますと、おそらく小学校を卒業して給仕で入っておられる方でしょうが、三十年近くとめて地方建設局の係長になった。そしてようやく家を新築して間もなくこの水害にあつた。その家の残骸というのは、爆風でやられたみたいにかわら一枚残っていないのです。紙を破つたようにばらばらになってしまっている。ここに写真もございすけれども、お見せしなくてもわかると思います。全壊家屋といひましても、普通は家がたつと倒れるか柱ぐらい残っているものです。ところがこの全壊家屋は、紙きれをちぎつたようにこぼれみじんになってしまつてい

る、こういう状態です。残された幼い二人の子供。私は、こういう状態がいつ起こってくるかわからないというのを考えますと、ただここで議論するだけで終わらしていいものだろうかという気持ちもするわけでございすが、一応実情を申し上げればそういう状態でございます。

それから橋の流失についても、特殊な状態は先ほどもちよと出ましたが、森林の伐採によりまして、伐採したあとの木の根といひますか、切り株といひますか、それが多量に流出しておる。大体これが、切りまして二、三年するところいうふうには流れるのです。それが橋げたにかかりまして、普通流れないと思われておる橋が、その流出物の木の根っこがひっかかって流れる。その橋が流れることによってそこに布設されておりました水道管も流れて、水はあるのに、そして水害

のあとの日照りがしておるときに全町村が断水するといふようなみじめな状態。水がないときには私も実際水を運びましたけれども、あの水害後のかんかん照りのところに水が出なかつたらどういう状態になるか、幸いにその後病人等も出ませんようございしましたけれども、そういう特殊な状態があるといふことでございます。

そのほか道路にいたしましても、道路のことはぜひ言っておかなければなりません。いま福岡の近郊でも九州縦貫高速道路、そういう道路網の整備がどんどんなされております。その道路がなされまして、先ほどからお話がありましたように、川の流れも変わりますし、それから地形が変わるために、いままで流れてこなかったところ

に水が流れてくる。そこで私はぜひ図面で——これはあまりいい図面じゃございませんけれども、つくつてきましたから説明申し上げておくのですけれども、これは大野城市の乙金というところできりましてがけくずれの状況でございますが、御存じのとおり、まん中に高速道路の工事がいままなされております。そうしまして、こちらがいわゆる山側になりまして、その山側がけくずれを起したわけでありまして、いままで、高速道路ができるまではこちらのほうが低くなつておりましたために、水は全部ここのように流れておつた。ところが、この道路がつくられたために水がこつちへ流れなくなつた。その状態の中で土砂くずれが起つたために、ここに掘っておりますトンネルに全部集中したわけなんです。そこで、ここにありました家屋が全壊と同じような状態になつた。全壊家屋の方から見れば、まずこういうところに——家のそばにここのトンネルを掘らなければならなかつたといふことについては、いろいろ事情もございすけれども、私は、この事故の現場に行つていろいろ事情を聞いてみますと——

道路公団に私、直接電話しました。この状況を見てどういふうな理解をしておるかと言つたところが、公団としては、この道路ができたためにかつて土砂を防いで被害を少なくしたのだとい

返事なんです。ほんとうですよ。私だけ確認したのじゃありません。秘書も確認しております。それが考えてみても、この現場を見ればはつきりしますけれども、道路ができたために、もちろんそれは、山くずれの場合に土砂を防いだということも事実でしょうけれども、そういうところにトンネルを掘つて、住家の近くにトンネルを掘つて、通路でございすけれども、そこに水が流れてきたことは道路公団の責任じゃないかということ——そういうことなんです。現場では。市町村の責任だ、工事をやっておる国の責任なんだというふうな状態で、いまだもって避難場所そこに人たちは住んでおりますけれども、ほんとうにかわいそうな状態なんです。

そのほか森林の伐採によります被害、いろいろな公共土木施設、農林水産業その他の施設も相当やられておりますが、特にこの森林伐採で言つておかなければならないことは、この地方には千数百年前の国の特定史跡がございす。いわゆる太宰府でございすが、それに関連しました太宰府以前の史跡が、今度の水害でずたずたにやられておるのです。そこを見てもみますと、やはり森林伐採の林道が影響しておるようなんです。

それからまた国鉄の被害でも、一番ひどかつた宇美町に勝田線といひまして赤字線でございますが、その終点がございす。そこが現在復旧の見通しがつかない。全然列車が動いていない。その線路敷は現在川みたひになつております。その写真も持つてきて、お見せしたいと思ひますけれども、こういう状態ではいつ災害復旧がやられるかわからない、そういう状況がございす。これは現場でなければその状況がなかなかよく理解できませんから、あとで見ていただきたいと思ひます。

以上、私のほうから、今度の福岡の集中豪雨に対する災害の特殊性というものを申し上げました。その特殊性を一日も早く除去していただきたい、原状復旧並びにあなたにかい手を差し伸べても

らいたい、こう思うわけでございますが、私が申し上げました被害の実態に対するそれぞれの各省の今後の対策といえますか、そういうものをお聞きしたいと思っております。

○浅井説明員 先生御指摘の乙金山の災害についてお答え申し上げます。

ただいまの災害は、土砂流が高速道路から一キロばかり山手から流れてまいりまして、それが高速道路にせかれて、ボックスカルバートを通って下手の人家に流入したというような事態でございます。現地の事情をよくいろいろ調べてみると、どういふ原因でこういう被害を生じたかは確たる御返事はできないわけでございますが、いずれにいたしましても、堤防がそこできましてために大量の土砂をせいたという効果もあつたかと思ひますが、一方また、ああいうボックスができたために水みちがきまつて下手の人家に流れ込んだという事態がございます。この辺いろいろ、なかりせばという議論はなかなかしにくいわけでございますが、私も、これから道路をつくる場合には、十分そういう経験を生かしてつくってまいりたいと考えております。

○篠原説明員 先生お説のとおり、勝田線は現在宇美―勝田間が不通でございます。先ほど御指摘のように、勝田の構内は現在水みちになつております。今月の二十三日に現地の宇美町から申し入れがございまして、従来の井野川の河川を遺体捜索をやるために一時鉄道構内のほうにつけかえてくれという協議がございまして、現在勝田の駅の構内は水みちになつております。遺体捜索を終わりますと、旧井野川のほうに振りかえられると思ひます。

続きまして、また勝田と宇美間は約二・八キロございますが、これが、そのうち二・三キロは井野川と並行して走っております。この間の災害で河床が上がりまして、場所によっては線路よりも河床が高いところがございます。この辺の河川改修の計画がきまりましたら、私のほうは協議いたしまして、復旧に鋭意努力したい、かように考え

ております。

○松形説明員 お答え申し上げます。

国有林の、あるいは民有林等を含めましてのことでございますが、森林法に基づきます施業計画によりまして、具体的な伐採箇所あるいは保安林あるいはそういう堰堤の施設、林道等につきましては計画いたしておるわけでございますが、特に国土保全という面につきましては、国有林等につきましても、小面積の伐採あるいは分散伐採するとか、谷筋、尾根筋等には天然林を残しておくとかいうようなこと、本年度からその施業が全国的に展開されておるわけでございます。

なお、当地域は山林はほとんど花こう岩でございます。いまして、このたびの異常な降雨によりまして千六百余所くらい崩壊いたしておりますので、その点につきまして、緊急な分につきましては現在すでに大蔵省と協議いたしております。緊急治山として処置いたしますと同時に、林道等につきましても今後の施工についてそのようなことのないような配慮をいたしながら、なお、現在被害を受けてました林道につきましては、すでに査定も終わっておりますので、直ちに着工してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○吉久説明員 太宰府関係遺跡の、特に大野城あとにつきましては、先生御指摘のように大石垣が崩壊をいたしております。これは幸い石垣は下流のほうに残つておるようでございますので、全面的な復旧をいたしたいと思つてございまして、さらに北側の百間石垣につきましても、これは西側のほうの部分におきまして崩壊いたしておりますわけでございます。これは私もいたしましては、放置しておればさらに他の部分に波及することもおそれておるわけで、百間石垣全体が全面的に将来災害が起らないような意味も含めて復旧いたしたいというふうに考えておるのでございます。さらに土塁等も三カ所やられておるわけでございまして、これら三件につきまして、それぞれ一般災害と一体となつて処理すべきものにつ

ましては、いわゆる土木工学の専門家その他御意見を聞きまして、そういうあらゆる面からの要請も含めて全面的な復旧に努力いたしたいと思つてございまして、現在、県教委に指示をいたしまして、都道府県の部局及び関係方面とも協議をさせておるわけでございます。今後こういうような災害のないように、十分この際復旧できるものは復旧いたしたいというふうに、早急なる復旧をいま検討いたしておるところでございます。

○田中(昭)委員 一応各省からお聞きしましたけれども、はなはだ私は不十分であります。問題は、時間があれば一つ一つやりたいわけでございますけれども、たとえば林野庁にしましては、千六百余所も山がやられておつて、いろいろいま総合的な抽象的なお話を聞きましたけれども、私は昨年、もう二年も三年も、この森林伐採については農林大臣のお約束もいたしておるのです。こうこうこういうことはしませんといつて、去年もちやんと住民にお約束までいたしておりながら、それを実行しないからさらに被害が多くなつたといつて、地元ではたいへん腹立ちを持っております。そういうことで、これはまた別な機会を得ましてひとつやってみたいと思ひます。特に建設省のほうも、私、時間があればいろいろ国道一つ一つ取り上げてやるわけですが、いま私が質問しました大野城の乙金にしましては、調査してから検討しますというふうなことではほんとうにいけないと思つたのです。当然こういうことにつきましては、常識的にもわかることについてはもう少し納得のいく答弁をいただかなければならぬ、こう思ふのです。

きようはもう時間がございせんからやめますが、最後に、この災害が起りまして、いろいろな被災者の救済措置として税の減免というところで、今度は早急に災害減免の指定もしていただまして、地元の国税局もいままででない、たいへんスピーディーな処置をとってもらいました。こういうことにつきましてひとつ簡単に、そのとつた処置並びに今後の方針等をお聞きしてお

きたいと思ひます。

○水口説明員 お答えいたします。

福岡国税局といたしましては、今回の水害による災害のあと、納税者の皆さんに水害による税の減免措置、こういったことをお知りいただくことが大切であるということであるいろいろな措置をとっております。

まず、局といたしましては、チラシを大量につくりましてこれを配布しております。また新聞、テレビ、ラジオ等を通じて、いまだういった減免措置があるか、その手続、そういったことをPRいたしております。また税務署といたしまして、さっそく係官を被害を受けた方々のところへ派遣いたしまして、それでお見舞い申し上げておると同時に、いろいろ、こういうふうにおやりになつてはいかがですかといふことを申し上げておるところでございます。また、説明会等もしばしばいたしまして、そのほか税務署に税の相談コーナー、こういったものを設けまして御説明を申し上げておるところでございます。

なお至らない点もいろいろあるかとは思ひますが、けれども、われわれ国税庁、国税局といたしましては、日ごろから納税者に親しまれる税務署になることをモットーといたしまして努力いたしておりますので、今後とも、特に災害等の場合には納税者の皆さんに対するサービスに一そうつとめてまいりたい、かように存じておるところでございます。

○田中(昭)委員 いま国税庁から話を聞きました、確かにそのことが、そういうことばのとおり現場がいつておるかどうかといふことについては、たいへんまだ行政措置として問題がございまして、一応そういうふうな措置をとられたことについては私も知っております。ところで、先ほどから私が申し上げましたが、こういう水害、災害、損害を受けたいわゆる死者の遺族の方々、先ほど私が取り上げました九州地方建設局の方は、一瞬にして夫婦ともなくなつて、残つた子供がまだ小さい小学生と中学生の子

供です。この人が二十七年間勤務だということを聞いておりますが、それで、残りました遺族に対して弔慰金等も行くでございましょう。しかし、この残された二人の男の子のことを考えますと、たとえば税の減免にしまして、ことし本人が七月までサラリーから納められた税金を返すということになると思ふのです。ところが、具体的に申し上げますと、この人が大体去年で百七、八十万円の給料をもらって、税金を六万円近く納めております。ことしは七月までに、概算ですが、百万円近くも四万近くの税金を納めている。

この税の減免が、たとえばことしのこの四万円近くのもので遺族に、十二歳と十歳の子供に返るわけでございすけれども、私は、過去二十七年間、営々と働いてその給料から納めた税金が、たった半年分のこのわずかな金額が返るというようなことは、遺族に対するあたにかい行政の配慮とはどうしても思えない。かりに過去に年間五万円ずつ納めても、三十年間でも百五十万円です。二十年間にしても百万円です。私は、その建設省の役人さんが二十年間納めた税金を一ぺんでも

一ぺんといえますとなんです。その子供の養育を、成長を考えますと、二十年間納めてきたんですから、その税金でも返してやりたいというようなこと、そういう姿になるのが政治ではなからうかと思ふのです。しかし、いまの税法では、ただことしの四万円近くの税金しか返せない。残された二人の子供が今後社会人となっていくときに、こういう税の減免でも、たいへん私は冷たい仕打ちではなからうかという感じがしてならないのですが、副長官から、そういう政治的な立場に立って、何とかこの残った遺児二人を助けるという意味において、税金でも多く返してやるという方法はないでしょうか。

○小宮山政府委員 たいへんむずかしい御質問でございすけれども、税のほうは、大蔵省がいらつしやるので、大蔵省のほうからお答えいたしたいと思ひますが、総理府といたしましては、やはり恩給法の問題から考えていくべきであらう

と思ひます。で、災害でなくなりあるいは公務中になくなった場合に、その子弟が未成年である場合には今後どうあるべきかという問題について、いまの先生の御趣旨に沿うような形で直しておきたい。昨年、恩給法は、人事院勧告をそのまゝいれましてスライド制にいたしました。来年もたいへんなベースアップをするような形になるんでございすけれども、そういうこまかい配慮を政治的にしておく必要があるかと思ひますので、この点も考えさせていただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 お約束の時間も来たようございすからやめますが、最後に、いま私がいろいろ申し上げたことをひとつ十分考慮に入れられまして、今後の災害査定等につきましてもひとつ手抜かりのないように、災害地の人たちに對する救済の手を差し伸べてもらいたいということを願ひいたしまして、質問を終わります。

○大原委員長 次は、福岡義登君。

○福岡委員 午前中にも各委員から問題を指摘されたんですが、ことし異常な洪水によりまして干害が発生しておるわけであります。特に中国地方、西日本一帯の干害が、現地を見たりしまして、非常に深刻な状態になっておるのであります。そこで、要点だけを質問して議事進行に協力をしていきたいと思います。午前中の質疑の中で、現在、財政当局と農林省が応急対策について折衝中である、こういう御答弁があったように聞いたんですけれども、この財政当局と農林省の応急対策についての結論はいつごろまでに出される予定と

いいますか、見込みと申しますか、結論の出る時期をお伺いしたいと思います。

○杉田説明員 干害の応急対策を主題にして打ち合わせいたしておるわけでございす。応急対策、それは各県が各県でとりあえず応急に実施しておるものに対して、さかのぼって、決算補助のような形になりますけれども、助成したいというところでやっておるわけでございす。それは過去にも実施した例がございまして、い

つてもやるという措置ではございせんので、今回はそれに該当するのではないかと。現在まで、これは数日前までの集計でございすけれども約三十億、査定見込み額にいたしまして二十億にはなるのではないかと申してございす。これを対象にして、とりあえず調査、先ほど総理府のほうからも申しましたように、各省とも話をしておるわけであります。

ただ、まだ一部干ばつは進行しております。それからまた応急対策につきましては、この計画なりあるいは実施の状況等につきまして、集計がこれからできるわけでございす。そういう数値の確定を待ちまして最終的に決定したい。いまの状況でいいますと、過去の例からいきまして十月くらいには確定できると思ひます。きまりましたら、これは適宜してやることにしたいと思ひます。

○福岡委員 当面各県が応急対策を実施しておることは承知しておるのですが、県によりましては、中央政府の措置がある程度具体化しないと決るといいますか、そういう面もなきにしもあらずというふう聞いております。ですから、集計その他進行中の問題もあるでしょうから、そう早急にといふわけにいかぬにしても、考え方程度は各県に何ぶんの指示をしていただきまして、応急対策の遺憾のないようにしていただきたいという

ことをお願いしておきたいと思ひます。

それから内容なんですけれども、これも午前中取り上げられましたが、四十二年の実施要綱、最悪の場合でもそれを下回らないようにしてもらいたいという強い要望が出ましたが、いま農林省としてお考えになっておる内容、もちろんそれが財政当局と折衝される内容にもなっていると思うのですが、一つの基準を四十二年の実施要綱に置くとして考えた場合に、それ以上のことを相当考えられておると思うのですが、またそうあつてほしいという要望もあるのですが、内容的に一体どの程度のものと考えられておるのか。こまかい点は別にしましても、大綱だけでも御説明をいただければ幸いだと思います。

○杉田説明員 いまの応急対策につきましては、実は今年度の場合についての取りきめと申しますか、具体的な措置はこれからきまるわけでございすけれども、四十二年の干ばつが今回の干ばつよりもっと規模の大きい、被害金額の大きなものであつたわけでございす。特に激甚というような感じの措置になったわけでございすけれども、それ以外に三十九年以降にもまた何回かございまして、そういう過去の例を勘案いたしますと、少なくともこの程度のもものは今回も措置がとれるのじゃないかということで、各県には内容を示しております。これは実例として示しておりますので、大体こういう実例があるからこの辺を考えてひとつ措置をしるというふうにしてございす。

その内容は、いづれにしましても応急対策でございすから、用水確保のためにいろいろ工事をやっております。あるいはまたポンプその他の機械を借りてくるとかあるいは購入するとか据えつけるとかいうようなための費用を要しております。そういうものを対象にしたい。それから、これはたいいてい事業はそうなんでもございすけれども、あまり小さな金額、たとえば一万円とか二万円とかいうようなものはなかなか査定の内容に上がってまいりませんので、一件十万円以上くらの対象にしておる。これは過去の例でございす。補助率等につきましては水田、畑が四割、それから果樹園については三割というふうには、これは過去の例として例示しておるわけでございす。

○福岡委員 応急対策についても非常に精力的な取り組みをしていただいております。点については、敬意を払いたいのですが、なお内容その他につきまして最善を尽くしていただきたいということを、強くお願いをいたしておきたいと思ひます。

応急対策のほうはその程度にしたいのですが、問題は、ビニールパイプなどの資材が非常に不足をしておる。私も二、三カ所現地を見ましたが、機械は農政局がどこかで買ってきておるのに、わ

すかなところにパイプがないために水を揚げる
ことができない。このパイプは塩化ビニール、ビ
ニールパイプです。全部の箇所を調べたわけじゃ
ありませんが、資材不足のために相当不都合を来
たしておるといふように考えられるわけでありま
す。

そこで、今年度のかんがい対策としては、時期
的にもう用水を必要としない時期に差しかかるの
で――場所によってはまだなお資材が不足で手が
打てないところもあるかもしれませんが、大体全
体的に見れば今年度はどうこうということはある
まいのじゃないかと思うのですが、こういう場
合に農林省なり、あるいは公共事業的に考えれば
ある意味では建設省も関係があるかもしれませ
んが、こういう緊急非常用といふですか、そうい
うものの資材の確保をどのように考えておられる
か。通産省にもきょう来ていただいているので
が、まず農林省から、現在のところビニールパイ
プ等資材関係はどういう状態にあるのかというこ
とをお聞かせいただきたいと思います。それから
通産省のほうからも、現在の状態というものを要
点だけ説明していただきたいと思います。あわせて、当然の
ことながら将来の対策というものも御説明いた
きたい、こう思います。

○杉田説明員 塩ビ製品、特に干害復旧等に要し
ますパイプ、塩ビ管等でございますけれども、こ
れが非常に需給が逼迫しております。なかなか手
に入らないために、今回の干ばつはもろろのこ
と、一般の恒久対策としてやっております畑地か
んがい事業等にも非常に困っております。ござい
ます。そこで、地方農政局が地方通産局、あるい
は農林省が通産省に、いろいろ出荷につきま
してお願いをいたしております。大体通常年で年間一
万トンくらい必要なわけでございますけれども、
それがどうも本年度は半分くらいしか手に入ら
ないという状況で、しかも非常に値上がりし
ておるといふような状況でございます。

そこで、とりました措置をいたしましては、至
急というわけじゃございませんけれども、当面延

ばしてもまあまあそう特に困らないという仕事
は、資材、塩ビ管がもう少し円滑になるまで、こ
れは通産省にいろいろお聞きしたところ、半年く
らいはたある程度需給も戻ってくるのではない
かという話もございまして、繰り延べるといふ措
置をとりまして、そして緊急なところに重点的に
配分をするというふうにとりあえず処置をとった
わけでございます。とりましたけれども、なお本
年度工事等につきましては、塩ビ管がないために
用水対策が十分にできないという状況でございま
す。

○赤羽説明員 塩化ビニール樹脂が、最近の建設
需要が非常に旺盛なことその他によりまして、こ
としは去年に比べますと非常に需要が伸びてお
ります。一方、塩化ビニール樹脂の原料は、重要
な原料であります塩素が、公害問題、水銀問題等
の関係で増産が十分にいかない。昨年よりは相当
増産をしているのでございますが、需要に応じる
だけの生産ができないで、ここの六月ころは、
すでに需要期を迎えながらパイプの供給も逼迫し
ております。ところが、七月半ばに至りまして出
光石油化学の事故がございまして、この地区が全
国の塩ビ生産の一七％を占めるわけでございま
す。そこが一気にとまって、それに加えて水
銀問題で十分稼働できない、あるいは光化学ス
モッグ対策で地域のコンビナートの稼働を落とさ
なければいけないというようなことがありまし
て、六月には全体で十二万トン近くつくって
おりましたが七月には十萬トン足らずに、約二〇％
の減産になってしまったわけであります。ところ
がちょうどそういう需要期でございましたので、
非常に物不足になり、塩化ビニール樹脂の三分
の一を使いますパイプの供給は、特に需要が激しい
だけに不足になって、御迷惑をかけた次第でござ
います。

八月になりました、出光はまだ十分復旧して
りませんが、ほかのほうは条件が整いまして、大
体六月に近い生産があげられるようになってしま
した。一昨日から出光のプラントも一部稼働いたし

まして、九月には六月を一萬トンを上回る十三万ト
ンくらいの生産ができるのではないかと。今後さら
にそれを続けていける。ただし、繰り延べて待つ
ておられる需要があるものですから、これを充足
するのは、不要期に入ります秋以降にならない
ればならないんじゃないかという見通しでありま
す。

なお、明年のことはまだ十分わかりません
が、三分の二を占めます出光の第二プラントが来
年からはいつか稼働できると思っております。その他の
条件をいまから十分整えまして、来年の需要には
御迷惑をかけないようにしたいと考えております。

○福岡委員 最近の商社や大企業に対しては相当
不信感があるわけでありまして、残念ながら、い
まの御説明を額面どおり聞かずにいけません。こ
その内容はさておくといいたしまして、副長官にお
伺いしたいのですが、当面の緊急対策として、必
要なビニールパイプなどを政府としてある程度責
任をもって確保してもらいたいと思っております。
ります。将来の問題としてしましては、われわれもま
た別の機会に取り上げたいと思うのですが、たと
えば去年の七月災害以降、セメントが非常に不足
をいたしました。あるいは鉄材が非常に不足いた
しました。災害復旧に非常に事欠いた。その当
時国会でも取り上げたのですが、きめ手はなかつ
たわけでありまして。

そこで、将来の問題としてしましては、災害その
他、緊急非常の場合には資材の出荷命令権を都道
府県知事に与えるのが適当か、あるいは政府に与
えるのが適当か、そういう根本的な法的措置も考
えなければいけないんじゃないかというように私
は思うのであります。

そこで、農業関係でも、一萬トンに対して五〇
％くらいしか塩ビ関係はない、こうおっしゃつ
たのです。値段も上がっている。当面どうい
う対策を政府としてとられるのか。これは、鉄材に
ついても、塩ビほど深刻でないにいたしまし
ても、相対不足しておるところもあるわけであり
ます。したがって、この種の資材対策について当

面どうされるのか、私の一つの提案として、特別
の出荷命令という供出命令というものを考えた
立法措置などが将来必要だと私は申し上げたので
すが、今後の対策とあわせて、副長官、政府の責
任者として御見解を承りたいと思っております。

○小宮山政府委員 セメントの不足のおりには、
公共事業、特に災害については、通産省を通して
業界を指導いたしまして、特別に配慮するような
手配をいたしてまいりました。塩ビに関しまして
も、最近の需要の伸びで、また出光化学のほうの
事故等によりまして不足がございまして。しかし、
災害関係では、どうしても必要な面は通産省を通
して個別的にあつせんをいただくように配慮をい
たしております。

また、今後この状況が続くようであれば、やは
り政府の指導、命令でそういうものが供給できる
ようなことも考えざるを得ないかもしれません。
いまのところは業界を指導して、できるだけ
やっていきたいと考えております。

○福岡委員 この指導というのは、副長官、うま
くいけば問題ないのですがね。セメントのとき
に、私直接この問題に取り組んだんです。現地
の実情調査もやりました。あるいは通産省の担当
官の人とも話をいたしました。あるいは国会の正
規の場で取り上げました。しかし、実際はど
うかといふと、これはうまくいかなかった。
時間が相当かかりました。当時私は、具体的な数
字まであげまして問題を指摘したんですが、通産
省は一生懸命やっておられると思うんですが、
も、最近のメーカーや企業はそうすんなり言うこ
とを聞かない。その議論は別にしまして、ただ単
なる行政指導というふうなことでは、当面の問題
はおそらく解決しないと私は思うのです。とい
って、いま直ちに法的根拠があるわけじゃないの
ですか。命令権その他ございせんが、しかし、
それに準ずるような対策を当面とっていただ
きたい。行政指導でやればそれが一番いいのだ
が、やはり将来は、発動するかどうかは別といた
しましても、緊急非常の際にはそういう資材関係

の供出出荷命令ができるような法的措置をぜひとっていただきたい。私どもも別の機会にそれは強く取り上げていきたいと思いますが、当面の対策と将来の方針についてもう一ぺん明らかにしていただきたいと思っています。

○小宮山政府委員 大きな災害があったときには強権を発動せざるを得ないような形になるかもしれないけれども、当面は、セメントの場合には、特に大企業、大建設会社等々にはたいへんスムーズに流れておる。しかし、中小企業については非常に困った問題がある。一カ所のところからまとめて買っていないかったというところで、なかなかそのルートがつかなかったというところでございします。これは私考えるに、やはり物資ごとでございせん所をつくるようなことをしなければいけないだろう。そういうようなあつせん所をつくって、それを活用して、災害等の緊急必要なものについては優先して物資を送るというようなことを今後とも考えていきたいと思っております。

○福岡委員 どうもその答弁が弱いのですがね。セメントのあつせん所は設置されました。しかし、問題が発生してから相当経過している。しかも、最近セメントはうまくいきましたようですから、それはあまり活用されていないようです。あつせん所の効力というものが全然なかったとは私は申し上げませんが、長官はどう考えておられるか知りませんが、適切な効果があったというようには思いません。

そこで、ここでそれ以上やりとりしてもしかたがないのですが、直接的には農林省なんですけれども、当面全力をあげてこの資材確保に向かって努力をしていただきたいということを強く要請しておきたいと思ひます。

時間もございせんので、干害関係は以上で終りまして、次に水害対策に移りたいと思ひます。

これは、農林省、建設省あわせてとられた措置のように聞くのですが、四十七年度災害の繰り越し部分につきまして、異常に資材、労賃などの上

昇があつたので、八%以上上昇しておる場合にはその二分の一だけ補助を追加していく、こういう措置がとられておるわけでありまして。

そこで、一つの問題は、四十七年度災害に限らず、四十八年度分につきましても、御承知のように物価がどんどん上昇しておるときでありますから、原則的にいへば物価上昇に見合う、実価格に見合うような措置を講ずるべきだと私は思うわけでありまして。その問題が一つ。

それから、八%以上上がったというその八%の根拠ですね。それと、上昇部分の二分の一という、その二分の一の根拠ですね、それがどうなっているのかということをも説明していただきたい。

そこで問題になりますのは、まとめて申し上げますと、四十八年度、四十九年度で超過負担は解消するという方針を政府は示されておるのですが、はたしてそれができかどうかということ、最近特に物価上昇の中で非常に懸念するわけでありまして。もともと基準単価が低い。その上に物価上昇八%以下は全然見ない、こういうわけですね。物価上昇七・九%までは対象にならないわけですから。基準価格が低い、しかも八%未満は対象として取り上げられないということになりますと、ものによつては実勢価格の三分の一ぐらい——二分の一補助だといつても三分の一補助ぐらいにしかならぬところを、私は具体的に二、三聞いております。ですから、そういうことも考え合わせてみますと、もう少し別の角度からの対策が必要なんじゃないかと思うのですが、そういうこともあわせて御説明をいただきたい。これは農林省になるのか、建設省になるのか、両方あるんですけれども。

○黒坂説明員 担当が地方厚生課でございまして、いまここへ到着いたしますので、ちょっとお待ち願ひたいと思ひます。

○杉田説明員 特に四十七年度に限ったわけではございせんけれども、物価の値上がりは当然工事費を押し上げるわけです。それは実勢の単価で工

事費を組み、助成するというたてまえでございします。そういう問題はないと思ひますけれども、ただその際に、前年度から引き続き契約してある場合に、いま先生おっしゃいましたような契約更改がスムーズにいくかどうかという問題になると思ひます。その契約更改をする際に、いわゆる四十七年度からの繰り越し工事あるいは債務負担行為等につきましては、それが八%をこえる上昇という——これは建設、農林、公共事業担当各官庁、大体同じような標準約款になっておりますので、それに従つておるわけでありましてけれども、それに基ついて値上がり分の二分の一を契約更改していく。その根拠というのは、双務契約でございしますから、国も民間も、いわゆる発注者も受注者もそれぞれ半分ずつその責任をしようではないかといううなたてまえで、二分の一は見ますといううなたてまえでございします。あとは仕事の性質上多少危険負担はやむを得ないといううな考え方、値上がり分の二分の一。もちろん、発注する市町村がそのために特に財政負担をすることになるといううなことはならない仕組みになっております。

○福岡委員 そうおっしゃいますが、そうならないですね。八%の根拠をあとで説明してください。いま漏れましたね。

こういう状態なんです。私の選挙区、去年の七月に建設大臣も来られました、広島県三次市なんです。そこで、この間、市長が六十七社が八社の土建業者を集めて、百二十件ぐらい、もう設計までできて、補助金までつきまして、査定まで済んで、入札に付そうとするんだけど、その百数十件の取り手がいない、落札者がいないものなんです。工事が全然始まらないのです。その一番大きな理由を調べてみたら、単価が合わない。特に大きい幹線のところは、道路にしても河川にしても大手などの手を借りてぐっとやっ

たわけですけども、残っているところはため池とか、水路とか、いわゆる場所の悪い、機械力

フルに使えないようなところが多い。そこで市長が、最後は要請という形で、ある程度強制的に、いままでもうけたんだから、損をしてもちつとはやってくれ、簡単にいうとそこまで追い詰めても、取り手がいない。そこであなたがおいしやるように、半分は発注者が泣く、半分は受注者が泣く、市町村の負担はないはずでございします。そういう仕組みでないとおっしゃるけれども、実際取り手がありません。百二十何カ所——個所名がほしければ、すぐリコピーをとってあなたのところに出しますが、ことし非常に干害であるのに、ため池なり水路の災害復旧ができなかったために植えつけができなかった、無理をして何とか植えつけをしたけれどもやられてしまったというところも相当あるわけです。ですから、おっしゃったような仕組みになっていないのです。もうちょっと考え直していただかなければいけないのじゃないかといううな、さつき説明が漏れておりました八%というラインは何を基準にして引かれたか。私は、一%でも上がれば原則的には見るべきだ、こう思うのですが……。

○杉田説明員 八%のほうは、また後ほど建設省から御説明があると思ひます。

いま先生のお話の中で、実は発注者と受注者の契約にかかわるスライドアップ、いわゆるインフレ条項といつておりますけれども、これをどう活用するかという問題と、それから国が市町村にいわゆる事業費をスライドアップするという仕組みはどうなつておるのかということと二つあると思ひます。

その後者のほうは、これは先ほど申し上げましたように、四十七年に災害を受けた時点で査定をいたします。そうすると四十八年にインフレで相当に事業費が増高を来す。このスライドアップにつきましては、スライドアップしたそういう事業費を補助対象にいたしました四十八年度予算を個所づけするわけでございますから、その年度の中で上がった分はこれはいたし方ございせんから、事業量が減るわけです、予算がきまつてお

る場合には、そういうことで市町村が直接負担することのないようにする。

ただ、契約の段階と事業費が配分になった段階のことを考えますと、ことしは特に鉄筋あたりは月に一万上がったといわれておりますけれども、非常に激しかったために設計を組んだ段階と入札をした段階とでもうすでに差があるわけですね。業界はおそらくその値上がりの趨勢を見まして応札いたしますので、その間なかなか落札しない、こういう問題がある。そこで、それは当然災害復旧でございまして、どうしてもやらなければならぬところはこれは話し合いになる。発注者と受注者と話し合いをして、やれる単価でやるということになるわけでありまして。その際は、予算がきまつておりますから、施工進度はやや落ちるということになると思います。これは予算上いたし方ございまして、翌年度はその分を補正いたしまして、標準進度なりあるいは復旧進度が保てるように予算の配分をするということで手直しをするよりしかたがないと考えております。

八%のほうは、建設省のほうから後ほどお聞き願いたいと思います。

○福岡委員 それではその問題はまたあとにしまして、二つ目の問題なんです、建設省河川局長お見えになりましたが、河川改修が非常におくれているわけですよ。道路と比較をしてみますと予算も少ないし、進行状態がはたして非常におくれている。去年の七月災害を見ましても、そういうことが強く指摘できると思うのですが、いままでのことはさておくとして、おくれれている河川改修を進行させるためにはもう少し予算配分その他で配慮しなければならぬ。

そこでいろいろ問題点があるのですが、二つのことをお伺いしたいと思うのです。一つは、具体的に申し上げますと、江川、島根県、去年の七月災害の一番大きかった水系ですね。それから太田川、これは瀬戸内海に流れているのですが、これの上流もひどかったわけですね。この間、ここにすわっておられる災害対策特別委員長の大原先生と

一緒に現地を見てまいりました。まだ相当おくれしておる。それから県管理のために将来の見通しも立っていないところが相当あるわけです。

そこで、特にいま取り上げました具体的な河川は二つありますが、江川なんかは三次地区が直轄区域になっている。日本海寄り是一部直轄区域になっている。まん中がきせるのようには県管理になっておるわけですね。しかもそれが広島県、島根県の両県にまたがっている。太田川のほうは全部広島県ですが、そういう県のあれはないのです。瀬戸内海寄りの一定区間は直轄に入っているけれども、上流のほうは県管理になっておる。そういうために河川改修が非常におくれている。

そこで、災害復旧のことは二つ目の問題でお尋ねするのですが、将来の構想といたしまして、この江川にしろ太田川にしろ、私どもは現地を見てまいりまして、これは直轄区域に編入すべきである、そうして抜本的な河川改修をやらなければいけない。関係の市町村長も、強くそれを私どもに要望されました。そこで、しぼって言えば、この江川の県管理部分それから太田川の県管理部分を建設省の直轄に編入していただきたい、こういうことなんです。この点についてひとつ建設省としての考え方を示していただきたい。

それからもう一つは、時間がありませぬからついでに申し上げるのですが、これも工事事務所あるいは県の土木事務所などが災害復旧には相当努力をいたしまして、相当進んでまいりました。しかしセメント不足、また一連の事情がございまして、あるいは手不足というところもあるのはあるのですが、なお進んでないところがあるのはあるのです。しかしそれなりにやっていたら緊急の場合に査定をしまして、ところがあとから見直しをみますと、これはもうちよつとこういう設計にしておけばよかったというところがあるわけですね。そこで、一応査定して、入札して工事にかけるところがあるのですが、具

体的な個所につきましてはまた別の機会に申し上げたいと思うのですが、考え方としまして、当時、拙速をとらねたわけじゃないの、しょうが、十分な災害復旧設計なりができなかった、その後もちよつとつけ加えれば、あるいはちよつと変更すれば、というところがあるわけですね。そういうところにつきましては、これを思い切って設計変更をしていただきたいと思うが、それがどうかということが一つ。

それから第二番目には、相当金がかかるけれども、将来の災害を考えれば、思い切って河川のつけかえ、ところによっては一部トンネルにせなければならぬところもあるかもしれないが、河川の改良復旧ということの範囲に入るのでしようが、つけかえをしたほうが将来の防災対策から考えれば非常に有効である、しかし、ある程度工事費を多額に必要とするというところがある。これも具体的に個所を私持っておるのです。またあとで個所は申し上げることにしまして、考え方として、そういうものについては抜本的にやっていたらいいと思うがどうかというこの二点ですね。

ですから、最初に申し上げました点は直轄編入、それから災害復旧にあつたての考え方、設計変更と切り切った改修、つけかえですね、その三つについて建設省のほうから御答弁をいただきたい。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

江川、太田川につきましては、福岡先生御指摘のように、いまだ相当部分の知事管理区域があります。江川については申し上げますと、三次・川本間には現在六十八・六キロメートルの知事管理区域があるわけですが、四十七年七月災害の後、災害復旧工事それから災害助成工事等を県が、いま一生懸命工事中でございまして、直轄編入の御要望も非常に強いものとして私どももいたしております。一部川本地区で直轄編入をいたしましたが、広島県の部分につきましても、昭和四十九年度において同じような考えで積極的に検討いた

したいと考えております。それから太田川の区域延長の問題でございまして、上流部につきましてはやはり区域延長の強い御要望がございまして、これにつきましては四十九年度にさつき調査をいたしまして、その結果に基づきまして、これも区域編入を考えたい、こういうふう存じております。

それから、災害復旧工事の実施にあたりまして、先生も御指摘のように、災害の設計につきましては、査定官が直後に現地におきまして非常に多くの数をこなすわけでございますから、その後の現地の実情に應じている手直しを必要とする場所も出てくるかと思ひます。そういうものにつきましては、極力現地の実情を勘案いたしまして、再査定とか設計変更等も十分、県の河川課とかそういった第一線の技術の方々、県の河川課といたしまして、前向きに考えていきたいと思ひます。

それから河川のつけかえの問題でございまして、先生最初に仰せになられましたとおり、河川改修の予算は、私どもから見まして十分行き渡っていないという認識を持っておるわけでございますが、災害が起きたあとでという形はまことに申しわけないのではありませんが、災害の経験にかんがみまして、河道のつけかえと河道改修の必要性があるものにつきましては、十分そういう経験を生かしまして、積極的にこれも新たに取組むというふうな考え方でも治水事業を進めていきたいと考えております。

○福岡委員 持ち時間をちよつと経過しましたからこの辺で終わりますが、さっきの八%の問題、あるいは二分の一の問題、物価上昇との関係ですね、これは十分検討していただきたいということ、で打ち切りだと思います。――それじゃ簡単に、八%というラインを引いた根拠ですね、それはあとに最後に聞きっぱなしで――

それで次長さん、もう一回、さっきの直轄編入の問題ですが、ちよつと、聞き違いかもしれませんが、こういうふうに整理しても間違いございませぬか。江川の県管理の部分は四十九年度直轄編

○重見説明員 お答えいたします。

第一の問題の八%以上に定めた根拠いかなんというお話でございますが、これは当時におきます建設資材等の値上がり等を勘案いたしまして、四十八年四月の単価で試算いたしますと、契約時に比較いたしましたところ、一〇%をこえる上昇が見られたわけでございます。その状況と、さらに昭和四十二

年度から四十六年度の建設省所管土木事業費のデフレーターが、土木総合で、この五カ年間のいずれの年度をとりましても四%から七%程度の年間上昇率となっているわけでございます。それから、その当時の総理府統計局調べによります同期間の消費者物価も、総合指数で八%をこえるものが見られないということでございます。契約書では、著しく請負代金額が不適当となった場合——著しくと、常態でないということになっておりますので、そういうようなことを勘案いたしまして、八%が契約書の正しい解釈であるというふうに考えたわけでございます。

次に、第二間の二分の一にした理由いかんというところでございますが、当時の建設資材等の著しい上昇は、契約時点におきまして、発注者の側も受注者の側もいずれも予想し得なかつたものでございますので、両当事者のいずれの責任というわけにもまいりませんのでございます。しかしながら、このような値上がり分をすべて受注者に負担させるとすれば、受注者の負担が著しく増大するということになりますので、契約のたてまえからもおのおの二分の一ずつを負担することが適当であるというふうに考えまして、そのように措置いたしました次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○福岡委員 これはちよつと議論したい問題なんです、しかし、私ばかり時間をあれしまでも

なですから、またいづれ機会を改めましてやりたいと思いますて、要望しておきたいのは、もう少し、超過負担にならないような、あるいは適切な単価となるように検討していただきたいというように思います。

八%の根拠につきましても一応の御判断された基準はわかりましたが、これについても議論すれば問題はあるように思いました。特にこれは田中内閣の物価対策もやってもらわなければなりません、適切な処置を講じていただくように強く要請いたしましたし、終わりたいと思います。

○川崎委員　今国会において、活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律というのを、大原委員長はじめ委員各位のたいへんな御努力によって制定をしていただいたことに、地元の方として感謝をしたいと思います。ただ、たくさん問題というか不満が残っておるわけでありますけれども、これらの問題は、今後法律を具体的に施行していく中で改善をしていただきたい、こういうふうにまず冒頭申し上げておきたい、こう思います。

この桜島の問題でありますが、八月の十八日また大爆発をやりまして、三十ミリ、四十ミリというたいへんな灰のあらしを吹き散らしておるわけでありまして、故老の話によりますと大正三年の大噴火以来の大量降灰だ、こういうふうに言われておりますし、将来の當農問題等については、あるいはまた生活環境の問題等については、たいへん不安を持っておるわけでありまして、収穫直前のわけの温州とかあるいは島ミカン、さらには今後植えつけなければならぬ大根の問題等、そういう点で非常な大きな不安を持っております。ミカンについてはほとんど全滅に近い、こういう状況でございます。そういう状況、さらに四千メートルの高さのやつは、桜島周辺だけでなく川内であるとか樋脇であるとか入来であるとか、相当遠いところまで広範に広がっていくというわけで、被害が及んでいるわけであります。噴出力がますます

ます強くなる傾向にある、こういうふうに見られておるわけで、簡単におさまりそうもないという現状にあるわけですね。

それです。氣象庁どなたかお見えでしょうか。長官ですか。これは氣象庁の長官の管轄それ自体ではないと思いますけれども、限られた時間ですから、私、氣象庁を中心にひとつお尋ねしてみたいと思うのでありますけれども、いまこういう状況になっている中で、長期観測として、こういういまの状況は相当長期にわたって活動が続くというふうにごらんになっておるのかどうかというのが一つ。

それから二番目には、最近地震学のほうでも、エネルギーを人工制御しようという学問的な研究も進められておると聞いておるわけです。そうすると、地震よりも火山のほうが場所がはつきりしているのですから、岩石浮上とかそういうふうな状況が見られるようになれば、今度の法律に基づいて何かつばな機械も設置されるというふうな伺っておりますけれども、そうすると火山の場合も、私は人工制御ということとは全く不可能じゃない、こう実はしろうと考えるわけです。そしてまたさらには、非常に膨大なエネルギーがあるわけですから、そういうものをどう活用していくか。地震国であり火山国でありながら、そうした学問というものは非常に進んでいないのではないのか。だから、これは長官の直接のあれじゃないけれども、関連の問題だと私は思うのです。地元の大学にもそういう意味で、四十万の市民が活火山と同居しておるわけでありますから、世界に例のないこういう状況の中では、そういう火山学、地震学というもののについてはもっと積極的に取り組む方法はないのかということ、私絶えず提起はいたしておりますけれども、それらの点についてどうお考えになっておるか。

この二点まずお尋ねしたいと思うのです。

○高橋造 政府委員 第一点につきましては、かなり長い間続くといいふうな予測になっております。あとで観測部長のほうから、もう少し詳しく

御説明申し上げたいと思います。

第二点の問題につきましては、私も実はそのほうの専門家でございませんで詳しくは存じておりませんけれども、火山のエネルギーを直接いろいろわれわれが使うようなエネルギーに転換するというような研究につきましては、あまりないように思います。ただ、地熱でございすね、これは電力が何かに変えてやるという研究はございす。一部そういうようなのを実施しているところもございます。特に、たしかニュージーランドでございしましたか、そういった方面の研究をやっておるように聞いております。そういう意味では、ある意味では火山のエネルギーを利用しているということになるのではないかと思います。

それから火山の研究につきましても、日本とい
たしましても重要なことでございまして、やはり
これを研究を進めていく必要があるかと思うわけ
でございます。特に火山の噴火の予知の問題が問
題になっております。この問題につきましましては、
やはり研究的なこととございますので、これはい
ろいろ各方面の、特に大学関係にこういう研究者
が多くおられますけれども、その辺の協力を非常
に密接にする必要があるということで、火山予知
連絡会というものををつくりまして、そういうと
ころでいろいろ討議をしたり、いろいろな観測や何
かについても情報交換したり何かをする、そうい
うような計画が進んでおります。そういう事務局
を気象庁のほうで受け持つというようなことで、
現在そういう方向で進んでおります。大体そう
いったような状況でございます。

○木村説明員 桜島火山の見通しについてお答え申し上げます。

八月に入りまして桜島は十五回爆発しております。ことしに入りまして二十四回でございますから、その大半が八月にまとまったということになりますし、爆発のほかに灰が吹き上げたことが二回ありますから、見かけ上は非常に活動しているようでありますけれども、われわれの観測データを整理してみますと、一ぺんにまとまって

出ないで、じわじわと持続的に出てきたということ、灰は、ちょうど台風十号が接近してしましたために、八月の十二日、十三日にかけては鹿児島市内で、十八日には西風が強くなって二俣地区にたいへんな降灰があったわけでありましたけれども、それも口があらいていたために灰が出ていったということ、口がふさがって、ぽかぽかであれだけのエネルギーが一べんに出たら大爆発になったかと思えますけれども、幸いに小出しに出てくれたということで、幸いでありました。

ただ、われわれとしては、小出しでいきますとエネルギーが少しずつ出てくるものですから徴候がつかみにくいということで、予知が非常にむずかしい。情報も出ておりません。あまりひんぱんに出しますとオオカミと少年みたいなことになりまして、一般の方々にほんとうに大事なときに信用していただけないと困るものですから、迷っているうちに現象が過ぎてしまったということになっております。

桜島というのは、大体こういう活動を繰り返しながら数年間続くというのが普通でありますので、それから数年間休むということを繰り返して、平均しますと五十年間に二十五回以上爆発をしているという島でありますから、まだ今後とも数年間くらいはがまんしなければいけないという見通しです。

○川崎委員 たいへんきびしい御託宣なんで、それだけに法律の具体的な施行ということが切実な問題になってくるわけです。

そこで、続いてちよつと長官、人工制御の問題に触れられなかったので、この点は地震のほうは、何か新聞を見ますと、しきりに積極的なあれが展開をされているというんで、火山のほうはどうなのか。まあ予知も大事ですけれども、できれば制御できたいわいわけですから、何か方法はなにか。どうですか。

○木村説明員 私からお答えいたします。地震の制御ができるというようなことがきょうの新聞に出ておりましたけれども、これは小出し

に出してしまおうということですが、桜島みたいな火山を制御するためには、しよつちゅう灰をふかせるとかなんとかいうことをさせないと、つまり、エネルギーが出ていくのを止めることができません。ですから、ちよつといまの知恵では不可能ではないかと考えます。

○川崎委員 いまの知恵では不可能だそうだけれども、科学が進んだ世の中ですから、これはひとつそういうところにこそ政府もうんと金をつぎ込んで、大いに研究してもらおうようにお願いをしたいと思います。

そういう、数年間活動ということになりますと、灰はとめどもなく降り続ける、こういうことになるわけでありまして。たいへん深刻な問題になるわけ、集じん車、ちりを集めるやつ、これを購入することにせよという補助対象にしてほしい、こういう要望が上がっているわけ。この法律から見ますと、どうもその肝心のそれが実は抜けておったんじゃないかという感じもするわけ。道路維持に入るのか、あるいは八条のほうの「当該農作物の被害を防止するために必要な施設」というほうに入れられるのか。しかし、道路の維持ということになりますならば、国道、県道、市町村道、農道というふうに灰を直ちに除去するということ、農道の基盤を確保していく上にも、また生活環境を確保する上にもきわめて重要なこと、それから、集じん車の購入について補助を認めることは当然のことじゃないか、こう思います。いかがでしょう。

○上東説明員 集じん車、道路清掃車でございますが、これにつきましては、現在道路事業整備費におきまして、道路交通の安全確保をはかる意味におきまして、各都道府県に對しまして必要な場合は補助いたしております。鹿児島県に對しましても昨年一台補助いたしております、また新しい年度におきましても、これは桜島の降灰のためだけにございせんが、交通安全確保のためということで予算の要求はいたす計画でございます。○川崎委員 来年度でなくて、ひとつ、あとの計

画があるようだけれども、そういうわけで、今年度ちゅうでできるといふようにお願いしたいと思えます。

○上東説明員 四十八年度の事業につきましては、補助の決定をいたしております、これからの変更という、実際変更するとはしますと、よその府県に行っているものを引き上げて持つていくというふうな形になるわけでありまして、現実には非常にむずかしいんじゃないかというように思いました。○川崎委員 これはひとつまたあらためて御相談します。けつこうです。が、来年ということじゃ困るので、先ほども、活動はしばらく続くというのですから、総務副長官もひとつ政府のほうとしてもよく考えてもらおうようにお願いしたい。

次には、そういう農家の被害はたいへんひどくて、昨年来続いております。そこで、もう絶望して、出かせぎに出ようというのがどんどん出始めていくわけ。しかし、灰さえ降らなければ、近郊農業の地域としては宝庫なんです。そうしますと、これをそのまま絶望的な状況において出かせぎの状況を続けさせていくのかどうか、あるいは何とか防ぎながら営農も続けさせるべきなのか、これはやはり何とか続けさせなければいけません。○川崎委員 ところで営農資金の問題についても、昨年来借金もふえておるわけ。償還の延長それから利子の補給という問題についてぜひ特別の配慮をお願いしたい、こう思います。この点いかがでしょう。

○澤邊政府委員 降灰による農作物被害に對しまして、昨年は県の単独事業といたしまして低利融資を行なっております。これは国と直接関係のない低利融資をやっております。償還能力に對しましては、被害の状況あるいは償還能力等を勘案して県において適当に指導されるよう、われわれとしても協力したいというように思っています。

なお、従来この地域におきまして国の制度資金、天災融資あるいは自作農資金あるいは農林漁業金融公庫資金等を借りておる同じ農家が今回また災害を受けたという場合には、たとえば置き期間を置きますとか償還期限を延ばすとか等のことにつきましては、これも被害の実情に應じまして、あるいは償還能力等も勘案いたしまして、関係機関を十分に指導してまいりたいと思っております。

○川崎委員 次に、市や町としては、税の減免あるいは高校生の授業料の減免等を行なっているわけでありまして。だから、これはひとつ特別交付金の問題として今度はぜひ特別に配慮がほしい、こういうわけでありまして、その点がいかがかというの。それから私立高校ですね、これはそういう場合に対象にならぬということになりますと、私立高校に出しておるといふだけで親の負担は大きいわけですから、この問題については文部省として何か方法はないのか。これらをめんどろ見る方法はないのかどうか。あわせてひとつ伺いたいと思えます。

○栗田説明員 自治省から、特別交付税のことにございましてお答えいたします。桜島の噴火に伴います関係地方公共団体の税収その他の収入の減少の状況、それからまた財政需要の増加等の状況を十分把握をいたしまして、これらの地方公共団体の財政状況を勘案いたしまして、特別交付税の把握にあたりまして適切な措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○宮地説明員 私立高等学校の生徒に對する授業料減免の措置についてどうかというお尋ねであります。先生御指摘のとおり、公立高等学校の生徒に對しては減免措置が具体的にとられておるわけでありまして。なお、私も、県当局とも連絡をとったのでございますが、桜島町においては、町として授業料の一部について——私立高校生でございまして、授業料の一部について補助の措置は実際としておるようでございます。なお、私立学校の学校法人そのものから、県当局への具体的な

そういう要望というようなのはまだ上がってき
ていないように聞いておりますので、学校ないし
父兄からの要望その他が現実の問題になるとすれ
ば、県当局ともその点は相談をいたしたい、かよ
うに考えております。

○川崎委員 町がしておるのだったら、町はま
す貧乏でいまま苦しんでおるわけですから、自治
省としては何とか見るといことを、先ほど適当
な措置と言った中には当然含むというように理解
していいですね。

○栗田説明員 私立の高等学校に対します授業料
の減免の問題でございますが、これは当該市町村
なり県なりがそういう措置を講じた場合に特別交
付税でどの程度見るかという問題でございます、
具体的な実情を調査いたしまして交付税上措置を
いたしたいと思ひます。

○川崎委員 文部省も、その点ひとつよろしくお
願ひしたいと思います。

次には、出かせぎに出始めておるといこと
を言ったわけでありますが、そこで、どうしても
出かせぎに出ないようになるといのか、何とか現
金収入の道を考えるというところが政治の課題だろ
う、こう思うのです。そこで、たとえば八月の十
一日から十三日の間においては延べ千名、それか
ら五十台の車両を出して灰を除去したりしてお
るわけですね。これは法律の中のどこに入るのかあ
れですが、そういう降灰除去のための事業を救農
事業という事で考えられないのか。たとえば災
害を受けた。災害復旧の土地改良事業がある。こ
の法律の八条でいけば、災害を受けたやつをもと
に戻そう、こういうわけですから、明らかに受け
ておるわけですから、それをひとつ土地改良事業
と同じ思想で、降灰除去のための事業というもの
を、住民が現金を取り得る一つの事業として考え
られないか、その点いかがでしょうか。

○杉田説明員 異常な天然現象によりましてい
ゆる農地に土砂が、まあ水の場合は流入する、そ
れから灰の場合は上から降ってくるということ
でございますけれども、これは粒徑一ミリメートル

以下の土砂にあつては二センチメートル、それか
ら粒徑〇・二五ミリメートル以下の土砂にあつて
は五センチメートルというふうなこまかい規定が
ございませうけれども、現地の事情を伺いますと、
平均大体二センチ、最高四センチぐらいの降灰が
あるという話も伺っております。したがいますと、
そういう場合には農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律で災害復旧事業
としてやることはできることになっております。
ただ、その実態がまだよく――県にも問い合
せておりますけれども、どういう範囲にどうい
う量があるのか、その辺、詳細な報告を実は受けて
おりません。もちろんこれは申請事業でございま
すから、地元市町村、県が相談していただいて、
ある基準に合えば災害復旧事業としての事業を興
し、いわゆる現地の現金収入の道としての救農土
木事業に仕組むという事は可能でございませう。

○川崎委員 これは現地の市、町、県それぞれ具
体的に御相談あると思ひますので、よろしくお願
ひしたいと思います。

もう時間が参りましたので終わりますが、この
第三条に基づきます避難施設緊急整備計画並びに
第八条の防災官農施設整備計画というものは、市
や町、県を通してそれぞれ具体的に計画が立てら
れておると思ひます。

そこで、お尋ねをしたいと思いますのは、施行規則をい
出すのかというのが一つ。それからこの整備計画
がいつ確定をするか、そして具体的な実施にいつ
入るか。特に各省は九月の予算編成に具体的に
入ってまいりますので、各省ははたらきかさない
ように、この両計画の実施に直ちに出来るように
ひとつ特段の努力をお願いしたい。これは総務副
長官のほうから、政府全体まとめて御答弁いた
さしたい。

○小宮山政府委員 現在、農林省といろいろ話を
やりまして、施行規則を九月の上旬までには仕上
げたいと考えて、いま鋭意努力中でございます。

○川崎委員 そのあとの御決意のほどを――
○小宮山政府委員 桜島の噴煙降灰の問題はたい

へん長期間にわたり、ここに住んでいらつしやる
方、またその周辺の方々にたいへん被害を与
えている。そういう意味でも、政府がとり得る措
置としては財政的にも援助する、また今後の住民
の農業あるいは営業等々が安全にやつていける
ような措置も今後とも全力をあげてやつていき
たいと考えております。

○川崎委員 計画についても具体的にいろいろお
尋ねしたいわけですが、時間もありません
から終わります。

○大原委員長 次は柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 本日、「六月下旬以降の干ばつ
による農作物被害概況」という資料が提示されて
おりますが、これを見ますと、「被害見込金額」の
中で野菜の被害が一番多いということになってお
ります。

まず伺いますが、この野菜の被害というのは全
国的にどのような分布になっているか、どこが多
いかというふうな事について伺ひたいです。

○澤邊政府委員 農林省の発表いたしました統計
情報部の被害概況によりまして、まだ各県ごと
に詳細に出しておりませんが、別途県のほう
からいろいろ報告をとおしてございまして、それによ
つて申し上げますと、被害の比較的大きな県とい
しましては岩手県、それから福島県、兵庫県、島
根県、鳥取県等におきまして、いずれも億単位の
被害額が報告されております。

なお、作物別に見ますと、これは統計情報部の
報告でございますが、作物別に被害の大きいもの
といたしましてはキュウリ、サトイモ、ナス、ト
マト、スイカ等が主要なものになっております。
これは入っておりますが、千葉県に於ける
干害の状況を見ますと、サトイモ、落花生
などの畑作物中心に野菜の干害で総額三十億円と
いう干害の状況で、千葉県が中間報告をつくつて
いるわけですね。この野菜類の干害による被害に対
しては、国なり地方自治体が被害を直接補償して
やるという対策はあるのかどうか、お伺ひします。

○柴田(睦)委員 いま言われました中に千葉県の
ことは入っておりますが、千葉県に於ける
干害の状況を見ますと、サトイモ、落花生
などの畑作物中心に野菜の干害で総額三十億円と
いう干害の状況で、千葉県が中間報告をつくつて
いるわけですね。この野菜類の干害による被害に対
しては、国なり地方自治体が被害を直接補償して
やるという対策はあるのかどうか、お伺ひします。

○澤邊政府委員 野菜に対します被害に対する救
済対策といたしましては、天災融資法に基づきま
す営農資金の融資、これは野菜作はもちろん対象
になりますので、これによる救済が可能になるわ
けでございますけれども、けさほど来副長官もお
答えしておりますように、現在なお進行中でござ
いますので、最終的な調査結果をまつて天災融資
法の適用について十分検討したいという考えでご
ざいます。

なお、現在国会に提案をしております畑作物共
済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案という
ものを御審議をわざわざしておりますが、これが
成立いたしますれば、将来の問題といたしまして
は、施設園芸につきましては救済措置が可能にな
ろうかと思ひます。ただ、一般の露地野菜につ
きましては、非常に種類が多い。価格変動が大き
い、損害評価が非常に困難である、作柄が不安定
といういろいろな問題がございしますので、いま直
ちにこれを共済制度に乗せるということとは非常に
困難であろうというふうな思っております。

なお、お尋ねにございました県、市町村等につ
きましては、国の措置とは別途に、それぞれ低利
融資の道あるいは種子等に対する援助等の道も、
従来講じた例はございます。

○柴田(睦)委員 野菜の被害が非常に大きいわけ
なんですけれども、直接これに対する補償の制度
が現実にはないという事は、非常に遺憾なことだ
と思ひます。この農業災害補償法の共済制度、
これも野菜については適用されないという関係に
なっておりますけれども、その農業災害補償
法の共済制度の中に野菜の問題も入れていく、こ
ういう点については検討されておりますか。

○板野説明員 野菜につきましては、現在、私
どものほうで、今国会に畑作物共済と園芸施設共済
の法案を提案申し上げておるわけでございませ
う。この法案が通りますと、園芸ものにつきましては、
試験実施ではございますが、一応対象になるわけ
であります。ただ、露地野菜につきましては、先
ほど審議官から申し上げましたように、損害評価

その他非常にむずかしい問題がございまして、現在のところ、現状ではなかなかむずかしいのではないかとこのように考えられております。

○柴田(睦)委員 そうすると、野菜類に対する補てんというものは、いまの制度上は無理だという答弁になるわけですが、そういうことであれば、ともかく野菜に依存している農家も非常に多いわけですから、この野菜の被害が生じないような、そういう面から考えていかなければならないというところにもなるわけですが、ことしの四月に気象庁のほうからは異常気象白書というのが出されておまして、干ばつ、冷害、集中豪雨などが警告されていたんですが、干ばつがこれほど大きくならないことは、白書が出されたあとと予測できなかったかどうか、その点について伺います。

○高橋(浩)政府委員 ただいまの件についてお返事いたします。

長期予報につきましては、非常に技術的にむずかしい面がございまして、なかなか困難な問題でございまして。こういったような異常な干ばつが全国的に起こるといことは、正直申し上げましてその作業が確かにおそうございまして、そういうことについてはつきり確定しましたのが七月二十日でございます。三月に発表いたしましたときには、全国の一部についてはそういうような干ばつが起こるケースがあるというところは申し上げておりましたが、全国的にそうなるというところは予想していない、そういう状態でございます。

○柴田(睦)委員 この七月二十日に干ばつの問題について警告を出されたということになります、いまから振り返って見た場合に、もう少し科学的に検討を進める、あるいは県等の施設、設備などがあればこの干ばつの予想もできたんだ、そういうことをお考えになることはありませんか。

○高橋(浩)政府委員 こういったような長期の予報につきましては、非常に重要なことでございまして。実は各国とも、こういった問題に非常に關心を持っております。ただ、残念ながら、どこの国

におきましても、その面につきましてはまだ確立しておりません。したがって、現在各国で出しております長期予報と申ししても、普通一カ月予報が限度でございまして。こういった状況を改善しなければいけないというわけ、われわれとしてもこれから努力する必要があると思いますが、この問題につきましては、実は大きなことで申しますと、GARP計画、地球大気開発計画というのがございまして、これが全世界で行なわれる予定でございまして。その一つの手段といたしまして気象衛星を上げるといふ問題もございまして、そのGARPの期間がたしか一九七七年、昭和五十二年でございまして、それを予定しております。そういったものを実は積極的に、技術開発を目的といたしまして、世界的な協力でやるといふ状態でございます。日本もその一部を応援する、こういうことでございまして。

なお、それはわりあい研究的なこととございまして、やはりこういった問題につきましても、そればかりではなくて、毎年のことにつきましてもやはり力を入れていく必要があるんじゃないかと思っております。したがって、来年度の予算につきましても、そういった面につきましても若干増強したいと考えております。現在におきましては北半球の状況だけを解析しているわけでございますが、特に長期の問題になってまいりますと、日本だけではだめでございまして、やはり地球的に見る必要がある。そのためには南半球の状況もうちよつとよく調べる必要があるだろう、こんなようなことで今後大いに努力して改善していきたいと思っております。ただ、技術的には非常にむずかしい問題でございまして、できるだけの力を注いでいきたい、こう考えている次第でございます。

○柴田(睦)委員 正確な見通しができないということですが、いま気象庁では人員の削減がなされているのですけれども、この人員削減というのは、これからさらに科学的な正確な予測ができるようにしなければならぬ時期において、否定的な影響を及ぼしているんじゃないかということを憂えるのですけれども、この点についてはいかがですか。

○高橋(浩)政府委員 いわゆる定員削減の問題につきましましては、やはりこれは政府全体の方針でございますので、われわれとしてもそういったことと進めていかなければならないと思っております。ただ、その場合に、やはり技術水準を上げてまざるべきであるかどうかという点については問題があると思いますが、われわれといたしましては、そういった技術水準はそのままにしておいて、仕事の合理化と申しましようか、やはりいろいろな面で、長い間やってまいりますと仕事はだんだん変わってまいります。その体制に應ずるようなふうにしてやっていく必要があるんじゃないかと思っております。さらに、新しいことにつきましましては必要な人員を要求いたしまして、それでそういった方面を充実していく必要があるんじゃないか、こう考えております。今年度におきましても、なるほど一部、たしか八十八名ぐらいでございまして、定員の削減がございましたけれども、そのほかに約百五十名ぐらいの増員がございまして、実質的には人数としてはふえている状況でございますので、そういう点ひとつ御了解願いたいと思っております。

○柴田(睦)委員 そうしますと、人員の削減はあっても、やはりこの気象の予測などのことについて前進的な方向で全体的には進んでいる、こういう御見解なんですか。

○高橋(浩)政府委員 そういった方向で進めていきたいと思っております。それで、いまの段階では大体そういうことになっていっているのではないかと考えているわけでありまして。

○柴田(睦)委員 やはり水準を高めるといふことが必要であると思ひますし、そのためにはやはりそれだけの人員をそろえるということが当然必要だと、こう考えるわけですか。

次に伺います、災害対策基本法に基づいて農林省の防災計画というのがきめられているわけ

ですが、この長期予報が出された時点で農林省としては何か独自の対策を立てるか、あるいは自治体に対する対策の指示などがなされたかどうか、お伺いしたいと思います。

○遠藤(寛)政府委員 お答えいたします。

先生のお尋ねの一部分になるわけでございますけれども、長期予報が三月の十日に毎年出るわけでございます。それが四月から九月までの夏作の予報をされるわけでございます。それに対して私どもは、それと前後しまして、ことしの場合は三月二十六日に出しておりますが、地方農政局、それから北海道知事、それから沖縄の総合事務所、そういうところを通じて都道府県に達する次官通達を出すわけでございます。それには気象状況の予想に応じた技術的注意事項を詳しく書きまして通達いたします。ことしの場合、先ほど気象庁長官からお話ございましたように、やや冷害ぎみな予報が出ておまして、干ばつの予測は一部分、注のところに書いてありますが、盛夏には夏らしい天候と、こう書いてございまして、私どものほうとしましてはそれも考慮いたしまして、豆類でございましてとか果樹、野菜、そういうものの項目につきましては干ばつ対策をかなり詳しく注意いたしまして、ずっと下のほうまで通達を出しまして指導いたしております。私どもの担当いたしましたのはそういうことでございます。

○杉田(説明員) 施設その他農地等についてのそういう指示が別にありましたのでございまして、これにつきましては、今年度も三月に、地方農政局を通じて各都道府県市町村に指示をいたしております。特に干ばつに對しましては、ため池その他の施設の管理状況あるいはまたその貯水状況、そういうものを点検するとともに用水の確保につとめる、あるいはまた非常事態が起きた際の用水をいかにうまく配るか、有効に使うかということについても指示をいたしております。

なお、七月になりました干ばつの徴候が非常にあらわれてまいりましたので、応急のための措

置、それにつきまして指示をいたしております。

ただ、その際にこのような大干ばつになるという予測ができませんでしたので、十分でなかった。

それから、ある程度指示をしてはおつたわけでございませうけれども、肝心の流水がないために施設が使えないというような事態が生じているということ、十分な成果をあげるような結果にはならなかったという点を非常に残念に思っております。

○柴田(睦)委員 干ばつに対する指示は、これは千葉県などについてもなされたわけですか。

○遠藤(寛)政府委員 千葉県に対しては、行政の分担上関東の農政局、農政局長を通じて千葉県知事に通達が行っていると思えます。

○柴田(睦)委員 干ばつの指示が……。

○遠藤(寛)政府委員 干ばつといいますが、暖候期予報に対します春夏作指導という形で……。

○柴田(睦)委員 千葉県の場合を見ても、大きな被害を受けた地域は下総台地と呼ばれる台地になっているところで、昔から水利施設のことがいろいろ意見が出ていたところなんです、地元の人々は、井戸がほしいんだけれども、結局は金がない。井戸さえ国が掘ってくれば、末端の施設は自分たちのほうで負担する、こういう意見がずつと出ていたわけなんです。土地改良法によりまして、二十町歩以上まとまらなければ国の補助が受けられない。そういうことで、現実には水利施設をどうしようかということ、この台地の人々は頭をひねっていた。そこに今度のこの大規模な干ばつになるわけですが、そういうことを考えると、農民の間からそういう意見が出ていた中でその対策が立てられなかった、長い間にわたって立てられていないということから見ると、まさに被害が起るべくして起った、こう見なければならぬと思うわけなんです。異常気象が警告される、これはこれに限ったわけではないわけですから、そういうものの対策として国のほうで責任を持った水利対策が遂行されるべきではなかったか、この点についてどうお考えですか。農林省の見解をお伺いします。

○杉田説明員 御説明申し上げます。

お説の、いわゆる土地改良事業の末端規制が二ヘクタールと書いてあるということは、確かにそうなおつておられるわけでございますけれども、実はこれに例外がございまして、過疎振興山村、野菜指定産地等の場合は十ヘクタールということになっております。この趣旨は、いわゆる公共事業でございまして関係で、少なくとも団体での規模ということになります、十ヘクタール程度が最低限ではなからうかというところになっております。ところが千葉県の台地等では、必ずしも十ヘクタールにまとまらないところがあることが多いわけでございまして、それを水で結ぶとわれわれは申ししておりますけれども、水もしくは道路で結んで、それを一団として取り扱うという措置で、二ヘクタール、三ヘクタールという小団地を事業対象に加えていくという実態でございます。

なお、恒久的な対策といたしましては、国営、県営、団体営あるいは被補助事業等土地改良事業のすべてで、これは畑地かんがい事業とかあるいは一般のかんがい排水事業とかいうことで地域的に工事を実施して、そういう無水地帯をなくするというようなことで事業を進めていっていただくでございます。

○柴田(睦)委員 結局、土地改良法の制限によって、農民の水利施設について十分の対策が現実には立てられないという現状なんですけれども、農林省として、こういう干ばつの被害などが起こらないようにするために、なお新規の水利施設について土地改良法のワクを越えて補助を出す、こういう次の対策が考えられなければならないと思うのですけれども、その点についてのお考えはいかがですか。

○杉田説明員 土地改良法のワクを越えてというお話でございますけれども、実はこういう水利施設等は非常に公共的な色彩が濃いということで、その補助体系なり何なりに対して抜本的にやるべきであるという意見が相当あるわけでございます。

しかし、従来、戦後ずっと昭和二十四年以来土地改良法を運営してきておりまして、一般にこの農業水利事業等につきましては、相当に補助率あるいは採択基準等の改定が行われてまいっておりますわけでございます。水田のほうは相当完備されてまいりましたので、今後は重点が畑地帯に移るということになりまして、ことに畑については水田と違って高率の助成措置なりあるいは採択基準の引き下げということに対処していくということにしております。

○柴田(睦)委員 時間が参りましたので、最後にひとつ、その水利施設などについての抜本的な対策は当然考えなければならぬと思えます、そして被害を補償する制度が野菜類には何らないという点について、やはり根本的に考え直さなければならぬ問題だと思っております。この点についての見解を伺って終わりたいと思えます。

○澤邊政府委員 先ほどもお答えしましたように、野菜類につきましては、現在御審議中の法案が通れば対象になるわけでございますが、一般の野菜については現段階では困難であるというふうに考えておるわけでございます。なお、共済制度以外につきましては、先ほども触れました天災融資法の適用を、調査の結果を待ちまして十分に検討してまいりたいと思えますし、なお、先ほどはちよつと漏らしましたけれども、天災融資法によりまして再生産資金の融資によつてもなお救われないうような農家につきましては、野菜作農家を含めまして、自作農資金の長期低利の融資等の道もございまして、実情に応じまして、応急対策についても十分配慮してまいりたいと思えます。

○大原委員長 次は、庄司幸助君。

○庄司委員 まず、委員長に、本席で発言を許していただいたことを感謝申し上げます。

最初に農林省に伺いたいのですが、大体どこの県の知事からも要請がまわっていると思えますが、市町村や農業団体が水利施設あるいはポンプといったものに使った金についての補助金、これを

をひとつ国庫補助でやってもらいたい、この点が一つの共通点です。それから、来年の種もみやその他に対する国庫の助成。それから三番目としては、いわゆるため池であるとかその他の恒久的の干ばつ対策。それから四番目としては、いわゆる融資関係ですね、天災融資あるいは自創資金のワクの拡大、あるいは、天災融資は受けたが、それが結局差し引かれて何にもならないというようなことでワクの拡大や期限の延長の問題、それから利子の問題、それから共済の問題、こういう点は、どの県でも共通している要求だろうと思えます。

その点について具体的に、第一点の国庫補助はいつごろ措置されるのか。これは私、たしか八月四日に農林大臣にお会いして、大体いま言ったような項目は要請いたしました。その際農林大臣は積極的に取り組むという御答弁をいただいているわけですが、時期の点やあるいは国庫補助の率の点はまだ煮詰まっていないようなので、その点ひとつ具体的にお答え願いたいと思うのです。

○杉田説明員 いまの第一点について御説明申し上げます。

かんがい応急対策につきましては、先ほどちよつとお答えしたのでございますけれども、とりあえず過去の例がございまして、各県を通じて市町村には、ほぼ見通しとしては応急対策に助成措置をとれるような規模になってきておるので、過去の実施例はこうであるということをお明しております。

実際にそのとおりになるかどうかはこれからの問題でございますけれども、大蔵省にもすでに折衝を始めておまして、かんがい応急対策に要した費用を積み上げて集計されました時点で最終的にやりたいと思っておりますが、過去の例からいきまして十月ごろには確定できるのではないかと考えております。内容といたしましては、水田、畑については四割の補助、それから果樹園につきましては三〇%というような内容になるうと思っております。

○庄司委員 それで、少し具体的な問題で、重複を避けてお伺いをしますが、八月二十三日の農林省の各県の集計を見ますと、総額が五百七十三億円——現時点では六百幾らとなっておりますが、そのうち東北六県が二百九十三億円くらいになるのですね。これは五〇%以上です。特にひどいのは岩手県の百十六億円、あるいは福島県の四十八億円、宮城の四十億円、山形の四十二億円、秋田、青森がそれぞれ二十億円くらいであります。このうちでも稲作が百五十一億円くらい、相当の部分を占めておられるわけです。この稲作について収穫皆無という場所も相当あるのです。収穫皆無の場所について私も足で調べてみましたが、ほとんどがやはり過疎地帯であるとかあるいは山間部の開田した地帯であるとか、非常に困難な状況にあるのですね。こういうところについては、天災融資くらの措置では間に合わないのです。その点で具体的に、これは災害の補償といえますか救済といえますか——共済だけではとても間に合わない。あるいは天災融資のいままでの事例からいっても間に合わない。こういうところについてはやはり特段の措置をしていただく必要があるのではないかと申すのです。その点どういうふうにお考えになっておられるか。

それから第二点は、いわゆる収穫皆無でなくとも米の質が非常に落ちて、等外米が非常に多く出る可能性もあるのですね。この等外米について、今度の干ばつによる被害と認められるものに限定されてもいいですから、この等外米の政府の買い入れをぜひやってもいいと思うのです。その点どのようにお考えになっておられるか、まずこの二点を伺っておきます。

○澤邊政府委員 第一点の共済、天災融資のみでは十分な救済ができないではないか、こういう点のお尋ねでございますが、共済制度によりまして、加入者につきましては、収穫皆無の場合には当然最高限度の共済金が支払われるわけでございます。この点につきましては八月六日の通達によりまして、各共済組合あるいは共済組合連合

会等におきまして被害の実情に応じて仮渡しを行ない、それに関連して国の再保険金を請求するようという通達もすでに流しておるところでございます。天災融資法につきましては、最終的な被害の取りまとめを待ちまして、資金需要等も勘案して十分に検討してまいりたいと思っております。以上、救済措置のほかに自作農資金、自作農維持資金という制度がございますので、天災融資、共済金の支払い等でお救済できなくて経営が破綻するというような農家に対しては、五分、二十年という長期の低利融資を実情に応じて行なうという考えでおります。

第二点のお尋ねの、干ばつ被害による米の品質低下によりまして等外米あるいは規格外米の政府買入れの問題でございますが、現在の食糧制度の運用におきましては、当然に等外米あるいは規格外米を食糧が買入れられるという制度になっておりませんけれども、災害等によりまして相当被害が大いという場合には、地域を限りまして、災害対策の一環といたしまして、配給可能な品質のものについては等外米あるいは規格外米であっても買入れられるという措置をこれまでも講じております。したがって、現在まだ等外米がどの程度発生しているかというのを最終的に判断する段階でありませんが、この実情が明らかにになりました際に、必要により従来のような対策を講ずることについても検討をいたしたいと思っております。

○庄司委員 たいへん前向きな御答弁であります。自創資金の問題その他、実は相当農家が借りておられるわけですね。これは困ったものだと農民は言っているわけですね。ですから、これは別ワケで借りられるようにぜひ御配慮をお願いしたい、こう思うのですが、その点だけ、簡単に申し上げますから。

○植木説明員 お答え申し上げます。

資金関係の問題につきましては、重複被害を受けましたりあるいはすでに借り入れ金がある等の事情があるもの等、個々にいろいろあると思うのです。そのような場合におきましてはいろいろの仕組みをとっておりますが、たとえば天災融資法につきましては、重複加算といって実質的な借りかえ措置がとられるようになっておりますし、いまお尋ねの自創資金の場合には、通常五十万円という限度で、残高通算といっておりますが、特に集団的に過去の借り入れがあつてこれに障害があるような場合には特ワケを設定するというようなことで、個々の実情に応じて弾力的にそのつど処理をいたしております。今回の処理にあたりまして、その被害の実情を把握いたしまして、そういう方向で検討するということを考えております。

○庄司委員 次に伺いたいのはくだものの問題ですが、これは特に福島県が非常にひどくやられておられるのですね。八月二十日現在の数字ですが、大体十一億二千五百万円。福島県は果樹地帯が相当ありますから深刻な問題なんです。果樹に対する共済、保険といいますが、これは昭和四十四年から五年間試験実施をやられておられる。これは福島県一県だけのことであります。ところが、果樹共済あるいは保険といいますが、これに対する加入者がきわめて少ないという問題があるのです。大体作付面積の一〇%ぐらしか加入していません。そうしますと、ほとんどの果樹農家は、今度の干ばつによる被害を保障によつてまかなうことができないという状況にあるのです。そういう点で、今度の干ばつに対して、果樹についてもどのような救済措置をとられるのか、これをまず第一点として伺っておきたいと思うのです。

○澤邊政府委員 果樹共済につきましては、担当の課長が来ておりますので後ほどお答えさせていただきますが、果樹の被害農家に対しまして対策をいたしましては、先ほど来御説明しております天災融資法による措置あるいは自作農維持資金による救済措置等がもちろんございますので、実情に応じて十分

検討してまいりたいと思ひます。

○板野説明員 果樹共済に関連してお答え申し上げますが、先生御指摘のように、果樹共済につきましては四十三年から試験実施をしましてまいっております。五年間ということでは試験実施をやつてまいりまして、試験実施につきましては、掛け金率算定の基礎になります被害率等を調査するというのが主目的でございます。実施の規模といたしましては大体一割ぐらゐをめぐりに実施してまいつたわけでございます。全国的には大体六割ぐらゐの実績になっておりますが、その試験実施の結果を受けて、四十八年度、ことしから本格実施に移行したわけでございます。本格実施はことしから引き受けが始まるわけでございます。当然試験実施の段階よりも実施規模はふえてまいるわけでございます。現在までのところ、まだ最終的な引き受け見込みは確定いたしておりませんが、大体三割ないし四割ぐらゐの加入はあるのじやなからうかというふうに見込んでおられる次第でございます。

○庄司委員 果樹共済の問題、三つほど問題があるように思ふ。一つは、たとえばことしのような干ばつの被害が生じた、その被害に対する補償じやなくて来年度の再生産のための必要な援助だ、こういう性格があるやに聞いているのです。これがやはり果樹共済に対する加入が消極的な一つの原因だといわれているのです。もう一つは、これは福島の実例ですが、五年間実施してみたら赤字が約一千三百万出ている。この赤字を今後入る人もかぶるんだ、これがやはり加入促進を消極的にしているもう一つの原因だ、こういうわけにやに私は聞いているのですが、その辺はいかがでしょう。

○板野説明員 まず果樹共済の補償のしかたでございますが、いま先生の御指摘でございますが、当該年度の被害でなしに来年度の営農資金というお話がございましたが、これはこういうことかと思ひます。

果樹の場合につきましては、共済の期間を花芽

形成期から翌年の収穫期までというふうにしたしております。と申しますのは、ある年を基準に考えました場合に、前年度の花芽の形成いかにあるいはそれ以降の状況がその年の収穫に影響するという形で、花芽の形成期から収穫期までを責任期間にしているわけでございます。したがって、本年度引き受けますのは、来年産のものを引き受けるということでございます。したがって、その当該年度の収穫を見ないということではございませんで、保険の期間が二年間にわたるということでございます。したがって、今年産のものについて申し上げますと、本格実施の引き受けは、ことしから始めておりますので、ことし引き受けましますのは、来年の収穫期からのものを引き受けるということになるわけでございます。

それから試験実施の赤字の問題でございますが、試験実施期間中の赤字につきましては、それを本格実施の段階の加入者がかぶるということとさせていただきます。それは赤字は赤字で別立てで処理したいと思っておりますので、そういうことはないと思っております。

○庄司委員 そうすると赤字の千三百万円は、国のほうで何らかのところで別立てで補助するということですか。

○板野説明員 試験実施期間中の赤字につきましては、経理処理としては別立てで処理しておきまして、ただ、それは今後の本格実施の中で——本来、保険というものは長期バランスということを前提にしているわけですから、将来の本格実施の中で剰余が出た場合等におきましてそれをだんだん消していく、こういう形で処理していくべきものではないかと思っております。ただ、その期間、赤字のために資金繰りに困るというようなことがありますので、農業共済基金というものがございまして、そこからの融資という道もあるわけでございます。

○庄司委員 これは試験期間の間の赤字分くらいはやはり保険の会計でやるんじゃないかと、試験をやれといったのは農林省なわけですから、農林省

がかぶってしかるべきだと私は考えます。そういうふうな要請だけ申し上げておきます。

その次の問題ですが、実は今度の農林省の被害の状況の中には水産物関係の被害が載っていないわけですね。水産庁にいらしていると思いますが、たとえば宮城県の万石浦のカキが全滅いたしました。一億三千万ほど被害をこうむっている。しかも、種ガキがそのうちの半分以上を占めているようなわけです。そのほかホタテについてもやはり被害が予想されているわけです。あるいは内水面のため池が干上がって、飼っている魚が全滅したとか、そういうものもあるわけですから、なぜこういう調査をなさらなかったのか。私は当然報告があつてしかるべきだと思つていたので、いわゆる農作物の被害状況だけが発表されているわけですね。これはそれで責め立てても、あとの問題ですからしかたがないですが、こういった水産物関係の被害についてどういふような救済措置をとられるのか、これをお伺いしたいと思っております。

○増満説明員 ただいま先生御指摘の、宮城県の万石浦を中心といたします養殖のカキの被害でございますが、これにつきましては、八月二十日現在で宮城県の報告で、一億三千万円という報告をいただいております。その対策につきましては、被害の原因を早急に究明いたしまして、県と十分連絡をとりながら適切な対策を立ててまいりたいというふうに考えております。

そのほかホタテでございますとかあるいは秋田県の魚の被害等報告を受けてございますが、あらためて全国に、今回の八月中の異常気象によります高温、水質変化あるいは海水といったようなことによります漁業被害の実態を早急に報告するようになり、手配もしてございます。

○庄司委員 対策をとられるのはけっこうなんです、対策は大体わかつているのです。というのは、万石浦というのは、海に通ずる道路が非常に狭くて、水の入れかえが困難なところなんです。それが異常高温と海水によって水質が極度に悪化し

た、そのためあいつた被害が出たわけですから、この原因はわかっているのです。その対策となると、これは非常に膨大なものになるのです。たとえば隣接する女川との通水をやるのか、そういう対策が必要になってくると思ひますけれども、これはこの席でやっていますとなかなかたいへんだらうと思ひますから、あと別の機会にやります。

それで、被害に対する補償の問題で、実は万石浦では、いわゆる共済に全然入っていないのです。ですから、共済による措置も受けられない。その点で現地の漁協は非常に苦慮しているわけですが、これについての救済措置をお願いしたいという点なんです。具体的に言いますといわゆる救済措置の対策、これをお願いしたかったので、その点お答え願ひたいと思ひます。

○増満説明員 宮城県全体を見まして、カキの養殖の共済への加入が二一%とあまりよくない。お話しした万石浦の場合は、残念ながら共済に入っておりません。したがって、共済金の支払いというわけにはまいらないと思ひます。その他の救済措置につきましては、先ほどお話ししましたように、県ともよく連絡をとって対処したいと思ひます。天災融資等の問題につきましては、水産庁といましては関係部局と目下検討しております。

○庄司委員 次にお伺ひしたいのは、環境庁にらっしゃると思ひますが、今度の異常海水で、福島県と宮城県にまたがる阿武隈川、これは国の直轄河川であります。この水質が非常に悪化したわけですね。これは資料によりますと、水域はA水域になっておるわけですが、ことしの七月一日ではかつてみたら、PHが九・二四ですね。A水域は六・五から八・五と高められておりますが、こういうふうになつておる。これの四十八年の総平均を見ても七・二〇なんです。大体中性に近い。それがこういうふうになつてPHが上がつてしまつた。それからBODは二PPM以下と定められておりますが、これが倍以上の四・五〇、

こういうデータが出たわけです。これに対して宮城県当局は非常に苦慮いたしました。県内の沿岸の三十五工場に対しては、五十トン以上排水しておるところは全部規制をかけたわけですね。排水するな。ですから、工場にしても操業短縮やあるいは操業停止をやつたところもあるわけですが、同時に上流の福島県当局に対しても、同じような規制をやつてもらいたい、こういう申し入れを再々やつたわけです。ところが、福島県当局は自主規制、これは指示したようでございますが、なかなか強力な措置はとっていただけなかつたというので、下流の宮城県下では非常に問題になつておるわけです。

この点で私、水質規制課長さんとお話しして、いろいろ申し入れはしたのですが、ところが、環境庁が福島県当局に質問したら、うちのほうではそれほどありませんよと言われて引き下がつたような形跡があるのです。上のほうでたれ流して下流のほうには迷惑をかける。二つの県にまたがる問題についてはどうしても国が調整する以外にないと思うのです。ところが、国の調整機能がほんとうに手ぬるいような感じがするのですが、その点について今後どのような御処置をおとりになるのか。いまからでもおそくありませんから——雨が降れば解決する問題ではありませんが、その点でひとつきびしい手段をとっていただきたい、これが宮城県知事の要請なんです。その辺どのようにお考えになりますか、ひとつお願いいたします。

○松田説明員 先生御指摘のとおり、異常海水等によりまして水質の非常に汚濁する場合には、水質汚濁防止法の十八条によりまして、排水の規制というふうな緊急時の措置がとられることになつておるわけですが、政令で定める場合と書いてあります。政令で環境基準に定められた水質の倍以上に汚濁した場合は排水を五〇%カットする、こういうふうになつてございます。

そこで、お尋ねの点でございますけれども、宮城県、福島県のおの水域の区域内においてそ

うふうな事態になった場合に、当該県知事は関係の地域について、おっしゃるような規制をすることができ、しなければならぬ、こういうふうな定められておるわけでございますが、ただいま御指摘ありましたように、福島県側の水質の汚濁状況はそれほどひどくはなかった。さらに、聞くところによりますと白河付近にかなり降水がございまして、そういうふうな点で上流部では緊迫感がなかったというふうな事情もあつたようでございます。そこで、宮城県側から要望がございましたけれども、その辺の事情もございまして、おっしゃいましたように自主規制といたしまして、おっしゃ置いたような措置を福島県側ではとつたということでございます。宮城県側のほうでは、法令に定める基準に達しておりましたので、緊急措置命令という形になつたわけでございます。

確かにそういうふうな県際水域の調整という問題があるかと思ひます。現在の水質汚濁防止法のたてまへは、そういうふうな規定してございまして、その辺の調整をはかるために、環境庁としては従来から留意しておつたのでございましてけれども、必ずしも十分ではなかつたというふうな思つておりますので、さらにそういうふうな事態が生じた場合には、法令の定める基準以内でありまして、下流県の水質の汚濁の防止に役立つように、上流県に対してさらに強力な指導をいたしてまいりたい、われわれとしては今後はそういう点大いに注意してまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○庄司委員 時間が参つたようですから、最後にお伺いしておきますが、いまの水質の問題は、上流は確かに水質はある程度いい。しかし、だんだん下流にたまっていくわけですから、下流が迷惑をこうむる。これはひとつ嚴重にやつてもらいたい。これは要請しておきます。

最後に、飲料水の問題も、今度の異常渇水とあわせて非常に大問題になつていくわけですが、これは通産にひとつ伺つておきますが、飲料水が節水だ何だと非常にやかましい規制をやつていく最中

にもかかわらず、工業用水は依然としてのほんとして限度一ぱいに取つていく事例があるので、たとえば石巻にある十條製紙などは、石巻市が一日四万トン、それでも足りなくて節水している、ところが十條製紙は四十万トン目一ぱいどころん使っている。こういう事例があるので、

その点で、これは何も宮城県だけの問題ではなくて、東京の問題でもあれば大阪の問題でもあれば、全国的な問題だろふと思ふのですが、この工業用水を今後、これは気象庁長官もいらつしやいます、異常気象が続く、これは四月十七日のあなたの御答弁で明らかですから、この工業用水をいつまでも、湯水のようにとつていこうとありますが、安いものですから湯水のように使う、こういう工業用水の使い方の姿勢、これは考え直す必要があるのじやないかと思ふのです。その点で若干の議論をなす方々では、工業用水の値段が安過ぎる、一トン五円か六円ですから、これを五十円くらいに上げれば当然水を循環して使うようになるのじやないかという説をなす方もあるわけですが、私はこれは当然だろふと思ふのですが、そういう点で通産当局は、工業用水について、この異常気象が今後も続く、しかも水需要はふえる一方だという中で、どういう基本的な考えを持つていらつしやるのか、いま私が申し上げたような方向で検討なさつていくのか、これをひとつ伺つておきます。

○柴田説明員 渇水期における上水への協力につきましては、現在全国の工業用水道百七十四ございますが、そのうち六十二制限しておりますけれども、その制限の実態を見ますと、通常の場合、上水を一〇〇程度制限した場合は工業用水はその倍の二割、あるいは一五%上水を制限した場合は三割ということ、工業用水のほうの制限率を高くいたしまして、一般市民の水道用水のほうに回るように指導しております。仙台の場合も、上水は二〇〇程度かと聞いておりますが、工業用水は四四%カットしておりますが、ただ工業用水の場

合でも、都市ガスとかあるいは電力会社に対する供給あるいは中小企業に対する供給がございまして、むげに削減するということはまいりませんで、やはりその工業の実態に合わせまして個別に指導しているのが実情でございます。

それから御指摘の第二点の問題ですが、現在私どももいたしまして、工業用水は単に新しい水源ないし川に用水を求めるということではなくて、工場排水とか下水の再生利用ということを行なうべきだということ、国庫補助をいたしまして、たとえば東京都の場合、五万トンの下水の高度処理のプラントを助成してつくらせるといふようなことで鋭意力を注いでいるところでございますし、あるいは海水の淡水化ということについても努力をいたしております。

最後に料金の問題でございますが、工業用水は発生的には地下水の転換ということに進んでまいりまして、地下水については非常に単価が安い。二円ないし三円程度で、工場が井戸を掘つてしまえばそれで工業用水をつくれるわけでございまして、それとのバランスもございまして、わりあい低く押えているわけでございます。御指摘のような点もございまして、諸般の情勢を勘案しまして、料金については適切な方向に持つていききたい、そういうふうな考へておる次第でございます。

○庄司委員 終わります。

○大原委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

昭和四十八年九月十二日印刷

昭和四十八年九月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N